

【iii 家庭福祉課・母子家庭等自立支援室関係】

別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(案)の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について</p> <p>平成11年4月30日 厚生省発見第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各核市の市長あて 厚生事務次官通知 〔一部改正〕</p> <p>平成11年12月9日厚生省発見第140号 平成12年5月19日厚生省発見第91号 平成12年11月22日厚生省発見第129号 平成13年8月2日厚生省発見第314号 平成14年11月11日厚生労働省発見第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発見第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発見第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発見第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発見第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発見第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発見第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発見第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発見第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発見第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発見第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発見第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発見第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発見第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発見第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発見第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発見第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発見第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発見第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発見第1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発見第0128第2号 平成22年5月18日厚生労働省発見第0518第3号 平成23年6月17日厚生労働省発見第0617第5号 平成24年4月5日厚生労働省発見第0405第1号 平成25年※月※日厚生労働省発見第※※※※号</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について</p> <p>平成11年4月30日 厚生省発見第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各核市の市長あて 厚生事務次官通知 〔一部改正〕</p> <p>平成11年12月9日厚生省発見第140号 平成12年5月19日厚生省発見第91号 平成12年11月22日厚生省発見第129号 平成13年8月2日厚生省発見第314号 平成14年11月11日厚生労働省発見第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発見第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発見第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発見第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発見第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発見第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発見第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発見第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発見第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発見第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発見第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発見第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発見第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発見第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発見第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発見第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発見第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発見第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発見第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発見第1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発見第0128第2号 平成22年5月18日厚生労働省発見第0518第3号 平成23年6月17日厚生労働省発見第0617第5号 平成24年4月5日厚生労働省発見第0405第1号</p>

略

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。

改正後

現行

	<p>なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。</p> <p>ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>第1 ～ 第3 略</p> <p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務</p> <p>地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の使用及び各月の支弁額の算式</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれその費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使用及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。</p>
--	---

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	略	略	(1) 次のアからソまでににより算定した額の合算額 ア 略 コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式により算定した額。 算式 特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員× <u>配置人数</u> サ ～ ソ 略 (2) 略 (3) 略 ア 略 イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 <u>一時保護所の専門職員等加算分保護単価</u> ウ 略 (4) 略
(2) 一般生活費	略	略	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所(一時保護の委託を受けた施設を含む。)	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他の事務の執行に伴う諸経費	(1) 次のアからソまでににより算定した額の合算額 ア 略 コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式により算定した額。 算式 特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 サ ～ ソ 略 (2) 略 (3) 略 ア 略 イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 <u>一時保護所処遇促進加算分保護単価</u> ウ 略 (4) 略
(2) 一般生活費	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所(一時保護委託を含む)の一時保護児童 自立援助ホームの入所児童	その児童の給食に要する材料及び日常生活に必要な経費 その児童に要する日常生活に必要な経費 その児童に要する日常生活に必要な経費	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 略

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2)	略	略	算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価 $95,000$ 円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数
一般生活費	略	略	(2) ~ (5) 略
(3)	略	略	略
~			
(6)	略	略	略

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2)	母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費	算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価 $94,750$ 円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数
一般生活費	母子生活支援施設の保育室における保育児童(保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。)	その児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費)	(2) ~ (5) 略
(3)	略	略	略
~			
(6)	略	略	略

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(7) 教育費	略	略	略 算式(1) ~ 算式(6) 略 算式(7) 入学時特別加算費年額保護単価 <u>59,010</u> 円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数 算式(8) 略
(8) ~ (10)	略	略	略

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、自立援助ホーム（第3欄の(8)に限る）若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) ~ (6) 略 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等 (8) 略	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) ~ 算式(6) 略 算式(7) 入学時特別加算費年額保護単価 <u>58,960</u> 円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数 算式(8) 略
(8) ~ (10)	略	略	略

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(2)に限る）、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの、高等学校第1学年に入学するもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校に在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等 (2) その児童の高等学校に入学に必要な学用品費等 (3) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等のための経費	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 略 算式(2) 入学時特別加算費年額保護単価 $59,010$ 円 \times 高等学校第1学年入学措置児童数 算式(3) 略 資格取得等特別加算費年額保護単価 $55,000$ 円 \times 該当児童数（資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定められるものの数）
(12) ~ (23)	略	略	略

改正後

3 略
第5 ～ 第9 略

現行

3 略
第5 ～ 第9 略

改正後

表 児童入所施設徴収金基準額表
階層区分A ～ D10 略

現行

表 児童入所施設徴収金基準額表
階層区分A ～ D10 略

改正後

D11	略	略	略	略
D12	略	略	略	略
D13	略	略	略	略
D14	略	略	略	略
備	<p>1 ～ 3 略</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 「在宅障害児(者) (社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。)) (平成17年法律第123号) 第6条の自立支援給付の受給者 (<u>障害者総合支援法</u>第5条第6項、第7項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。) 又は<u>障害者総合支援法</u>附則第22条の特定旧法受給者を除く。) のいる世帯」 …次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア ～ エ 略</p> <p>(4) 略</p>			
考	<p>5 ～ 7 略</p>			

現行

D11	3, 117, 001円から 4, 173, 000円まで	その月の措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143, 800円を超えるときは143, 800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71, 900円を超えるときは71, 900円とする。)
D12	4, 173, 001円から 5, 334, 000円まで	その月の措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166, 600円を超えるときは166, 600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83, 300円を超えるときは83, 300円とする。)
D13	5, 334, 001円から 6, 674, 000円まで	その月の措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191, 200円を超えるときは191, 200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95, 600円を超えるときは95, 600円とする。)
D14	6, 674, 001円以上	全額徴収	全額徴収
備	1 ～ 3 略	<p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 「在宅障害児(者) (社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、<u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号) 第6条の自立支援給付の受給者 (<u>障害者自立支援法</u>第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。) 又は<u>障害者自立支援法</u>附則第22条の特定旧法受給者を除く。) のいる世帯」 …次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア ～ エ 略</p> <p>(4) 略</p>	
考	5 ～ 7 略		

改正後

現行

別表1 事務費の保護単価[児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表

1-1 一般分保護単価(民間施設給与改善費の支給対象施設及び公立施設(平成25年4月

~6月分までの単価))

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	223,890	219,390	214,890	211,890	208,890	205,900	201,400	196,900
31~35人	209,030	204,820	200,610	197,800	194,990	192,180	187,970	183,760
36~40	194,180	190,250	186,330	183,710	181,090	178,470	174,540	170,610
41~45	190,190	186,300	182,400	179,810	177,210	174,620	170,720	166,830
46~50	166,520	163,110	159,700	157,420	155,150	152,870	149,460	146,050
51~55	162,360	159,030	155,690	153,480	151,260	149,030	145,710	142,380
56~60	158,200	154,940	151,700	149,530	147,370	145,200	141,950	138,700
61~65	154,200	151,030	147,860	145,750	143,630	141,520	138,350	135,180
66~70	150,200	147,110	144,020	141,960	139,900	137,840	134,750	131,660
71~75	146,630	143,610	140,590	138,580	136,570	134,560	131,540	128,520
76~80	143,050	140,110	137,170	135,200	133,230	131,270	128,320	125,380
81~85	140,460	137,570	134,670	132,740	130,810	128,880	125,990	123,090
86~90	137,860	135,020	132,170	130,280	128,380	126,490	123,650	120,800
91~95	135,030	132,260	129,480	127,620	125,770	123,920	121,130	118,360
96~100	132,210	129,500	126,780	124,970	123,160	121,340	118,630	115,910
101~105	130,770	128,070	125,390	123,590	121,800	120,000	117,320	114,620
106~110	129,320	126,660	124,000	122,220	120,450	118,670	116,010	113,350
111~115	127,870	125,240	122,600	120,840	119,080	117,330	114,690	112,060
116~120	126,420	123,810	121,200	119,460	117,720	115,980	113,380	110,770
121~125	125,100	122,520	119,930	118,210	116,490	114,770	112,180	109,600
126~130	123,790	121,230	118,670	116,970	115,260	113,550	110,990	108,440
131~135	122,940	120,390	117,850	116,150	114,460	112,760	110,220	107,670
136~140	122,090	119,560	117,030	115,340	113,660	111,970	109,450	106,910
141~145	120,870	118,360	115,860	114,180	112,510	110,840	108,340	105,830
146~150	119,650	117,170	114,690	113,030	111,380	109,720	107,240	104,750
151人以上	119,050	116,580	114,110	112,460	110,810	109,170	106,690	104,220

別表1 事務費の保護単価[児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表

1 一般分保護単価

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	223,620	219,130	214,640	211,650	208,650	205,660	201,170	196,680
31~35人	208,790	204,580	200,380	197,570	194,770	191,960	187,750	183,550
36~40	193,950	190,030	186,110	183,490	180,880	178,270	174,340	170,420
41~45	189,960	186,080	182,190	179,600	177,000	174,410	170,520	166,630
46~50	166,320	162,910	159,510	157,240	154,960	152,690	149,290	145,880
51~55	162,160	158,840	155,510	153,300	151,080	148,860	145,540	142,210
56~60	158,010	154,760	151,520	149,350	147,190	145,030	141,790	138,540
61~65	154,010	150,850	147,680	145,570	143,460	141,360	138,190	135,030
66~70	150,020	146,930	143,840	141,790	139,730	137,680	134,600	131,510
71~75	146,450	143,440	140,430	138,420	136,410	134,400	131,390	128,370
76~80	142,880	139,940	137,000	135,040	133,080	131,120	128,180	125,240
81~85	140,290	137,400	134,510	132,590	130,660	128,730	125,840	122,950
86~90	137,700	134,850	132,020	130,120	128,230	126,340	123,500	120,660
91~95	134,870	132,100	129,320	127,470	125,620	123,770	120,990	118,220
96~100	132,050	129,340	126,630	124,820	123,010	121,200	118,490	115,780
101~105	130,610	127,920	125,240	123,450	121,650	119,860	117,180	114,490
106~110	129,160	126,510	123,850	122,070	120,310	118,530	115,870	113,210
111~115	127,720	125,090	122,450	120,700	118,940	117,190	114,560	111,930
116~120	126,270	123,660	121,060	119,320	117,580	115,850	113,250	110,640
121~125	124,950	122,370	119,790	118,070	116,360	114,640	112,060	109,480
126~130	123,640	121,080	118,530	116,820	115,120	113,420	110,860	108,310
131~135	122,790	120,250	117,710	116,010	114,320	112,630	110,090	107,550
136~140	121,940	119,410	116,890	115,210	113,520	111,840	109,320	106,790
141~145	120,720	118,220	115,720	114,050	112,380	110,710	108,210	105,710
146~150	119,510	117,030	114,550	112,900	111,240	109,590	107,110	104,630
151人以上	118,910	116,440	113,970	112,320	110,680	109,040	106,570	104,110

改正後

現行

(1) 児童養護施設 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	236,310	231,510	226,710	223,510	220,320	217,120	212,320	207,520
31~35人	220,110	215,630	211,150	208,160	205,170	202,190	197,770	193,230
36~40	203,910	199,750	195,590	192,810	190,040	187,260	183,100	178,930

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	221,590	217,990	214,390	212,000	209,600	207,200	203,600	200,010

(新規)

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	221,380	217,790	214,200	211,800	209,410	207,010	203,420	199,830

改正後

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	263,360	258,450	253,540	250,260	246,990	243,720	238,810	233,900
31～35人	248,220	243,550	238,880	235,770	232,650	229,550	224,880	220,210
36～40	233,070	228,650	224,220	221,270	218,320	215,370	210,950	206,530
41～45	229,220	224,780	220,350	217,390	214,440	211,480	207,050	202,610
46～50	215,630	211,430	207,220	204,410	201,610	198,800	194,590	190,390
51～55	210,060	205,940	201,830	199,090	196,350	193,600	189,480	185,370
56～60	204,490	200,470	196,440	193,760	191,090	188,400	184,380	180,360
61～65	199,840	195,890	191,940	189,310	186,670	184,050	180,100	176,150
66～70	195,180	191,310	187,430	184,850	182,270	179,690	175,820	171,940
71～75	190,900	187,100	183,300	180,760	178,220	175,690	171,880	168,080
76～80	186,620	182,890	179,160	176,660	174,180	171,690	167,950	164,210
81～85	183,560	179,870	176,180	173,720	171,260	168,800	165,110	161,420
86～90	180,490	176,850	173,200	170,770	168,340	165,910	162,260	158,620
91～95	177,160	173,560	169,960	167,570	165,170	162,760	159,170	155,570
96～100	173,840	170,290	166,730	164,360	161,990	159,630	156,070	152,520
101～105	172,490	168,960	165,440	163,080	160,730	158,380	154,850	151,330
106～110	171,140	167,630	164,140	161,800	159,470	157,140	153,640	150,140
111～115	169,510	166,040	162,570	160,250	157,940	155,630	152,160	148,690
116～120	167,880	164,440	161,000	158,710	156,410	154,110	150,670	147,230
121～125	166,880	163,450	160,030	157,740	155,460	153,170	149,740	146,320
126～130	165,870	162,460	159,050	156,770	154,500	152,230	148,820	145,410
131～135	164,600	161,210	157,820	155,560	153,300	151,040	147,660	144,270
136～140	163,340	159,960	156,600	154,350	152,110	149,860	146,500	143,130
141～145	162,300	158,940	155,580	153,350	151,110	148,880	145,530	142,170
146～150	161,260	157,920	154,580	152,350	150,120	147,890	144,550	141,210
151人以上	160,400	157,080	153,750	151,540	149,320	147,100	143,780	140,450

現行

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	263,070	258,170	253,270	250,000	246,730	243,460	238,560	233,660
31～35人	247,940	243,280	238,630	235,520	232,410	229,300	224,640	219,980
36～40	232,820	228,400	223,980	221,030	218,090	215,140	210,730	206,310
41～45	228,960	224,530	220,110	217,150	214,200	211,250	206,820	202,400
46～50	215,390	211,190	206,990	204,190	201,380	198,580	194,380	190,180
51～55	209,820	205,710	201,600	198,870	196,130	193,390	189,280	185,170
56～60	204,260	200,240	196,230	193,540	190,870	188,200	184,170	180,160
61～65	199,600	195,670	191,720	189,090	186,470	183,840	179,900	175,960
66～70	194,960	191,090	187,220	184,640	182,060	179,490	175,620	171,760
71～75	190,680	186,880	183,080	180,550	178,030	175,490	171,700	167,890
76～80	186,410	182,680	178,950	176,460	173,980	171,490	167,770	164,040
81～85	183,340	179,660	175,970	173,520	171,060	168,600	164,920	161,230
86～90	180,280	176,640	173,000	170,570	168,140	165,720	162,080	158,440
91～95	176,960	173,360	169,770	167,370	164,980	162,570	158,980	155,390
96～100	173,640	170,090	166,540	164,170	161,810	159,440	155,890	152,340
101～105	172,280	168,760	165,240	162,890	160,550	158,200	154,680	151,150
106～110	170,930	167,440	163,950	161,610	159,280	156,960	153,460	149,970
111～115	169,300	165,840	162,370	160,070	157,760	155,440	151,980	148,520
116～120	167,680	164,240	160,810	158,520	156,230	153,930	150,500	147,070
121～125	166,680	163,260	159,840	157,560	155,280	152,990	149,570	146,150
126～130	165,670	162,270	158,860	156,590	154,320	152,050	148,650	145,240
131～135	164,400	161,020	157,640	155,380	153,120	150,870	147,490	144,100
136～140	163,140	159,770	156,410	154,170	151,930	149,690	146,330	142,970
141～145	162,100	158,750	155,400	153,170	150,940	148,700	145,360	142,010
146～150	161,060	157,730	154,390	152,170	149,940	147,720	144,390	141,050
151人以上	160,210	156,890	153,570	151,360	149,140	146,930	143,610	140,290

改正後

(4) 乳児院 (2歳未満児用)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人	<u>771,400</u>	<u>755,930</u>	<u>740,460</u>	<u>730,150</u>	<u>719,840</u>	<u>709,530</u>	<u>694,060</u>	<u>678,590</u>
11~15人	<u>609,710</u>	<u>597,350</u>	<u>584,990</u>	<u>576,750</u>	<u>568,510</u>	<u>560,280</u>	<u>547,920</u>	<u>535,560</u>
16~20	<u>542,370</u>	<u>531,110</u>	<u>519,850</u>	<u>512,340</u>	<u>504,830</u>	<u>497,320</u>	<u>486,060</u>	<u>474,800</u>
21~25	<u>474,190</u>	<u>464,310</u>	<u>454,440</u>	<u>447,850</u>	<u>441,270</u>	<u>434,680</u>	<u>424,810</u>	<u>414,930</u>
26~30	<u>455,710</u>	<u>446,190</u>	<u>436,660</u>	<u>430,310</u>	<u>423,960</u>	<u>417,610</u>	<u>408,080</u>	<u>398,550</u>
31~35	<u>442,340</u>	<u>433,070</u>	<u>423,810</u>	<u>417,630</u>	<u>411,460</u>	<u>405,280</u>	<u>396,010</u>	<u>386,750</u>
36~40	<u>428,970</u>	<u>419,960</u>	<u>410,960</u>	<u>404,950</u>	<u>398,950</u>	<u>392,950</u>	<u>383,950</u>	<u>374,950</u>
41~45	<u>417,470</u>	<u>408,690</u>	<u>399,910</u>	<u>394,060</u>	<u>388,210</u>	<u>382,360</u>	<u>373,580</u>	<u>364,800</u>
46~50	<u>405,980</u>	<u>397,430</u>	<u>388,870</u>	<u>383,170</u>	<u>377,470</u>	<u>371,770</u>	<u>363,210</u>	<u>354,660</u>
51~55	<u>401,260</u>	<u>392,790</u>	<u>384,330</u>	<u>378,690</u>	<u>373,050</u>	<u>367,410</u>	<u>358,950</u>	<u>350,490</u>
56~60	<u>396,530</u>	<u>388,160</u>	<u>379,800</u>	<u>374,210</u>	<u>368,640</u>	<u>363,060</u>	<u>354,690</u>	<u>346,320</u>
61~65	<u>392,270</u>	<u>383,990</u>	<u>375,710</u>	<u>370,180</u>	<u>364,660</u>	<u>359,130</u>	<u>350,850</u>	<u>342,570</u>
66~70	<u>388,010</u>	<u>379,810</u>	<u>371,610</u>	<u>366,140</u>	<u>360,680</u>	<u>355,210</u>	<u>347,010</u>	<u>338,810</u>
71~75	<u>384,230</u>	<u>376,110</u>	<u>367,980</u>	<u>362,570</u>	<u>357,150</u>	<u>351,730</u>	<u>343,610</u>	<u>335,480</u>
76~80	<u>380,460</u>	<u>372,410</u>	<u>364,350</u>	<u>358,990</u>	<u>353,620</u>	<u>348,250</u>	<u>340,200</u>	<u>332,150</u>
81~85	<u>376,820</u>	<u>368,840</u>	<u>360,870</u>	<u>355,550</u>	<u>350,230</u>	<u>344,910</u>	<u>336,930</u>	<u>328,950</u>
86~90	<u>373,200</u>	<u>365,290</u>	<u>357,380</u>	<u>352,110</u>	<u>346,840</u>	<u>341,570</u>	<u>333,660</u>	<u>325,760</u>
91人以上	<u>369,220</u>	<u>361,390</u>	<u>353,560</u>	<u>348,350</u>	<u>343,130</u>	<u>337,910</u>	<u>330,080</u>	<u>322,260</u>

現行

(4) 乳児院 (2歳未満児用)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人	<u>770,500</u>	<u>755,050</u>	<u>739,610</u>	<u>729,310</u>	<u>719,020</u>	<u>708,720</u>	<u>693,280</u>	<u>677,830</u>
11~15人	<u>608,990</u>	<u>596,650</u>	<u>584,310</u>	<u>576,080</u>	<u>567,860</u>	<u>559,630</u>	<u>547,290</u>	<u>534,950</u>
16~20	<u>541,710</u>	<u>530,470</u>	<u>519,220</u>	<u>511,720</u>	<u>504,230</u>	<u>496,730</u>	<u>485,490</u>	<u>474,240</u>
21~25	<u>473,610</u>	<u>463,750</u>	<u>453,890</u>	<u>447,320</u>	<u>440,740</u>	<u>434,170</u>	<u>424,310</u>	<u>414,450</u>
26~30	<u>455,150</u>	<u>445,640</u>	<u>436,130</u>	<u>429,790</u>	<u>423,450</u>	<u>417,110</u>	<u>407,600</u>	<u>398,080</u>
31~35	<u>441,800</u>	<u>432,550</u>	<u>423,290</u>	<u>417,130</u>	<u>410,960</u>	<u>404,790</u>	<u>395,540</u>	<u>386,290</u>
36~40	<u>428,440</u>	<u>419,450</u>	<u>410,450</u>	<u>404,470</u>	<u>398,470</u>	<u>392,480</u>	<u>383,490</u>	<u>374,500</u>
41~45	<u>416,960</u>	<u>408,190</u>	<u>399,430</u>	<u>393,590</u>	<u>387,740</u>	<u>381,900</u>	<u>373,130</u>	<u>364,370</u>
46~50	<u>405,480</u>	<u>396,940</u>	<u>388,400</u>	<u>382,700</u>	<u>377,010</u>	<u>371,320</u>	<u>362,780</u>	<u>354,240</u>
51~55	<u>400,760</u>	<u>392,310</u>	<u>383,860</u>	<u>378,230</u>	<u>372,600</u>	<u>366,970</u>	<u>358,520</u>	<u>350,070</u>
56~60	<u>396,040</u>	<u>387,680</u>	<u>379,330</u>	<u>373,760</u>	<u>368,190</u>	<u>362,620</u>	<u>354,260</u>	<u>345,910</u>
61~65	<u>391,780</u>	<u>383,510</u>	<u>375,240</u>	<u>369,730</u>	<u>364,220</u>	<u>358,700</u>	<u>350,430</u>	<u>342,160</u>
66~70	<u>387,530</u>	<u>379,340</u>	<u>371,150</u>	<u>365,700</u>	<u>360,240</u>	<u>354,780</u>	<u>346,590</u>	<u>338,410</u>
71~75	<u>383,750</u>	<u>375,650</u>	<u>367,530</u>	<u>362,120</u>	<u>356,720</u>	<u>351,300</u>	<u>343,190</u>	<u>335,080</u>
76~80	<u>379,980</u>	<u>371,950</u>	<u>363,910</u>	<u>358,550</u>	<u>353,190</u>	<u>347,830</u>	<u>339,790</u>	<u>331,750</u>
81~85	<u>376,360</u>	<u>368,390</u>	<u>360,420</u>	<u>355,110</u>	<u>349,810</u>	<u>344,490</u>	<u>336,520</u>	<u>328,560</u>
86~90	<u>372,730</u>	<u>364,840</u>	<u>356,940</u>	<u>351,680</u>	<u>346,410</u>	<u>341,150</u>	<u>333,260</u>	<u>325,370</u>
91人以上	<u>368,750</u>	<u>360,940</u>	<u>353,130</u>	<u>347,920</u>	<u>342,710</u>	<u>337,500</u>	<u>329,690</u>	<u>321,870</u>

改正後

(4) 乳児院 (2歳児用)

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
10人	<u>677,050</u>	<u>663,620</u>	<u>650,180</u>	<u>641,220</u>	<u>632,260</u>	<u>623,300</u>	<u>609,870</u>	<u>596,430</u>
11~15人	<u>548,880</u>	<u>537,800</u>	<u>526,710</u>	<u>519,320</u>	<u>511,930</u>	<u>504,540</u>	<u>493,450</u>	<u>482,370</u>
16~20	<u>472,060</u>	<u>462,270</u>	<u>452,480</u>	<u>445,960</u>	<u>439,430</u>	<u>432,910</u>	<u>423,120</u>	<u>413,330</u>
21~25	<u>436,740</u>	<u>427,630</u>	<u>418,510</u>	<u>412,440</u>	<u>406,360</u>	<u>400,290</u>	<u>391,180</u>	<u>382,070</u>
26~30	<u>409,290</u>	<u>400,720</u>	<u>392,140</u>	<u>386,420</u>	<u>380,710</u>	<u>374,990</u>	<u>366,410</u>	<u>357,840</u>
31~35	<u>396,840</u>	<u>388,510</u>	<u>380,170</u>	<u>374,620</u>	<u>369,060</u>	<u>363,510</u>	<u>355,170</u>	<u>346,840</u>
36~40	<u>384,390</u>	<u>376,300</u>	<u>368,210</u>	<u>362,810</u>	<u>357,420</u>	<u>352,020</u>	<u>343,930</u>	<u>335,840</u>
41~45	<u>371,940</u>	<u>364,090</u>	<u>356,240</u>	<u>351,010</u>	<u>345,770</u>	<u>340,540</u>	<u>332,690</u>	<u>324,850</u>
46~50	<u>359,480</u>	<u>351,880</u>	<u>344,270</u>	<u>339,200</u>	<u>334,130</u>	<u>329,060</u>	<u>321,450</u>	<u>313,850</u>
51~55	<u>355,390</u>	<u>347,870</u>	<u>340,340</u>	<u>335,320</u>	<u>330,310</u>	<u>325,290</u>	<u>317,770</u>	<u>310,240</u>
56~60	<u>351,300</u>	<u>343,860</u>	<u>336,410</u>	<u>331,450</u>	<u>326,480</u>	<u>321,520</u>	<u>314,080</u>	<u>306,630</u>
61~65	<u>347,210</u>	<u>339,850</u>	<u>332,480</u>	<u>327,570</u>	<u>322,660</u>	<u>317,760</u>	<u>310,390</u>	<u>303,030</u>
66~70	<u>343,120</u>	<u>335,830</u>	<u>328,550</u>	<u>323,700</u>	<u>318,840</u>	<u>313,990</u>	<u>306,700</u>	<u>299,420</u>
71~75	<u>339,030</u>	<u>331,820</u>	<u>324,620</u>	<u>319,820</u>	<u>315,020</u>	<u>310,220</u>	<u>303,020</u>	<u>295,820</u>
76~80	<u>334,930</u>	<u>327,810</u>	<u>320,690</u>	<u>315,940</u>	<u>311,200</u>	<u>306,450</u>	<u>299,330</u>	<u>292,210</u>
81~85	<u>330,840</u>	<u>323,800</u>	<u>316,760</u>	<u>312,070</u>	<u>307,380</u>	<u>302,680</u>	<u>295,640</u>	<u>288,600</u>
86~90	<u>326,750</u>	<u>319,790</u>	<u>312,830</u>	<u>308,190</u>	<u>303,550</u>	<u>298,920</u>	<u>291,960</u>	<u>285,000</u>
91人以上	<u>322,660</u>	<u>315,780</u>	<u>308,900</u>	<u>304,320</u>	<u>299,730</u>	<u>295,150</u>	<u>288,270</u>	<u>281,390</u>

現行

(4) 乳児院 (2歳児用)

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
10人	<u>676,270</u>	<u>662,850</u>	<u>649,440</u>	<u>640,490</u>	<u>631,550</u>	<u>622,600</u>	<u>609,190</u>	<u>595,770</u>
11~15人	<u>548,240</u>	<u>537,170</u>	<u>526,100</u>	<u>518,720</u>	<u>511,340</u>	<u>503,960</u>	<u>492,890</u>	<u>481,820</u>
16~20	<u>471,480</u>	<u>461,710</u>	<u>451,940</u>	<u>445,430</u>	<u>438,910</u>	<u>432,400</u>	<u>422,620</u>	<u>412,850</u>
21~25	<u>436,200</u>	<u>427,110</u>	<u>418,010</u>	<u>411,940</u>	<u>405,880</u>	<u>399,810</u>	<u>390,710</u>	<u>381,620</u>
26~30	<u>408,790</u>	<u>400,230</u>	<u>391,660</u>	<u>385,950</u>	<u>380,250</u>	<u>374,540</u>	<u>365,980</u>	<u>357,410</u>
31~35	<u>396,350</u>	<u>388,030</u>	<u>379,710</u>	<u>374,160</u>	<u>368,620</u>	<u>363,070</u>	<u>354,750</u>	<u>346,430</u>
36~40	<u>383,910</u>	<u>375,830</u>	<u>367,760</u>	<u>362,370</u>	<u>356,980</u>	<u>351,600</u>	<u>343,520</u>	<u>335,440</u>
41~45	<u>371,470</u>	<u>363,640</u>	<u>355,800</u>	<u>350,580</u>	<u>345,350</u>	<u>340,130</u>	<u>332,290</u>	<u>324,460</u>
46~50	<u>359,040</u>	<u>351,440</u>	<u>343,850</u>	<u>338,780</u>	<u>333,720</u>	<u>328,660</u>	<u>321,060</u>	<u>313,470</u>
51~55	<u>354,950</u>	<u>347,440</u>	<u>339,920</u>	<u>334,910</u>	<u>329,900</u>	<u>324,900</u>	<u>317,380</u>	<u>309,870</u>
56~60	<u>350,860</u>	<u>343,430</u>	<u>336,000</u>	<u>331,040</u>	<u>326,090</u>	<u>321,130</u>	<u>313,700</u>	<u>306,270</u>
61~65	<u>346,780</u>	<u>339,420</u>	<u>332,070</u>	<u>327,170</u>	<u>322,270</u>	<u>317,370</u>	<u>310,020</u>	<u>302,660</u>
66~70	<u>342,690</u>	<u>335,420</u>	<u>328,150</u>	<u>323,300</u>	<u>318,450</u>	<u>313,600</u>	<u>306,330</u>	<u>299,060</u>
71~75	<u>338,600</u>	<u>331,410</u>	<u>324,220</u>	<u>319,430</u>	<u>314,630</u>	<u>309,840</u>	<u>302,650</u>	<u>295,460</u>
76~80	<u>334,510</u>	<u>327,400</u>	<u>320,300</u>	<u>315,560</u>	<u>310,820</u>	<u>306,080</u>	<u>298,970</u>	<u>291,860</u>
81~85	<u>330,430</u>	<u>323,400</u>	<u>316,370</u>	<u>311,690</u>	<u>307,000</u>	<u>302,310</u>	<u>295,280</u>	<u>288,260</u>
86~90	<u>326,340</u>	<u>319,390</u>	<u>312,440</u>	<u>307,810</u>	<u>303,180</u>	<u>298,550</u>	<u>291,600</u>	<u>284,650</u>
91人以上	<u>322,260</u>	<u>315,390</u>	<u>308,520</u>	<u>303,940</u>	<u>299,360</u>	<u>294,790</u>	<u>287,920</u>	<u>281,050</u>

改正後

(4) 乳児院 (3歳以上児用)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人	573,600	562,300	551,010	543,480	535,950	528,410	517,120	505,820
11~15人	417,480	409,230	400,990	395,490	389,990	384,490	376,240	367,990
16~20人	348,870	341,740	334,610	329,860	325,110	320,360	313,230	306,100
21~25	318,480	311,920	305,360	300,990	296,610	292,240	285,680	279,120
26~30	294,320	288,220	282,130	278,070	274,000	269,940	263,850	257,750
31~35	281,050	275,210	269,380	265,490	261,600	257,710	251,880	246,040
36~40	267,770	262,200	256,620	252,910	249,190	245,480	239,900	234,330
41~45	254,500	249,190	243,870	240,330	236,790	233,240	227,930	222,620
46~50	241,220	236,170	231,120	227,750	224,380	221,010	215,960	210,900
51~55	236,640	231,680	226,720	223,410	220,100	216,790	211,830	206,870
56~60	232,060	227,190	222,310	219,070	215,820	212,570	207,700	202,830
61~65	227,470	222,690	217,910	214,730	211,540	208,360	203,580	198,800
66~70	222,890	218,200	213,510	210,390	207,260	204,140	199,450	194,760
71~75	218,300	213,710	209,110	206,050	202,980	199,920	195,320	190,730
76~80	213,720	209,210	204,710	201,710	198,700	195,700	191,200	186,690
81~85	209,140	204,720	200,310	197,370	194,430	191,480	187,070	182,660
86~90	204,550	200,230	195,910	193,030	190,150	187,260	182,940	178,620
91人以上	199,970	195,740	191,510	188,690	185,870	183,050	178,820	174,590

現行

(4) 乳児院 (3歳以上児用)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人	572,940	561,660	550,380	542,860	535,350	527,830	516,550	505,270
11~15人	417,000	408,770	400,530	395,040	389,550	384,060	375,820	367,580
16~20人	348,460	341,340	334,220	329,480	324,730	319,990	312,870	305,750
21~25	318,100	311,550	305,000	300,630	296,260	291,900	285,350	278,800
26~30	293,960	287,880	281,790	277,740	273,680	269,620	263,540	257,450
31~35	280,700	274,880	269,050	265,170	261,290	257,400	251,580	245,750
36~40	267,440	261,880	256,310	252,600	248,890	245,180	239,620	234,050
41~45	254,190	248,880	243,580	240,040	236,500	232,970	227,660	222,350
46~50	240,930	235,880	230,840	227,470	224,110	220,740	215,700	210,650
51~55	236,350	231,400	226,440	223,140	219,840	216,530	211,580	206,620
56~60	231,770	226,910	222,040	218,800	215,560	212,320	207,460	202,590
61~65	227,190	222,420	217,650	214,470	211,290	208,110	203,330	198,560
66~70	222,610	217,930	213,250	210,130	207,010	203,890	199,210	194,530
71~75	218,030	213,450	208,860	205,800	202,740	199,680	195,090	190,500
76~80	213,450	208,960	204,460	201,460	198,460	195,460	190,970	186,470
81~85	208,880	204,470	200,060	197,130	194,190	191,250	186,850	182,440
86~90	204,300	199,980	195,670	192,790	189,910	187,040	182,720	178,410
91人以上	199,720	195,500	191,270	188,460	185,640	182,830	178,600	174,380

改正後

現行

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
1人につき	596,560	584,710	572,870	564,970	557,080	549,180	537,330	525,490

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
1人につき	595,870	584,040	572,210	564,330	556,440	548,560	536,730	524,900

(6) 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
10世帯まで	165,980	163,040	160,100	158,140	156,180	154,220	151,280	148,340
世帯								
11~20	144,670	141,880	139,090	137,230	135,370	133,520	130,730	127,940
21~30	115,820	113,540	111,270	109,750	108,240	106,720	104,450	102,180
31~40	87,210	85,500	83,800	82,660	81,520	80,390	78,680	76,970
41~50	78,650	77,110	75,580	74,560	73,530	72,510	70,970	69,440
51世帯以上	70,090	68,720	67,360	66,450	65,540	64,630	63,270	61,900

(6) 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
10世帯まで	165,810	162,880	159,940	157,980	156,030	154,070	151,130	148,200
世帯								
11~20	144,510	141,720	138,940	137,080	135,230	133,370	130,590	127,800
21~30	115,690	113,420	111,150	109,630	108,120	106,600	104,330	102,060
31~40	87,110	85,400	83,700	82,570	81,430	80,300	78,590	76,890
41~50	78,560	77,030	75,490	74,470	73,450	72,430	70,900	69,360
51世帯以上	70,010	68,650	67,280	66,380	65,470	64,560	63,200	61,840

(7) 小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
1世帯につき	139,140	136,860	134,590	133,070	131,550	130,030	127,760	125,480

(7) 小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
1世帯につき	139,010	136,730	134,460	132,950	131,430	129,910	127,640	125,370

(8) 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
30人まで	325,610	318,590	311,560	306,870	302,190	297,500	290,480	283,450
31~35人	309,190	302,510	295,820	291,360	286,900	282,440	275,760	269,070
36~40人	292,770	286,430	280,090	275,850	271,620	267,390	261,050	254,700
41~45人	280,750	274,650	268,550	264,480	260,410	256,340	250,240	244,140
46人以上	268,730	262,880	257,020	253,110	249,210	245,300	239,440	233,590

(8) 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
30人まで	325,210	318,190	311,170	306,500	301,820	297,140	290,120	283,110
31~35人	308,800	302,130	295,450	291,000	286,560	282,100	275,420	268,750
36~40人	292,410	286,070	279,730	275,510	271,290	267,060	260,730	254,390
41~45人	280,400	274,310	268,220	264,150	260,090	256,030	249,930	243,840
46人以上	268,390	262,540	256,700	252,800	248,900	245,000	239,150	233,300

改正後

現行

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分								
児童自立支援施設通所部	68,430	66,940	65,450	64,460	63,470	62,480	60,990	59,500

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分								
児童自立支援施設通所部	68,340	66,860	65,370	64,380	63,390	62,400	60,910	59,430

(10) 情緒障害児短期治療施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分								
情緒障害児短期治療施設通所部	103,930	101,640	99,340	97,810	96,280	94,750	92,460	90,170

(10) 情緒障害児短期治療施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分								
情緒障害児短期治療施設通所部	103,800	101,510	99,220	97,690	96,160	94,630	92,340	90,050

(11) 自立援助ホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
6人まで	204,210	200,510	196,810	194,340	191,880	189,410	185,710	182,010
7～9人	190,050	186,400	182,760	180,320	177,890	175,460	171,810	168,160
10～12	182,970	179,350	175,730	173,310	170,900	168,480	164,860	161,240
13～15	178,730	175,120	171,510	169,110	166,700	164,300	160,690	157,090
16～18	175,890	172,300	168,700	166,300	163,910	161,510	157,910	154,320
19人以上	173,500	169,910	166,320	163,930	161,540	159,140	155,550	151,960

(11) 自立援助ホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
6人まで	203,990	200,300	196,600	194,140	191,680	189,220	185,520	181,830
7～9人	189,840	186,190	182,550	180,120	177,690	175,270	171,620	167,980
10～12	182,760	179,140	175,530	173,110	170,700	168,290	164,680	161,060
13～15	178,510	174,910	171,310	168,910	166,510	164,110	160,510	156,910
16～18	175,680	172,090	168,500	166,110	163,710	161,320	157,730	154,140
19人以上	173,290	169,700	166,120	163,730	161,340	158,950	155,370	151,790

(12) ファミリーホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員又は現員								
1人につき	157,860	155,930	154,000	152,720	151,430	150,150	148,220	146,300

(12) ファミリーホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員又は現員								
1人につき	157,740	155,820	153,890	152,610	151,330	150,050	148,120	146,200

改正後

(13) 一時保護所

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
5人まで	8,806,170	8,592,570	8,378,980	8,236,580	8,094,180	7,951,780	7,738,180	7,524,580
6～10人	13,534,890	13,204,380	12,873,870	12,653,520	12,433,180	12,212,840	11,882,320	11,551,810
11～15	18,263,610	17,816,180	17,368,750	17,070,470	16,772,180	16,473,900	16,026,460	15,579,040
16～20	22,992,330	22,427,980	21,863,640	21,487,410	21,111,180	20,734,950	20,170,600	19,606,270
21～25	27,721,050	27,039,790	26,358,530	25,904,360	25,450,180	24,996,010	24,314,750	23,633,500
26～30	32,449,770	31,651,590	30,853,420	30,321,310	29,789,180	29,257,070	28,458,890	27,660,720
31～35	37,178,490	36,263,390	35,348,310	34,738,250	34,128,180	33,518,130	32,603,030	31,687,950
36～40	41,907,210	40,875,200	39,843,200	39,155,200	38,467,180	37,779,190	36,747,170	35,715,180
41～45	46,635,930	45,487,000	44,338,090	43,572,140	42,806,180	42,040,240	40,891,310	39,742,410
46～50	51,364,650	50,098,810	48,832,980	47,989,090	47,145,190	46,301,300	45,035,450	43,769,640
51～55	56,093,360	54,710,610	53,327,870	52,406,030	51,484,190	50,562,360	49,179,600	47,796,860
56～60	60,822,080	59,322,410	57,822,760	56,822,980	55,823,190	54,823,420	53,323,740	51,824,090
61～65	65,550,800	63,934,220	62,317,650	61,239,930	60,162,190	59,084,480	57,467,880	55,851,320
66～70	70,279,520	68,546,020	66,812,540	65,656,870	64,501,190	63,345,530	61,612,020	59,878,550

※1か所当たりの年額

現行

(13) 一時保護所

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
5人まで	9,155,070	8,932,610	8,710,150	8,561,850	8,413,540	8,265,240	8,042,780	7,820,320
6～10人	14,073,220	13,729,030	13,384,850	13,155,390	12,925,930	12,696,480	12,352,290	12,008,110
11～15	18,991,360	18,525,450	18,059,540	17,748,940	17,438,330	17,127,720	16,661,810	16,195,900
16～20	23,909,510	23,321,870	22,734,230	22,342,480	21,950,720	21,558,960	20,971,320	20,383,680
21～25	28,827,650	28,118,290	27,408,930	26,936,020	26,463,110	25,990,200	25,280,840	24,571,480
26～30	33,745,800	32,914,710	32,083,620	31,529,560	30,975,500	30,421,440	29,590,350	28,759,270
31～35	38,663,950	37,711,130	36,758,310	36,123,110	35,487,890	34,852,680	33,899,870	32,947,060
36～40	43,582,090	42,507,550	41,433,000	40,716,650	40,000,290	39,283,920	38,209,380	37,134,840
41～45	48,500,240	47,303,960	46,107,700	45,310,190	44,512,680	43,715,170	42,518,900	41,322,630
46～50	53,418,380	52,100,380	50,782,390	49,903,740	49,025,070	48,146,410	46,828,410	45,510,420
51～55	58,336,530	56,896,800	55,457,080	54,497,280	53,537,460	52,577,650	51,137,930	49,698,210
56～60	63,254,680	61,693,220	60,131,780	59,090,820	58,049,850	57,008,890	55,447,440	53,886,000
61～65	68,172,820	66,489,640	64,806,470	63,684,370	62,562,250	61,440,130	59,756,960	58,073,790
66～70	73,090,970	71,286,060	69,481,160	68,277,910	67,074,640	65,871,370	64,066,470	62,261,580

※1か所当たりの年額

1-2 一般分保護単価（公立施設（平成25年7月以降の単価））

(新規)

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	215,330	211,040	206,750	203,890	201,030	198,180	193,890	189,600
31～35人	201,050	197,030	193,020	190,330	187,660	184,980	180,960	176,950
36～40	186,770	183,030	179,280	176,780	174,290	171,790	168,050	164,300
41～45	182,900	179,180	175,470	172,990	170,510	168,030	164,320	160,610
46～50	159,940	156,690	153,440	151,270	149,110	146,940	143,690	140,440
51～55	155,900	152,730	149,560	147,440	145,330	143,220	140,050	136,870
56～60	151,870	148,780	145,680	143,620	141,560	139,500	136,400	133,310
61～65	148,040	145,020	142,000	139,990	137,980	135,970	132,950	129,940
66～70	144,210	141,260	138,330	136,360	134,400	132,440	129,500	126,560
71～75	140,780	137,910	135,030	133,120	131,200	129,290	126,420	123,540
76～80	137,360	134,550	131,750	129,880	128,010	126,140	123,330	120,530
81～85	134,870	132,120	129,360	127,520	125,680	123,850	121,090	118,330
86～90	132,390	129,680	126,970	125,160	123,360	121,550	118,840	116,130
91～95	129,680	127,040	124,390	122,620	120,850	119,090	116,440	113,800
96～100	126,990	124,400	121,810	120,080	118,360	116,630	114,040	111,460
101～105	125,610	123,040	120,480	118,770	117,060	115,350	112,790	110,230
106～110	124,230	121,690	119,150	117,460	115,770	114,080	111,530	109,000
111～115	122,840	120,330	117,810	116,140	114,470	112,790	110,280	107,770
116～120	121,450	118,970	116,480	114,820	113,160	111,510	109,030	106,540
121～125	120,190	117,730	115,270	113,630	111,990	110,350	107,880	105,420
126～130	118,940	116,500	114,060	112,430	110,810	109,190	106,740	104,300
131～135	118,130	115,710	113,280	111,660	110,050	108,430	106,000	103,580
136～140	117,330	114,910	112,500	110,890	109,280	107,670	105,260	102,850
141～145	116,160	113,760	111,370	109,780	108,190	106,590	104,210	101,820
146～150	115,000	112,630	110,260	108,680	107,100	105,520	103,150	100,780
151人以上	114,420	112,060	109,710	108,140	106,560	104,990	102,640	100,280

(1) 児童養護施設 (本界定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	円 227,210	円 222,640	円 218,060	円 215,010	円 211,960	円 208,910	円 204,330	円 199,760
31～35人	円 211,650	円 207,370	円 203,100	円 200,250	円 197,400	円 194,550	円 190,280	円 186,010
36～40	円 196,080	円 192,120	円 188,140	円 185,490	円 182,850	円 180,200	円 176,220	円 172,260

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 213,170	円 209,780	円 206,390	円 204,130	円 201,870	円 199,610	円 196,230	円 192,840

(新規)

(新規)

(新規)

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	253,630	248,960	244,290	241,180	238,070	234,960	230,290	225,630
31～35人	238,940	234,500	230,060	227,110	224,150	221,190	216,760	212,330
36～40	224,240	220,040	215,840	213,030	210,230	207,430	203,220	199,020
41～45	220,390	216,180	211,970	209,150	206,350	203,530	199,330	195,110
46～50	207,230	203,230	199,230	196,570	193,900	191,240	187,240	183,240
51～55	201,870	197,960	194,050	191,450	188,840	186,230	182,320	178,410
56～60	196,520	192,690	188,870	186,330	183,770	181,230	177,410	173,580
61～65	192,010	188,260	184,510	182,010	179,510	177,000	173,250	169,500
66～70	187,510	183,830	180,140	177,690	175,230	172,780	169,100	165,420
71～75	183,390	179,770	176,160	173,750	171,340	168,930	165,320	161,700
76～80	179,280	175,730	172,170	169,810	167,440	165,080	161,520	157,970
81～85	176,300	172,800	169,290	166,950	164,610	162,270	158,760	155,250
86～90	173,330	169,860	166,400	164,080	161,780	159,460	155,990	152,530
91～95	170,100	166,680	163,260	160,970	158,690	156,410	152,980	149,560
96～100	166,870	163,490	160,110	157,860	155,610	153,350	149,970	146,590
101～105	165,570	162,220	158,860	156,630	154,390	152,150	148,800	145,450
106～110	164,270	160,940	157,620	155,400	153,180	150,960	147,630	144,300
111～115	162,720	159,420	156,120	153,920	151,710	149,510	146,210	142,910
116～120	161,160	157,890	154,610	152,430	150,250	148,060	144,790	141,520
121～125	160,200	156,940	153,680	151,510	149,340	147,160	143,900	140,640
126～130	159,240	156,000	152,750	150,590	148,420	146,260	143,010	139,770
131～135	158,020	154,790	151,570	149,420	147,270	145,120	141,890	138,670
136～140	156,790	153,580	150,380	148,240	146,110	143,970	140,770	137,560
141～145	155,780	152,580	149,390	147,260	145,130	143,010	139,820	136,630
146～150	154,760	151,590	148,410	146,290	144,170	142,050	138,870	135,690
151人以上	153,950	150,790	147,620	145,510	143,400	141,290	138,130	134,970

(4) 乳児院（2歳未満児用）

(新規)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人	<u>746,120</u>	<u>731,250</u>	<u>716,390</u>	<u>706,480</u>	<u>696,570</u>	<u>686,660</u>	<u>671,790</u>	<u>656,920</u>
11～15人	<u>589,300</u>	<u>577,430</u>	<u>565,560</u>	<u>557,650</u>	<u>549,740</u>	<u>541,820</u>	<u>529,960</u>	<u>518,090</u>
16～20	<u>523,570</u>	<u>512,770</u>	<u>501,960</u>	<u>494,750</u>	<u>487,550</u>	<u>480,340</u>	<u>469,530</u>	<u>458,730</u>
21～25	<u>457,620</u>	<u>448,140</u>	<u>438,670</u>	<u>432,350</u>	<u>426,030</u>	<u>419,720</u>	<u>410,240</u>	<u>400,770</u>
26～30	<u>439,630</u>	<u>430,500</u>	<u>421,360</u>	<u>415,270</u>	<u>409,180</u>	<u>403,090</u>	<u>393,960</u>	<u>384,820</u>
31～35	<u>426,650</u>	<u>417,760</u>	<u>408,880</u>	<u>402,960</u>	<u>397,040</u>	<u>391,120</u>	<u>382,230</u>	<u>373,350</u>
36～40	<u>413,660</u>	<u>405,040</u>	<u>396,400</u>	<u>390,650</u>	<u>384,900</u>	<u>379,140</u>	<u>370,510</u>	<u>361,880</u>
41～45	<u>402,510</u>	<u>394,090</u>	<u>385,680</u>	<u>380,070</u>	<u>374,460</u>	<u>368,850</u>	<u>360,440</u>	<u>352,030</u>
46～50	<u>391,350</u>	<u>383,160</u>	<u>374,960</u>	<u>369,500</u>	<u>364,030</u>	<u>358,570</u>	<u>350,370</u>	<u>342,180</u>
51～55	<u>386,760</u>	<u>378,660</u>	<u>370,560</u>	<u>365,150</u>	<u>359,740</u>	<u>354,340</u>	<u>346,230</u>	<u>338,130</u>
56～60	<u>382,180</u>	<u>374,170</u>	<u>366,150</u>	<u>360,810</u>	<u>355,460</u>	<u>350,120</u>	<u>342,100</u>	<u>334,080</u>
61～65	<u>378,050</u>	<u>370,120</u>	<u>362,180</u>	<u>356,890</u>	<u>351,600</u>	<u>346,310</u>	<u>338,380</u>	<u>330,440</u>
66～70	<u>373,920</u>	<u>366,060</u>	<u>358,210</u>	<u>352,970</u>	<u>347,740</u>	<u>342,500</u>	<u>334,650</u>	<u>326,790</u>
71～75	<u>370,250</u>	<u>362,470</u>	<u>354,680</u>	<u>349,500</u>	<u>344,310</u>	<u>339,120</u>	<u>331,340</u>	<u>323,560</u>
76～80	<u>366,580</u>	<u>358,880</u>	<u>351,170</u>	<u>346,020</u>	<u>340,880</u>	<u>335,740</u>	<u>328,030</u>	<u>320,320</u>
81～85	<u>363,060</u>	<u>355,420</u>	<u>347,780</u>	<u>342,690</u>	<u>337,600</u>	<u>332,500</u>	<u>324,860</u>	<u>317,220</u>
86～90	<u>359,550</u>	<u>351,980</u>	<u>344,410</u>	<u>339,360</u>	<u>334,310</u>	<u>329,260</u>	<u>321,690</u>	<u>314,110</u>
91人以上	<u>355,690</u>	<u>348,200</u>	<u>340,700</u>	<u>335,700</u>	<u>330,710</u>	<u>325,710</u>	<u>318,220</u>	<u>310,720</u>

(4) 乳児院 (2歳児用)

(新規)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人	655,300	642,380	629,460	620,840	612,230	603,610	590,690	577,770
11～15人	530,690	520,040	509,390	502,290	495,190	488,090	477,440	466,790
16～20	455,830	446,430	437,040	430,770	424,510	418,240	408,850	399,450
21～25	421,500	412,760	404,010	398,180	392,350	386,520	377,780	369,040
26～30	394,870	386,650	378,420	372,940	367,450	361,970	353,740	345,520
31～35	382,780	374,790	366,800	361,470	356,140	350,820	342,820	334,830
36～40	370,690	362,930	355,180	350,000	344,830	339,660	331,900	324,150
41～45	358,600	351,080	343,550	338,540	333,520	328,510	320,990	313,460
46～50	346,510	339,220	331,930	327,070	322,210	317,350	310,060	302,780
51～55	342,540	335,330	328,120	323,310	318,510	313,700	306,490	299,280
56～60	338,570	331,440	324,310	319,550	314,800	310,040	302,910	295,780
61～65	334,600	327,550	320,490	315,790	311,090	306,390	299,330	292,280
66～70	330,630	323,660	316,680	312,030	307,380	302,730	295,750	288,780
71～75	326,670	319,770	312,870	308,270	303,670	299,070	292,180	285,280
76～80	322,700	315,880	309,060	304,510	299,960	295,420	288,600	281,780
81～85	318,730	311,990	305,250	300,750	296,260	291,760	285,020	278,280
86～90	314,760	308,100	301,430	296,990	292,550	288,100	281,440	274,780
91人以上	310,790	304,210	297,620	293,230	288,840	284,450	277,860	271,280

(4) 乳児院 (3歳以上児用)

(新規)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人	555,900	545,020	534,150	526,900	519,650	512,400	501,520	490,650
11～15人	404,210	396,280	388,340	383,050	377,760	372,470	364,530	356,600
16～20人	337,260	330,410	323,560	318,990	314,420	309,850	303,000	296,150
21～25	307,670	301,370	295,070	290,870	286,670	282,470	276,170	269,870
26～30	284,210	278,360	272,500	268,600	264,700	260,800	254,950	249,100
31～35	271,330	265,730	260,130	256,390	252,660	248,930	243,330	237,730
36～40	258,440	253,100	247,750	244,180	240,620	237,050	231,700	226,350
41～45	245,560	240,470	235,370	231,970	228,570	225,170	220,080	214,980
46～50	232,680	227,830	222,990	219,760	216,530	213,300	208,450	203,600
51～55	228,240	223,480	218,720	215,550	212,380	209,210	204,450	199,690
56～60	223,800	219,130	214,460	211,340	208,230	205,120	200,450	195,780
61～65	219,350	214,770	210,190	207,140	204,080	201,030	196,450	191,860
66～70	214,910	210,420	205,920	202,930	199,930	196,940	192,440	187,950
71～75	210,470	206,060	201,660	198,720	195,790	192,850	188,440	184,040
76～80	206,030	201,710	197,390	194,510	191,640	188,760	184,440	180,120
81～85	201,580	197,350	193,130	190,310	187,490	184,670	180,440	176,210
86～90	197,140	193,000	188,860	186,100	183,340	180,580	176,440	172,300
91人以上	192,700	188,650	184,590	181,890	179,190	176,490	172,440	168,390

(新規)

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
1人につき	579,600	568,160	556,720	549,090	541,470	533,840	522,400	510,960

(新規)

(6) 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
10世帯まで	159,030	156,270	153,510	151,660	149,820	147,980	145,210	142,450
世帯								
11～20	137,810	135,190	132,580	130,830	129,090	127,350	124,730	122,120
21～30	110,040	107,910	105,790	104,370	102,950	101,530	99,400	97,270
31～40	82,880	81,280	79,680	78,620	77,550	76,490	74,890	73,300
41～50	74,750	73,310	71,880	70,920	69,960	69,000	67,570	66,130
51世帯以上	66,620	65,350	64,070	63,220	62,370	61,520	60,240	58,960

(新規)

(7) 小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
1世帯につき	132,660	130,550	128,430	127,020	125,610	124,200	122,080	119,970

(新規)

(8) 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
30人まで	310,940	304,270	297,600	293,160	288,710	284,270	277,600	270,930
31～35人	295,360	289,010	282,670	278,440	274,200	269,970	263,620	257,280
36～40人	279,790	273,760	267,730	263,710	259,690	255,670	249,650	243,620
41～45人	268,350	262,550	256,750	252,890	249,020	245,160	239,360	233,560
46人以上	256,910	251,340	245,770	242,060	238,350	234,640	229,070	223,510

(新規)

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分								
児童自立支援施設通所部	65,980	64,560	63,130	62,180	61,230	60,270	58,850	57,420

(新規)

(10) 情緒障害児短期治療施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分								
情緒障害児短期治療施設通所部	99,260	97,080	94,900	93,450	92,000	90,540	88,370	86,190

(新規)

(11) 自立援助ホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
6人まで	195,840	192,350	188,860	186,540	184,220	181,890	178,400	174,920
7～9人	182,470	179,010	175,560	173,250	170,950	168,650	165,190	161,740
10～12	175,780	172,340	168,900	166,610	164,320	162,020	158,590	155,150
13～15	171,770	168,340	164,910	162,620	160,340	158,050	154,620	151,190
16～18	169,100	165,670	162,250	159,970	157,680	155,400	151,980	148,550
19人以上	166,810	163,400	159,980	157,700	155,420	153,140	149,720	146,300

(新規)

(12) ファミリーホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員又は理員								
1人につき	152,490	150,700	148,910	147,720	146,520	145,330	143,540	141,750

(新規)

(13) 一時保護所
1-1-1 一般分保護単価表と同額

改正後

現行

2-1 加算分保護単価 (民間施設給与改善費の支給対象施設及び公立施設 (平成25年4月~6月分までの単価))

(1) 児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	225,810	220,910	216,010	212,740	209,470	206,210	201,310	196,410
	円	円	円	円	円	円	円	円

(2) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	210,780	206,280	201,780	198,780	198,780	192,780	188,280	183,780
	円	円	円	円	円	円	円	円

(3) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	149,590	146,390	143,200	141,070	138,940	136,810	133,620	130,430
	円	円	円	円	円	円	円	円

(4) 児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	31,760	31,080	30,400	29,950	29,500	29,050	28,370	27,690
	円	円	円	円	円	円	円	円

2 加算分保護単価

(1) 児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	225,520	220,630	215,730	212,470	209,210	205,950	201,050	196,160
	円	円	円	円	円	円	円	円

(2) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	210,520	206,020	201,530	198,540	195,540	192,550	188,050	183,560
	円	円	円	円	円	円	円	円

(3) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	149,400	146,210	143,020	140,900	138,770	136,640	133,460	130,270
	円	円	円	円	円	円	円	円

(4) 児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	31,720	31,040	30,360	29,910	29,460	29,010	28,330	27,660
	円	円	円	円	円	円	円	円

改正後

現行

(5) 里親支援専門相談員加算分保護単価
ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	16,850	16,490	16,130	15,890	15,650	15,420	15,060	14,700
31~35人	14,440	14,130	13,830	13,620	13,420	13,210	12,910	12,600
36~40	12,630	12,370	12,100	11,920	11,740	11,560	11,290	11,020
41~45	11,230	10,990	10,750	10,590	10,430	10,280	10,040	9,800
46~50	10,110	9,890	9,680	9,530	9,390	9,250	9,030	8,820
51~55	9,190	8,990	8,800	8,670	8,540	8,410	8,210	8,020
56~60	8,420	8,240	8,060	7,940	7,820	7,710	7,530	7,350
61~65	7,770	7,610	7,440	7,330	7,220	7,110	6,950	6,780
66~70	7,220	7,060	6,910	6,810	6,710	6,600	6,450	6,300
71~75	6,740	6,590	6,450	6,350	6,260	6,160	6,020	5,880
76~80	6,320	6,180	6,050	5,960	5,870	5,780	5,640	5,510
81~85	5,940	5,820	5,690	5,610	5,520	5,440	5,310	5,190
86~90	5,610	5,490	5,370	5,290	5,220	5,140	5,020	4,900
91~95	5,320	5,200	5,090	5,020	4,940	4,860	4,750	4,640
96~100	5,050	4,940	4,840	4,760	4,690	4,620	4,510	4,410
101~105	4,810	4,710	4,610	4,540	4,470	4,400	4,300	4,200
106~110	4,590	4,490	4,400	4,330	4,270	4,200	4,100	4,010
111~115	4,390	4,300	4,200	4,140	4,080	4,020	3,920	3,830
116~120	4,210	4,120	4,030	3,970	3,910	3,850	3,760	3,670
121~125	4,040	3,950	3,870	3,810	3,750	3,700	3,610	3,520
126~130	3,880	3,800	3,720	3,660	3,610	3,550	3,470	3,390
131~135	3,740	3,660	3,580	3,530	3,480	3,420	3,340	3,260
136~140	3,610	3,530	3,450	3,400	3,350	3,300	3,220	3,150
141~145	3,480	3,410	3,330	3,280	3,240	3,190	3,110	3,040
146~150	3,370	3,290	3,220	3,170	3,130	3,080	3,010	2,940
151人以上	3,260	3,190	3,120	3,070	3,030	2,980	2,910	2,840

(5) 里親支援専門相談員加算分保護単価
ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	16,830	16,470	16,110	15,870	15,640	15,400	15,040	14,680
31~35人	14,420	14,120	13,810	13,610	13,400	13,200	12,890	12,580
36~40	12,620	12,350	12,080	11,900	11,730	11,550	11,280	11,010
41~45	11,220	10,980	10,740	10,580	10,420	10,260	10,020	9,790
46~50	10,090	9,880	9,670	9,520	9,380	9,240	9,020	8,810
51~55	9,180	8,980	8,790	8,660	8,530	8,400	8,200	8,010
56~60	8,410	8,230	8,050	7,930	7,820	7,700	7,520	7,340
61~65	7,760	7,600	7,430	7,320	7,210	7,100	6,940	6,770
66~70	7,210	7,060	6,900	6,800	6,700	6,600	6,440	6,290
71~75	6,730	6,590	6,440	6,350	6,250	6,160	6,010	5,870
76~80	6,310	6,170	6,040	5,950	5,860	5,770	5,640	5,500
81~85	5,940	5,810	5,680	5,600	5,520	5,430	5,310	5,180
86~90	5,610	5,490	5,370	5,290	5,210	5,130	5,010	4,890
91~95	5,310	5,200	5,080	5,010	4,930	4,860	4,750	4,630
96~100	5,040	4,940	4,830	4,760	4,690	4,620	4,510	4,400
101~105	4,800	4,700	4,600	4,530	4,460	4,400	4,290	4,190
106~110	4,590	4,490	4,390	4,330	4,260	4,200	4,100	4,000
111~115	4,390	4,290	4,200	4,140	4,080	4,010	3,920	3,830
116~120	4,200	4,110	4,020	3,960	3,910	3,850	3,760	3,670
121~125	4,040	3,950	3,860	3,810	3,750	3,690	3,610	3,520
126~130	3,880	3,800	3,710	3,660	3,600	3,550	3,470	3,380
131~135	3,740	3,660	3,580	3,520	3,470	3,420	3,340	3,260
136~140	3,600	3,530	3,450	3,400	3,350	3,300	3,220	3,140
141~145	3,480	3,400	3,330	3,280	3,230	3,180	3,110	3,030
146~150	3,360	3,290	3,220	3,170	3,120	3,080	3,000	2,930
151人以上	3,250	3,180	3,110	3,070	3,020	2,980	2,910	2,840

改正後

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人まで	50,550	49,480	48,400	47,690	46,970	46,260	45,180	44,110
11～15人	33,700	32,980	32,270	31,790	31,310	30,840	30,120	29,400
16～20人	25,270	24,740	24,200	23,840	23,480	23,130	22,590	22,050
21～25	20,220	19,790	19,360	19,070	18,790	18,500	18,070	17,640
26～30	16,850	16,490	16,130	15,890	15,650	15,420	15,060	14,700
31～35	14,440	14,130	13,830	13,620	13,420	13,210	12,910	12,600
36～40	12,630	12,370	12,100	11,920	11,740	11,560	11,290	11,020
41～45	11,230	10,990	10,750	10,590	10,430	10,280	10,040	9,800
46～50	10,110	9,890	9,680	9,530	9,390	9,250	9,030	8,820
51～55	9,190	8,990	8,800	8,670	8,540	8,410	8,210	8,020
56～60	8,420	8,240	8,060	7,940	7,820	7,710	7,530	7,350
61～65	7,770	7,610	7,440	7,330	7,220	7,110	6,950	6,780
66～70	7,220	7,060	6,910	6,810	6,710	6,600	6,450	6,300
71～75	6,740	6,590	6,450	6,350	6,260	6,160	6,020	5,880
76～80	6,320	6,180	6,050	5,960	5,870	5,780	5,640	5,510
81～85	5,940	5,820	5,690	5,610	5,520	5,440	5,310	5,190
86～90	5,610	5,490	5,370	5,290	5,220	5,140	5,020	4,900
91人以上	5,320	5,200	5,090	5,020	4,940	4,860	4,750	4,640

現行

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人まで	50,490	49,420	48,340	47,630	46,910	46,200	45,130	44,050
11～15人	33,660	32,940	32,230	31,750	31,270	30,800	30,080	29,370
16～20人	25,240	24,710	24,170	23,810	23,450	23,100	22,560	22,020
21～25	20,190	19,760	19,340	19,050	18,760	18,480	18,050	17,620
26～30	16,830	16,470	16,110	15,870	15,640	15,400	15,040	14,680
31～35	14,420	14,120	13,810	13,610	13,400	13,200	12,890	12,580
36～40	12,620	12,350	12,080	11,900	11,730	11,550	11,280	11,010
41～45	11,220	10,980	10,740	10,580	10,420	10,260	10,020	9,790
46～50	10,090	9,880	9,670	9,520	9,380	9,240	9,020	8,810
51～55	9,180	8,980	8,790	8,660	8,530	8,400	8,200	8,010
56～60	8,410	8,230	8,050	7,930	7,820	7,700	7,520	7,340
61～65	7,760	7,600	7,430	7,320	7,210	7,100	6,940	6,770
66～70	7,210	7,060	6,900	6,800	6,700	6,600	6,440	6,290
71～75	6,730	6,590	6,440	6,350	6,250	6,160	6,010	5,870
76～80	6,310	6,170	6,040	5,950	5,860	5,770	5,640	5,500
81～85	5,940	5,810	5,680	5,600	5,520	5,430	5,310	5,180
86～90	5,610	5,490	5,370	5,290	5,210	5,130	5,010	4,890
91人以上	5,310	5,200	5,080	5,010	4,930	4,860	4,750	4,630

改正後

(6) 心理担当職員加算分保護単価 (常勤単価)
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	14,790	14,440
31～35人	14,210	13,910	13,600	13,400	13,190	12,990	12,680	12,370
36～40	12,440	12,170	11,900	11,720	11,540	11,360	11,090	10,830
41～45	11,050	10,820	10,580	10,420	10,260	10,100	9,860	9,620
46～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	8,870	8,660
51～55	9,040	8,850	8,650	8,520	8,390	8,260	8,070	7,870
56～60	8,290	8,110	7,930	7,810	7,690	7,570	7,390	7,220
61～65	7,650	7,490	7,320	7,210	7,100	6,990	6,830	6,660
66～70	7,110	6,950	6,800	6,700	6,590	6,490	6,340	6,180
71～75	6,630	6,490	6,340	6,250	6,150	6,060	5,910	5,770
76～80	6,220	6,080	5,950	5,860	5,770	5,680	5,540	5,410
81～85	5,850	5,720	5,600	5,510	5,430	5,340	5,220	5,090
86～90	5,530	5,410	5,290	5,210	5,130	5,050	4,930	4,810
91～95	5,230	5,120	5,010	4,930	4,860	4,780	4,670	4,560
96～100	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	4,440	4,330
101～105	4,740	4,630	4,530	4,460	4,390	4,330	4,220	4,120
106～110	4,520	4,420	4,320	4,260	4,190	4,130	4,030	3,930
111～115	4,320	4,230	4,140	4,070	4,010	3,950	3,860	3,760
116～120	4,140	4,050	3,960	3,900	3,840	3,780	3,700	3,610
121～125	3,980	3,890	3,800	3,750	3,690	3,630	3,550	3,460
126～130	3,820	3,740	3,660	3,600	3,550	3,490	3,410	3,330
131～135	3,680	3,600	3,520	3,470	3,420	3,360	3,280	3,200
136～140	3,550	3,470	3,400	3,350	3,290	3,240	3,170	3,090
141～145	3,430	3,350	3,280	3,230	3,180	3,130	3,060	2,980
146～150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,030	2,960	2,880
151人以上	3,210	3,140	3,070	3,020	2,980	2,930	2,860	2,790

現行

(6) 心理担当職員加算分保護単価 (常勤単価)
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	16,560	16,210	15,850	15,610	15,370	15,130	14,780	14,420
31～35人	14,200	13,890	13,580	13,380	13,170	12,970	12,660	12,360
36～40	12,420	12,150	11,890	11,710	11,530	11,350	11,080	10,810
41～45	11,040	10,800	10,560	10,410	10,250	10,090	9,850	9,610
46～50	9,940	9,720	9,510	9,360	9,220	9,080	8,860	8,650
51～55	9,030	8,840	8,640	8,510	8,380	8,250	8,060	7,860
56～60	8,280	8,100	7,920	7,800	7,680	7,560	7,390	7,210
61～65	7,640	7,480	7,310	7,200	7,090	6,980	6,820	6,650
66～70	7,100	6,940	6,790	6,690	6,590	6,480	6,330	6,180
71～75	6,620	6,480	6,340	6,240	6,150	6,050	5,910	5,760
76～80	6,210	6,070	5,940	5,850	5,760	5,670	5,540	5,400
81～85	5,840	5,720	5,590	5,510	5,420	5,340	5,210	5,090
86～90	5,520	5,400	5,280	5,200	5,120	5,040	4,920	4,800
91～95	5,230	5,110	5,000	4,930	4,850	4,780	4,660	4,550
96～100	4,970	4,860	4,750	4,680	4,610	4,540	4,430	4,320
101～105	4,730	4,630	4,520	4,460	4,390	4,320	4,220	4,120
106～110	4,510	4,420	4,320	4,250	4,190	4,120	4,030	3,930
111～115	4,320	4,220	4,130	4,070	4,010	3,940	3,850	3,760
116～120	4,140	4,050	3,960	3,900	3,840	3,780	3,690	3,600
121～125	3,970	3,890	3,800	3,740	3,690	3,630	3,540	3,460
126～130	3,820	3,740	3,650	3,600	3,540	3,490	3,410	3,320
131～135	3,680	3,600	3,520	3,470	3,410	3,360	3,280	3,200
136～140	3,550	3,470	3,390	3,340	3,290	3,240	3,160	3,090
141～145	3,420	3,350	3,280	3,230	3,180	3,130	3,050	2,980
146～150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,020	2,950	2,880
151人以上	3,200	3,130	3,060	3,020	2,970	2,930	2,860	2,790

改正後

現行

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人まで	49,760	48,690	47,610	46,900	46,180	45,460	44,390	43,320
11～15人	33,170	32,460	31,740	31,260	30,790	30,310	29,590	28,880
16～20	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	22,190	21,660
21～25	19,900	19,470	19,040	18,760	18,470	18,180	17,750	17,320
26～30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	14,790	14,440
31～35	14,210	13,910	13,600	13,400	13,190	12,990	12,680	12,370
36～40	12,440	12,170	11,900	11,720	11,540	11,360	11,090	10,830
41～45	11,050	10,820	10,580	10,420	10,260	10,100	9,860	9,620
46～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	8,870	8,660
51～55	9,040	8,850	8,650	8,520	8,390	8,260	8,070	7,870
56～60	8,290	8,110	7,930	7,810	7,690	7,570	7,390	7,220
61～65	7,650	7,490	7,320	7,210	7,100	6,990	6,830	6,660
66～70	7,110	6,950	6,800	6,700	6,590	6,490	6,340	6,180
71～75	6,630	6,490	6,340	6,250	6,150	6,060	5,910	5,770
76～80	6,220	6,080	5,950	5,860	5,770	5,680	5,540	5,410
81～85	5,850	5,720	5,600	5,510	5,430	5,340	5,220	5,090
86～90	5,530	5,410	5,290	5,210	5,130	5,050	4,930	4,810
91人以上	5,230	5,120	5,010	4,930	4,860	4,780	4,670	4,560

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人まで	49,700	48,630	47,550	46,840	46,120	45,410	44,340	43,260
11～15人	33,130	32,420	31,700	31,220	30,750	30,270	29,560	28,840
16～20	24,850	24,310	23,770	23,420	23,060	22,700	22,170	21,630
21～25	19,880	19,450	19,020	18,730	18,450	18,160	17,730	17,300
26～30	16,560	16,210	15,850	15,610	15,370	15,130	14,780	14,420
31～35	14,200	13,890	13,580	13,380	13,170	12,970	12,660	12,360
36～40	12,420	12,150	11,890	11,710	11,530	11,350	11,080	10,810
41～45	11,040	10,800	10,560	10,410	10,250	10,090	9,850	9,610
46～50	9,940	9,720	9,510	9,360	9,220	9,080	8,860	8,650
51～55	9,030	8,840	8,640	8,510	8,380	8,250	8,060	7,860
56～60	8,280	8,100	7,920	7,800	7,680	7,560	7,390	7,210
61～65	7,640	7,480	7,310	7,200	7,090	6,980	6,820	6,650
66～70	7,100	6,940	6,790	6,690	6,590	6,480	6,330	6,180
71～75	6,620	6,480	6,340	6,240	6,150	6,050	5,910	5,760
76～80	6,210	6,070	5,940	5,850	5,760	5,670	5,540	5,400
81～85	5,840	5,720	5,590	5,510	5,420	5,340	5,210	5,090
86～90	5,520	5,400	5,280	5,200	5,120	5,040	4,920	4,800
91人以上	5,230	5,110	5,000	4,930	4,850	4,780	4,660	4,550

ウ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで	33,170	32,460	31,740	31,260	30,790	30,310	29,590	28,880
11～20世帯	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	22,190	21,660
21～30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	14,790	14,440
31～40	12,440	12,170	11,900	11,720	11,540	11,360	11,090	10,830
41～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	8,870	8,660
51世帯以上	8,290	8,110	7,930	7,810	7,690	7,570	7,390	7,220

ウ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで	33,130	32,420	31,700	31,220	30,750	30,270	29,560	28,840
11～20世帯	24,850	24,310	23,770	23,420	23,060	22,700	22,170	21,630
21～30	16,560	16,210	15,850	15,610	15,370	15,130	14,780	14,420
31～40	12,420	12,150	11,890	11,710	11,530	11,350	11,080	10,810
41～50	9,940	9,720	9,510	9,360	9,220	9,080	8,860	8,650
51世帯以上	8,280	8,100	7,920	7,800	7,680	7,560	7,390	7,210

改正後

現行

(7) 個別対応職員加算分保護単価

(7) 個別対応職員加算分保護単価

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	<u>55,290</u>	<u>54,100</u>	<u>52,900</u>	<u>52,110</u>	<u>51,310</u>	<u>50,520</u>	<u>49,320</u>	<u>48,130</u>

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	<u>55,220</u>	<u>54,030</u>	<u>52,840</u>	<u>52,040</u>	<u>51,250</u>	<u>50,450</u>	<u>49,260</u>	<u>48,070</u>

イ 母子生活支援施設

イ 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	<u>33,170</u>	<u>32,460</u>	<u>31,740</u>	<u>31,260</u>	<u>30,790</u>	<u>30,310</u>	<u>29,590</u>	<u>28,880</u>
11~20世帯	<u>24,880</u>	<u>24,340</u>	<u>23,800</u>	<u>23,450</u>	<u>23,090</u>	<u>22,730</u>	<u>22,190</u>	<u>21,660</u>
21~30	<u>16,580</u>	<u>16,230</u>	<u>15,870</u>	<u>15,630</u>	<u>15,390</u>	<u>15,150</u>	<u>14,790</u>	<u>14,440</u>
31~40	<u>12,440</u>	<u>12,170</u>	<u>11,900</u>	<u>11,720</u>	<u>11,540</u>	<u>11,360</u>	<u>11,090</u>	<u>10,830</u>
41~50	<u>9,950</u>	<u>9,730</u>	<u>9,520</u>	<u>9,380</u>	<u>9,230</u>	<u>9,090</u>	<u>8,870</u>	<u>8,660</u>
51世帯以上	<u>8,290</u>	<u>8,110</u>	<u>7,930</u>	<u>7,810</u>	<u>7,690</u>	<u>7,570</u>	<u>7,390</u>	<u>7,220</u>

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	<u>33,130</u>	<u>32,420</u>	<u>31,700</u>	<u>31,220</u>	<u>30,750</u>	<u>30,270</u>	<u>29,560</u>	<u>28,840</u>
11~20世帯	<u>24,850</u>	<u>24,310</u>	<u>23,770</u>	<u>23,420</u>	<u>23,060</u>	<u>22,700</u>	<u>22,170</u>	<u>21,630</u>
21~30	<u>16,560</u>	<u>16,210</u>	<u>15,850</u>	<u>15,610</u>	<u>15,370</u>	<u>15,130</u>	<u>14,780</u>	<u>14,420</u>
31~40	<u>12,420</u>	<u>12,150</u>	<u>11,890</u>	<u>11,710</u>	<u>11,530</u>	<u>11,350</u>	<u>11,080</u>	<u>10,810</u>
41~50	<u>9,940</u>	<u>9,720</u>	<u>9,510</u>	<u>9,360</u>	<u>9,220</u>	<u>9,080</u>	<u>8,860</u>	<u>8,650</u>
51世帯以上	<u>8,280</u>	<u>8,100</u>	<u>7,920</u>	<u>7,800</u>	<u>7,680</u>	<u>7,560</u>	<u>7,390</u>	<u>7,210</u>

改正後

現行

(8) 職業指導員加算分保護単価
ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	15,000	14,680	14,360	14,150	13,940	13,730	13,410	13,090
31~35人	12,860	12,580	12,310	12,130	11,950	11,760	11,490	11,220
36~40	11,250	11,010	10,770	10,610	10,450	10,290	10,050	9,820
41~45	10,000	9,790	9,570	9,430	9,290	9,150	8,940	8,720
46~50	9,000	8,810	8,620	8,490	8,360	8,230	8,040	7,850
51~55	8,180	8,010	7,830	7,720	7,600	7,490	7,310	7,140
56~60	7,500	7,340	7,180	7,070	6,970	6,860	6,700	6,540
61~65	6,920	6,770	6,630	6,530	6,430	6,330	6,190	6,040
66~70	6,430	6,290	6,150	6,060	5,970	5,880	5,740	5,610
71~75	6,000	5,870	5,740	5,660	5,570	5,490	5,360	5,230
76~80	5,620	5,500	5,380	5,300	5,220	5,140	5,030	4,910
81~85	5,290	5,180	5,070	4,990	4,920	4,840	4,730	4,620
86~90	5,000	4,890	4,780	4,710	4,640	4,570	4,470	4,360
91~95	4,730	4,630	4,530	4,470	4,400	4,330	4,230	4,130
96~100	4,500	4,400	4,310	4,240	4,180	4,110	4,020	3,920
101~105	4,280	4,190	4,100	4,040	3,980	3,920	3,830	3,740
106~110	4,090	4,000	3,910	3,860	3,800	3,740	3,650	3,570
111~115	3,910	3,830	3,740	3,690	3,630	3,580	3,490	3,410
116~120	3,750	3,670	3,590	3,530	3,480	3,430	3,350	3,270
121~125	3,600	3,520	3,440	3,390	3,340	3,290	3,210	3,140
126~130	3,460	3,380	3,310	3,260	3,210	3,160	3,090	3,020
131~135	3,330	3,260	3,190	3,140	3,090	3,050	2,980	2,910
136~140	3,210	3,140	3,070	3,030	2,980	2,940	2,870	2,800
141~145	3,100	3,030	2,970	2,920	2,880	2,840	2,770	2,700
146~150	3,000	2,930	2,870	2,830	2,780	2,740	2,680	2,610
151人以上	2,900	2,840	2,780	2,740	2,690	2,650	2,590	2,530

(8) 職業指導員加算分保護単価
ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	14,980	14,660	14,350	14,130	13,920	13,710	13,390	13,070
31~35人	12,840	12,570	12,300	12,110	11,930	11,750	11,480	11,200
36~40	11,240	11,000	10,760	10,600	10,440	10,280	10,040	9,800
41~45	9,990	9,770	9,560	9,420	9,280	9,140	8,930	8,710
46~50	8,990	8,800	8,610	8,480	8,350	8,220	8,030	7,840
51~55	8,170	8,000	7,820	7,710	7,590	7,480	7,300	7,130
56~60	7,490	7,330	7,170	7,060	6,960	6,850	6,690	6,530
61~65	6,910	6,770	6,620	6,520	6,420	6,330	6,180	6,030
66~70	6,420	6,280	6,150	6,050	5,960	5,870	5,740	5,600
71~75	5,990	5,860	5,740	5,650	5,570	5,480	5,350	5,230
76~80	5,620	5,500	5,380	5,300	5,220	5,140	5,020	4,900
81~85	5,290	5,170	5,060	4,990	4,910	4,840	4,720	4,610
86~90	4,990	4,890	4,780	4,710	4,640	4,570	4,460	4,350
91~95	4,730	4,630	4,530	4,460	4,390	4,330	4,230	4,130
96~100	4,490	4,400	4,300	4,240	4,170	4,110	4,010	3,920
101~105	4,280	4,190	4,100	4,040	3,970	3,910	3,820	3,730
106~110	4,080	4,000	3,910	3,850	3,790	3,740	3,650	3,560
111~115	3,910	3,820	3,740	3,680	3,630	3,570	3,490	3,410
116~120	3,740	3,660	3,580	3,530	3,480	3,420	3,340	3,260
121~125	3,590	3,520	3,440	3,390	3,340	3,290	3,210	3,130
126~130	3,450	3,380	3,310	3,260	3,210	3,160	3,090	3,010
131~135	3,330	3,260	3,180	3,140	3,090	3,040	2,970	2,900
136~140	3,210	3,140	3,070	3,030	2,980	2,930	2,870	2,800
141~145	3,100	3,030	2,960	2,920	2,880	2,830	2,770	2,700
146~150	2,990	2,930	2,870	2,820	2,780	2,740	2,670	2,610
151人以上	2,900	2,830	2,770	2,730	2,690	2,650	2,590	2,530

改正後

現行

イ 児童自立支援施設

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
30人まで	15,880	15,540	15,190	14,960	14,740	14,510	14,160	13,820
31～35人	13,610	13,320	13,020	12,830	12,630	12,430	12,140	11,850
36～40	11,910	11,650	11,390	11,220	11,050	10,880	10,620	10,370
41～45	10,580	10,360	10,130	9,970	9,820	9,670	9,440	9,210
46～50	9,520	9,320	9,110	8,980	8,840	8,700	8,500	8,290
51～55	8,660	8,470	8,280	8,160	8,040	7,910	7,720	7,540
56～60	7,940	7,770	7,590	7,480	7,370	7,250	7,080	6,910
61～65	7,330	7,170	7,010	6,900	6,800	6,690	6,540	6,380
66～70	6,800	6,660	6,510	6,410	6,310	6,210	6,070	5,920
71～75	6,350	6,210	6,070	5,980	5,890	5,800	5,660	5,530
76～80	5,950	5,820	5,690	5,610	5,520	5,440	5,310	5,180
81～85	5,600	5,480	5,360	5,280	5,200	5,120	5,000	4,880
86～90	5,290	5,180	5,060	4,990	4,910	4,830	4,720	4,600
91～95	5,010	4,900	4,790	4,720	4,650	4,580	4,470	4,360
96～100	4,760	4,660	4,550	4,490	4,420	4,350	4,250	4,140
101～105	4,530	4,440	4,340	4,270	4,210	4,140	4,040	3,950
106～110	4,330	4,230	4,140	4,080	4,020	3,950	3,860	3,770
111～115	4,140	4,050	3,960	3,900	3,840	3,780	3,690	3,600
116～120	3,970	3,880	3,790	3,740	3,680	3,620	3,540	3,450
121～125	3,810	3,730	3,640	3,590	3,530	3,480	3,400	3,310
126～130	3,660	3,580	3,500	3,450	3,400	3,340	3,270	3,190
131～135	3,520	3,450	3,370	3,320	3,270	3,220	3,140	3,070
136～140	3,400	3,330	3,250	3,200	3,150	3,110	3,030	2,960
141～145	3,280	3,210	3,140	3,090	3,050	3,000	2,930	2,860
146～150	3,170	3,100	3,030	2,990	2,940	2,900	2,830	2,760
151人以上	3,070	3,000	2,940	2,890	2,850	2,800	2,740	2,670

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
30人まで	15,860	15,520	15,170	14,950	14,720	14,490	14,150	13,810
31～35人	13,590	13,300	13,010	12,810	12,610	12,420	12,130	11,830
36～40	11,890	11,640	11,380	11,210	11,040	10,870	10,610	10,350
41～45	10,570	10,340	10,110	9,960	9,810	9,660	9,430	9,200
46～50	9,510	9,310	9,100	8,970	8,830	8,690	8,490	8,280
51～55	8,650	8,460	8,270	8,150	8,030	7,900	7,710	7,530
56～60	7,930	7,760	7,580	7,470	7,360	7,240	7,070	6,900
61～65	7,320	7,160	7,000	6,900	6,790	6,680	6,530	6,370
66～70	6,790	6,650	6,500	6,400	6,300	6,210	6,060	5,910
71～75	6,340	6,200	6,070	5,980	5,880	5,790	5,660	5,520
76～80	5,940	5,820	5,690	5,600	5,520	5,430	5,300	5,170
81～85	5,590	5,470	5,350	5,270	5,190	5,110	4,990	4,870
86～90	5,280	5,170	5,050	4,980	4,900	4,830	4,710	4,600
91～95	5,000	4,900	4,790	4,720	4,640	4,570	4,460	4,360
96～100	4,750	4,650	4,550	4,480	4,410	4,340	4,240	4,140
101～105	4,530	4,430	4,330	4,270	4,200	4,140	4,040	3,940
106～110	4,320	4,230	4,130	4,070	4,010	3,950	3,860	3,760
111～115	4,130	4,040	3,950	3,900	3,840	3,780	3,690	3,600
116～120	3,960	3,880	3,790	3,730	3,680	3,620	3,530	3,450
121～125	3,800	3,720	3,640	3,580	3,530	3,470	3,390	3,310
126～130	3,660	3,580	3,500	3,450	3,390	3,340	3,260	3,180
131～135	3,520	3,440	3,370	3,320	3,270	3,220	3,140	3,060
136～140	3,390	3,320	3,250	3,200	3,150	3,100	3,030	2,950
141～145	3,280	3,210	3,140	3,090	3,040	2,990	2,920	2,850
146～150	3,170	3,100	3,030	2,990	2,940	2,890	2,830	2,760
151人以上	3,070	3,000	2,930	2,890	2,840	2,800	2,730	2,670

改正後

(9) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
30人まで	14,750	14,390	14,030	13,790	13,550	13,310	12,950	12,590
31～35人	12,640	12,330	12,020	11,820	11,610	11,410	11,100	10,790
36～40	11,060	10,790	10,520	10,340	10,160	9,980	9,710	9,440
41～45	9,830	9,590	9,350	9,190	9,030	8,870	8,630	8,390
46～50	8,850	8,630	8,420	8,270	8,130	7,980	7,770	7,550
51～55	8,040	7,850	7,650	7,520	7,390	7,260	7,060	6,870
56～60	7,370	7,190	7,010	6,890	6,770	6,650	6,470	6,290
61～65	6,800	6,640	6,470	6,360	6,250	6,140	5,970	5,810
66～70	6,320	6,160	6,010	5,910	5,800	5,700	5,550	5,390
71～75	5,900	5,750	5,610	5,510	5,420	5,320	5,180	5,030
76～80	5,530	5,390	5,260	5,170	5,080	4,990	4,850	4,720
81～85	5,200	5,080	4,950	4,860	4,780	4,690	4,570	4,440
86～90	4,910	4,790	4,670	4,590	4,510	4,430	4,310	4,190
91～95	4,650	4,540	4,430	4,350	4,280	4,200	4,090	3,970
96～100	4,420	4,310	4,210	4,130	4,060	3,990	3,880	3,770
101～105	4,210	4,110	4,010	3,940	3,870	3,800	3,700	3,590
106～110	4,020	3,920	3,820	3,760	3,690	3,630	3,530	3,430
111～115	3,840	3,750	3,660	3,590	3,530	3,470	3,380	3,280
116～120	3,680	3,590	3,500	3,440	3,380	3,320	3,230	3,140
121～125	3,540	3,450	3,360	3,310	3,250	3,190	3,100	3,020
126～130	3,400	3,320	3,230	3,180	3,120	3,070	2,990	2,900
131～135	3,270	3,190	3,110	3,060	3,010	2,950	2,870	2,790
136～140	3,160	3,080	3,000	2,950	2,900	2,850	2,770	2,690
141～145	3,050	2,970	2,900	2,850	2,800	2,750	2,680	2,600
146～150	2,950	2,870	2,800	2,750	2,710	2,660	2,590	2,510
151人以上	2,850	2,780	2,710	2,670	2,620	2,570	2,500	2,430

現行

(9) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
30人まで	14,730	14,370	14,010	13,770	13,530	13,290	12,930	12,570
31～35人	12,620	12,310	12,010	11,800	11,600	11,390	11,080	10,780
36～40	11,040	10,770	10,510	10,330	10,150	9,970	9,700	9,430
41～45	9,820	9,580	9,340	9,180	9,020	8,860	8,620	8,380
46～50	8,830	8,620	8,400	8,260	8,120	7,970	7,760	7,540
51～55	8,030	7,830	7,640	7,510	7,380	7,250	7,050	6,860
56～60	7,360	7,180	7,000	6,880	6,760	6,640	6,460	6,280
61～65	6,790	6,630	6,460	6,350	6,240	6,130	5,970	5,800
66～70	6,310	6,150	6,000	5,900	5,800	5,690	5,540	5,390
71～75	5,890	5,740	5,600	5,510	5,410	5,310	5,170	5,030
76～80	5,520	5,380	5,250	5,160	5,070	4,980	4,850	4,710
81～85	5,190	5,070	4,940	4,860	4,770	4,690	4,560	4,430
86～90	4,910	4,790	4,670	4,590	4,510	4,430	4,310	4,190
91～95	4,650	4,530	4,420	4,350	4,270	4,190	4,080	3,970
96～100	4,410	4,310	4,200	4,130	4,060	3,980	3,880	3,770
101～105	4,200	4,100	4,000	3,930	3,860	3,790	3,690	3,590
106～110	4,010	3,920	3,820	3,750	3,690	3,620	3,520	3,430
111～115	3,840	3,740	3,650	3,590	3,530	3,460	3,370	3,280
116～120	3,680	3,590	3,500	3,440	3,380	3,320	3,230	3,140
121～125	3,530	3,440	3,360	3,300	3,240	3,190	3,100	3,010
126～130	3,390	3,310	3,230	3,170	3,120	3,060	2,980	2,900
131～135	3,270	3,190	3,110	3,060	3,000	2,950	2,870	2,790
136～140	3,150	3,080	3,000	2,950	2,900	2,840	2,770	2,690
141～145	3,040	2,970	2,890	2,850	2,800	2,750	2,670	2,600
146～150	2,940	2,870	2,800	2,750	2,700	2,650	2,580	2,510
151人以上	2,850	2,780	2,710	2,660	2,620	2,570	2,500	2,430

改正後

現行

(10) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで 世帯	<u>30,010</u>	<u>29,370</u>	<u>28,730</u>	<u>28,310</u>	<u>27,880</u>	<u>27,460</u>	<u>26,820</u>	<u>26,180</u>
11~20	<u>22,500</u>	<u>22,030</u>	<u>21,550</u>	<u>21,230</u>	<u>20,910</u>	<u>20,590</u>	<u>20,110</u>	<u>19,640</u>
21~30	<u>15,000</u>	<u>14,680</u>	<u>14,360</u>	<u>14,150</u>	<u>13,940</u>	<u>13,730</u>	<u>13,410</u>	<u>13,090</u>
31~40	<u>13,500</u>	<u>13,210</u>	<u>12,930</u>	<u>12,740</u>	<u>12,540</u>	<u>12,350</u>	<u>12,070</u>	<u>11,780</u>
41~50	<u>12,000</u>	<u>11,750</u>	<u>11,490</u>	<u>11,320</u>	<u>11,150</u>	<u>10,980</u>	<u>10,730</u>	<u>10,470</u>
51世帯以上	<u>10,500</u>	<u>10,280</u>	<u>10,050</u>	<u>9,900</u>	<u>9,760</u>	<u>9,610</u>	<u>9,380</u>	<u>9,160</u>

(10) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで 世帯	<u>29,970</u>	<u>29,330</u>	<u>28,700</u>	<u>28,270</u>	<u>27,850</u>	<u>27,420</u>	<u>26,790</u>	<u>26,150</u>
11~20	<u>22,480</u>	<u>22,000</u>	<u>21,520</u>	<u>21,200</u>	<u>20,880</u>	<u>20,570</u>	<u>20,090</u>	<u>19,610</u>
21~30	<u>14,980</u>	<u>14,660</u>	<u>14,350</u>	<u>14,130</u>	<u>13,920</u>	<u>13,710</u>	<u>13,390</u>	<u>13,070</u>
31~40	<u>13,480</u>	<u>13,200</u>	<u>12,910</u>	<u>12,720</u>	<u>12,530</u>	<u>12,340</u>	<u>12,050</u>	<u>11,770</u>
41~50	<u>11,990</u>	<u>11,730</u>	<u>11,480</u>	<u>11,310</u>	<u>11,140</u>	<u>10,970</u>	<u>10,710</u>	<u>10,460</u>
51世帯以上	<u>10,490</u>	<u>10,260</u>	<u>10,040</u>	<u>9,890</u>	<u>9,740</u>	<u>9,600</u>	<u>9,370</u>	<u>9,150</u>

(11) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	<u>50,370</u>	<u>49,240</u>	<u>48,100</u>	<u>47,340</u>	<u>46,580</u>	<u>45,820</u>	<u>44,690</u>	<u>43,550</u>
20世帯	<u>25,190</u>	<u>24,620</u>	<u>24,050</u>	<u>23,670</u>	<u>23,290</u>	<u>22,910</u>	<u>22,340</u>	<u>21,770</u>

(11) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	<u>50,310</u>	<u>49,170</u>	<u>48,040</u>	<u>47,280</u>	<u>46,520</u>	<u>45,770</u>	<u>44,630</u>	<u>43,490</u>
20世帯	<u>25,150</u>	<u>24,580</u>	<u>24,020</u>	<u>23,640</u>	<u>23,260</u>	<u>22,880</u>	<u>22,310</u>	<u>21,740</u>

(12) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20世帯	<u>23,910</u>	<u>23,370</u>	<u>22,840</u>	<u>22,480</u>	<u>22,120</u>	<u>21,760</u>	<u>21,220</u>	<u>20,690</u>
21~30	<u>15,940</u>	<u>15,580</u>	<u>15,220</u>	<u>14,980</u>	<u>14,750</u>	<u>14,510</u>	<u>14,150</u>	<u>13,790</u>
31~40	<u>11,950</u>	<u>11,680</u>	<u>11,420</u>	<u>11,240</u>	<u>11,060</u>	<u>10,880</u>	<u>10,610</u>	<u>10,340</u>
41~50	<u>10,760</u>	<u>10,520</u>	<u>10,270</u>	<u>10,110</u>	<u>9,950</u>	<u>9,790</u>	<u>9,550</u>	<u>9,310</u>
51世帯以上	<u>9,560</u>	<u>9,350</u>	<u>9,130</u>	<u>8,990</u>	<u>8,850</u>	<u>8,700</u>	<u>8,490</u>	<u>8,270</u>

(12) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20世帯	<u>23,880</u>	<u>23,340</u>	<u>22,810</u>	<u>22,450</u>	<u>22,090</u>	<u>21,730</u>	<u>21,200</u>	<u>20,660</u>
21~30	<u>15,920</u>	<u>15,560</u>	<u>15,200</u>	<u>14,960</u>	<u>14,730</u>	<u>14,490</u>	<u>14,130</u>	<u>13,770</u>
31~40	<u>11,940</u>	<u>11,670</u>	<u>11,400</u>	<u>11,220</u>	<u>11,040</u>	<u>10,860</u>	<u>10,600</u>	<u>10,330</u>
41~50	<u>10,740</u>	<u>10,500</u>	<u>10,260</u>	<u>10,100</u>	<u>9,940</u>	<u>9,780</u>	<u>9,540</u>	<u>9,300</u>
51世帯以上	<u>9,550</u>	<u>9,330</u>	<u>9,120</u>	<u>8,980</u>	<u>8,830</u>	<u>8,690</u>	<u>8,480</u>	<u>8,260</u>

改正後

(13) 小規模グループケア加算分保護単価
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	20,090	19,740	19,380	19,140	18,900	18,660	18,300	17,950
31～35人	17,220	16,920	16,610	16,400	16,200	15,990	15,690	15,380
36～40	15,070	14,800	14,530	14,350	14,170	13,990	13,730	13,460
41～45	13,390	13,160	12,920	12,760	12,600	12,440	12,200	11,960
46～50	12,050	11,840	11,630	11,480	11,340	11,200	10,980	10,770
51～55	10,960	10,760	10,570	10,440	10,310	10,180	9,980	9,790
56～60	10,040	9,870	9,690	9,570	9,450	9,330	9,150	8,970
61～65	9,270	9,110	8,940	8,830	8,720	8,610	8,450	8,280
66～70	8,610	8,460	8,300	8,200	8,100	8,000	7,840	7,690
71～75	8,040	7,890	7,750	7,650	7,560	7,460	7,320	7,180
76～80	7,530	7,400	7,260	7,170	7,080	7,000	6,860	6,730
81～85	7,090	6,960	6,840	6,750	6,670	6,580	6,460	6,330
86～90	6,700	6,580	6,460	6,380	6,300	6,220	6,100	5,980
91～95	6,340	6,230	6,120	6,040	5,970	5,890	5,780	5,660
96～100	6,030	5,920	5,810	5,740	5,670	5,600	5,490	5,380
101～105	5,740	5,640	5,530	5,470	5,400	5,330	5,230	5,120
106～110	5,480	5,380	5,280	5,220	5,150	5,090	4,990	4,890
111～115	5,240	5,150	5,050	4,990	4,930	4,870	4,770	4,680
116～120	5,020	4,930	4,840	4,780	4,720	4,660	4,570	4,480
121～125	4,820	4,730	4,650	4,590	4,530	4,480	4,390	4,300
126～130	4,630	4,550	4,470	4,410	4,360	4,300	4,220	4,140
131～135	4,460	4,380	4,300	4,250	4,200	4,140	4,060	3,980
136～140	4,300	4,230	4,150	4,100	4,050	4,000	3,920	3,840
141～145	4,150	4,080	4,010	3,960	3,910	3,860	3,780	3,710
146～150	4,020	3,940	3,870	3,820	3,780	3,730	3,660	3,590
151人以上	3,890	3,820	3,750	3,700	3,650	3,610	3,540	3,470

現行

(13) 小規模グループケア加算分保護単価
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	20,070	19,720	19,360	19,120	18,880	18,640	18,290	17,930
31～35人	17,200	16,900	16,590	16,390	16,180	15,980	15,670	15,370
36～40	15,050	14,790	14,520	14,340	14,160	13,980	13,710	13,440
41～45	13,380	13,140	12,900	12,750	12,590	12,430	12,190	11,950
46～50	12,040	11,830	11,610	11,470	11,330	11,180	10,970	10,760
51～55	10,950	10,750	10,560	10,430	10,300	10,170	9,970	9,780
56～60	10,030	9,860	9,680	9,560	9,440	9,320	9,140	8,960
61～65	9,260	9,100	8,930	8,820	8,710	8,600	8,440	8,270
66～70	8,600	8,450	8,290	8,190	8,090	7,990	7,830	7,680
71～75	8,030	7,880	7,740	7,650	7,550	7,450	7,310	7,170
76～80	7,520	7,390	7,260	7,170	7,080	6,990	6,850	6,720
81～85	7,080	6,960	6,830	6,750	6,660	6,580	6,450	6,320
86～90	6,690	6,570	6,450	6,370	6,290	6,210	6,090	5,970
91～95	6,340	6,220	6,110	6,030	5,960	5,880	5,770	5,660
96～100	6,020	5,910	5,800	5,730	5,660	5,590	5,480	5,380
101～105	5,730	5,630	5,530	5,460	5,390	5,320	5,220	5,120
106～110	5,470	5,370	5,280	5,210	5,150	5,080	4,980	4,890
111～115	5,230	5,140	5,050	4,980	4,920	4,860	4,770	4,670
116～120	5,010	4,930	4,840	4,780	4,720	4,660	4,570	4,480
121～125	4,810	4,730	4,640	4,580	4,530	4,470	4,380	4,300
126～130	4,630	4,550	4,460	4,410	4,350	4,300	4,220	4,130
131～135	4,460	4,380	4,300	4,250	4,190	4,140	4,060	3,980
136～140	4,300	4,220	4,140	4,090	4,040	3,990	3,910	3,840
141～145	4,150	4,080	4,000	3,950	3,900	3,850	3,780	3,710
146～150	4,010	3,940	3,870	3,820	3,770	3,730	3,650	3,580
151人以上	3,880	3,810	3,740	3,700	3,650	3,600	3,540	3,470

改正後

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人まで	60,290	59,220	58,140	57,430	56,710	55,990	54,920	53,850
11～15人	40,190	39,480	38,760	38,280	37,800	37,330	36,610	35,890
16～20	30,140	29,610	29,070	28,710	28,350	28,000	27,460	26,920
21～25	24,110	23,680	23,250	22,970	22,680	22,400	21,970	21,540
26～30	20,090	19,740	19,380	19,140	18,900	18,660	18,300	17,950
31～35	17,220	16,920	16,610	16,400	16,200	15,990	15,690	15,380
36～40	15,070	14,800	14,530	14,350	14,170	13,990	13,730	13,460
41～45	13,390	13,160	12,920	12,760	12,600	12,440	12,200	11,960
46～50	12,050	11,840	11,630	11,480	11,340	11,200	10,980	10,770
51～55	10,960	10,760	10,570	10,440	10,310	10,180	9,980	9,790
56～60	10,040	9,870	9,690	9,570	9,450	9,330	9,150	8,970
61～65	9,270	9,110	8,940	8,830	8,720	8,610	8,450	8,280
66～70	8,610	8,460	8,300	8,200	8,100	8,000	7,840	7,690
71～75	8,040	7,890	7,750	7,650	7,560	7,460	7,320	7,180
76～80	7,530	7,400	7,260	7,170	7,080	7,000	6,860	6,730
81～85	7,090	6,960	6,840	6,750	6,670	6,580	6,460	6,330
86～90	6,700	6,580	6,460	6,380	6,300	6,220	6,100	5,980
91人以上	6,340	6,230	6,120	6,040	5,970	5,890	5,780	5,660

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	20,090	19,740	19,380	19,140	18,900	18,660	18,300	17,950
31～35人	17,220	16,920	16,610	16,400	16,200	15,990	15,690	15,380
36～40	15,070	14,800	14,530	14,350	14,170	13,990	13,730	13,460
41～45	13,390	13,160	12,920	12,760	12,600	12,440	12,200	11,960
46人以上	12,050	11,840	11,630	11,480	11,340	11,200	10,980	10,770

現行

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人まで	60,230	59,160	58,080	57,370	56,650	55,940	54,860	53,790
11～15人	40,150	39,440	38,720	38,240	37,770	37,290	36,570	35,860
16～20	30,110	29,580	29,040	28,680	28,320	27,970	27,430	26,890
21～25	24,090	23,660	23,230	22,940	22,660	22,370	21,940	21,510
26～30	20,070	19,720	19,360	19,120	18,880	18,640	18,290	17,930
31～35	17,200	16,900	16,590	16,390	16,180	15,980	15,670	15,370
36～40	15,050	14,790	14,520	14,340	14,160	13,980	13,710	13,440
41～45	13,380	13,140	12,900	12,750	12,590	12,430	12,190	11,950
46～50	12,040	11,830	11,610	11,470	11,330	11,180	10,970	10,760
51～55	10,950	10,750	10,560	10,430	10,300	10,170	9,970	9,780
56～60	10,030	9,860	9,680	9,560	9,440	9,320	9,140	8,960
61～65	9,260	9,100	8,930	8,820	8,710	8,600	8,440	8,270
66～70	8,600	8,450	8,290	8,190	8,090	7,990	7,830	7,680
71～75	8,030	7,880	7,740	7,650	7,550	7,450	7,310	7,170
76～80	7,520	7,390	7,260	7,170	7,080	6,990	6,850	6,720
81～85	7,080	6,960	6,830	6,750	6,660	6,580	6,450	6,320
86～90	6,690	6,570	6,450	6,370	6,290	6,210	6,090	5,970
91人以上	6,340	6,220	6,110	6,030	5,960	5,880	5,770	5,660

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	20,070	19,720	19,360	19,120	18,880	18,640	18,290	17,930
31～35人	17,200	16,900	16,590	16,390	16,180	15,980	15,670	15,370
36～40	15,050	14,790	14,520	14,340	14,160	13,980	13,710	13,440
41～45	13,380	13,140	12,900	12,750	12,590	12,430	12,190	11,950
46人以上	12,040	11,830	11,610	11,470	11,330	11,180	10,970	10,760

改正後

現行

(14) 心理担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)
 ア 児童養護施設、児童自立支援施設
 イ 乳児院
 (常勤の非常勤職員)

(14) 心理担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)
 ア 児童養護施設、児童自立支援施設
 イ 乳児院
 (常勤の非常勤職員)

定員	月額	月額
30人まで	9,180	27,560
31 ~ 35人	7,870	18,370
36 ~ 40	6,890	13,780
41 ~ 45	6,120	11,020
46 ~ 50	5,510	9,180
51 ~ 55	5,010	7,870
56 ~ 60	4,590	6,890
61 ~ 65	4,240	6,120
66 ~ 70	3,930	5,510
71 ~ 75	3,670	5,010
76 ~ 80	3,440	4,590
81 ~ 85	3,240	4,240
86 ~ 90	3,060	3,930
91 ~ 95	2,900	3,670
96 ~ 100	2,750	3,440
101 ~ 105	2,620	3,240
106 ~ 110	2,500	3,060
111 ~ 115	2,390	2,900
116 ~ 120	2,290	
121 ~ 125	2,200	
126 ~ 130	2,120	
131 ~ 135	2,040	
136 ~ 140	1,960	
141 ~ 145	1,900	
146 ~ 150	1,830	
151人以上	1,770	

定員	月額	月額
30人まで		9,170
31 ~ 35人		7,860
36 ~ 40		6,880
41 ~ 45		6,110
46 ~ 50		5,500
51 ~ 55		5,000
56 ~ 60		4,580
61 ~ 65		4,230
66 ~ 70		3,930
71 ~ 75		3,670
76 ~ 80		3,440
81 ~ 85		3,230
86 ~ 90		3,050
91 ~ 95		2,890
96 ~ 100		2,750
101 ~ 105		2,620
106 ~ 110		2,500
111 ~ 115		2,390
116 ~ 120		2,290
121 ~ 125		2,200
126 ~ 130		2,110
131 ~ 135		2,030
136 ~ 140		1,960
141 ~ 145		1,890
146 ~ 150		1,830
151人以上		1,770

定員	月額	月額
10人まで		27,520
11 ~ 15人		18,350
16 ~ 20		13,760
21 ~ 25		11,010
26 ~ 30		9,170
31 ~ 35		7,860
36 ~ 40		6,880
41 ~ 45		6,110
46 ~ 50		5,500
51 ~ 55		5,000
56 ~ 60		4,580
61 ~ 65		4,230
66 ~ 70		3,930
71 ~ 75		3,670
76 ~ 80		3,440
81 ~ 85		3,230
86 ~ 90		3,050
91人以上		2,890

改正後

現行

ウ 母子生活支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月額 円
10世帯まで	
11 ~ 20世帯	<u>27,560</u>
21 ~ 30	<u>13,780</u>
31 ~ 40	<u>9,180</u>
41 ~ 50	<u>6,890</u>
51世帯以上	<u>5,510</u>
	<u>4,590</u>

エ 児童養護施設、児童自立支援施設
(非常勤職員)

定員	月額 円
30人まで	6,120
31 ~ 35人	<u>5,240</u>
36 ~ 40	4,590
41 ~ 45	4,080
46 ~ 50	3,670
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,820
66 ~ 70	2,620
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,290
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96 ~ 100	1,830
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,590
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,260
146 ~ 150	1,220
151人以上	1,180

ウ 母子生活支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月額 円
10世帯まで	
11 ~ 20世帯	<u>27,520</u>
21 ~ 30	<u>13,760</u>
31 ~ 40	<u>9,170</u>
41 ~ 50	<u>6,880</u>
51世帯以上	<u>5,500</u>
	<u>4,580</u>

エ 児童養護施設、児童自立支援施設
(非常勤職員)

定員	月額 円
30人まで	6,120
31 ~ 35人	<u>5,250</u>
36 ~ 40	4,590
41 ~ 45	4,080
46 ~ 50	3,670
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,820
66 ~ 70	2,620
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,290
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96 ~ 100	1,830
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,590
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,260
146 ~ 150	1,220
151人以上	1,180

改正後

現行

才 乳児院
(非常勤職員)

定員	月額
10人まで	18,370
11 ~ 15人	<u>12,240</u>
16 ~ 20	9,180
21 ~ 25	<u>7,340</u>
26 ~ 30	6,120
31 ~ 35	<u>5,240</u>
36 ~ 40	4,590
41 ~ 45	4,080
46 ~ 50	3,670
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,820
66 ~ 70	2,620
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,290
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91人以上	1,930

カ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
10世帯まで	18,370
11 ~ 20世帯	9,180
21 ~ 30	6,120
31 ~ 40	4,590
41 ~ 50	3,670
51世帯以上	3,060

才 乳児院
(非常勤職員)

定員	月額
10人まで	18,370
11 ~ 15人	<u>12,250</u>
16 ~ 20	9,180
21 ~ 25	<u>7,350</u>
26 ~ 30	6,120
31 ~ 35	<u>5,250</u>
36 ~ 40	4,590
41 ~ 45	4,080
46 ~ 50	3,670
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,820
66 ~ 70	2,620
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,290
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91人以上	1,930

カ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
10世帯まで	18,370
11 ~ 20世帯	9,180
21 ~ 30	6,120
31 ~ 40	4,590
41 ~ 50	3,670
51世帯以上	3,060

改正後

(15) 基幹的職員加算分保護単価
了 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	850	830	810	790	780	770	750	720
31～35人	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	580	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46～50	510	500	480	480	470	460	450	430
51～55	460	450	440	430	420	420	400	390
56～60	420	410	400	400	390	380	370	360
61～65	390	380	370	360	360	350	340	330
66～70	360	350	340	340	330	330	320	310
71～75	340	330	320	320	310	300	300	290
76～80	320	310	300	300	290	280	280	270
81～85	300	290	280	280	270	270	260	250
86～90	280	270	270	260	260	250	250	240
91～95	270	260	250	250	240	240	230	230
96～100	250	250	240	240	230	230	220	210
101～105	240	230	230	220	220	220	210	200
106～110	230	220	220	210	210	210	200	190
111～115	220	210	210	200	200	200	190	190
116～120	210	200	200	200	190	190	180	180
121～125	200	200	190	190	180	180	180	170
126～130	190	190	180	180	180	170	170	160
131～135	190	180	180	170	170	170	160	160
136～140	180	170	170	170	160	160	160	150
141～145	170	170	160	160	160	160	150	150
146～150	170	160	160	160	150	150	150	140
151人以上	160	160	150	150	150	140	140	140

現行

(15) 基幹的職員加算分保護単価
了 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	850	830	810	790	780	770	740	720
31～35人	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	600	590	580	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	490	480
46～50	510	500	480	470	470	460	440	430
51～55	460	450	440	430	420	420	400	390
56～60	420	410	400	390	390	380	370	360
61～65	390	380	370	360	360	350	340	330
66～70	360	350	340	340	330	330	320	310
71～75	340	330	320	310	310	300	290	290
76～80	320	310	300	290	290	280	280	270
81～85	300	290	280	280	270	270	260	250
86～90	280	270	270	260	260	250	240	240
91～95	270	260	250	250	240	240	230	230
96～100	250	250	240	230	230	230	220	210
101～105	240	230	230	220	220	220	210	200
106～110	230	220	220	210	210	210	200	190
111～115	220	210	210	200	200	200	190	190
116～120	210	200	200	190	190	190	180	180
121～125	200	200	190	190	180	180	180	170
126～130	190	190	180	180	180	170	170	160
131～135	190	180	180	170	170	170	160	160
136～140	180	170	170	170	160	160	160	150
141～145	170	170	160	160	160	150	150	150
146～150	170	160	160	160	150	150	150	140
151人以上	160	160	150	150	150	140	140	140

改正後

イ 乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,560	2,500	2,440	2,390	2,350	2,310	2,240	2,180
11～15人	1,710	1,670	1,620	1,590	1,570	1,540	1,500	1,450
16～20	1,280	1,250	1,220	1,190	1,170	1,150	1,120	1,090
21～25	1,020	1,000	970	950	940	920	900	870
26～30	850	830	810	790	780	770	750	720
31～35	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	580	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46～50	510	500	480	480	470	460	450	430
51～55	460	450	440	430	420	420	400	390
56～60	420	410	400	400	390	380	370	360
61～65	390	380	370	360	360	350	340	330
66～70	360	350	340	340	330	330	320	310
71～75	340	330	320	320	310	300	300	290
76～80	320	310	300	300	290	280	280	270
81～85	300	290	280	280	270	270	260	250
86～90	280	270	270	260	260	250	250	240
91人以上	270	260	250	250	240	240	230	230

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	850	830	810	790	780	770	750	720
31～35人	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	580	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46人以上	510	500	480	480	470	460	450	430

現行

イ 乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,560	2,500	2,430	2,390	2,350	2,300	2,240	2,180
11～15人	1,700	1,660	1,620	1,590	1,560	1,530	1,490	1,450
16～20	1,280	1,250	1,210	1,190	1,170	1,150	1,120	1,090
21～25	1,020	1,000	970	950	940	920	890	870
26～30	850	830	810	790	780	770	740	720
31～35	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	600	590	580	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	490	480
46～50	510	500	480	470	470	460	440	430
51～55	460	450	440	430	420	420	400	390
56～60	420	410	400	390	390	380	370	360
61～65	390	380	370	360	360	350	340	330
66～70	360	350	340	340	330	330	320	310
71～75	340	330	320	310	310	300	290	290
76～80	320	310	300	290	290	280	280	270
81～85	300	290	280	280	270	270	260	250
86～90	280	270	270	260	260	250	240	240
91人以上	270	260	250	250	240	240	230	230

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	850	830	810	790	780	770	740	720
31～35人	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	600	590	580	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	490	480
46人以上	510	500	480	470	470	460	440	430

改正後

工 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	<u>1,710</u>	<u>1,670</u>	1,620	1,590	<u>1,570</u>	<u>1,540</u>	<u>1,500</u>	1,450
11～20世帯	1,280	1,250	<u>1,220</u>	1,190	1,170	1,150	1,120	1,090
21～30	850	830	810	790	780	770	<u>750</u>	720
31～40	640	620	<u>610</u>	<u>600</u>	580	570	560	540
41～50	510	500	480	<u>480</u>	470	460	<u>450</u>	430
51世帯以上	420	410	400	<u>400</u>	390	380	370	360

(16) ～ (18) 略

(19) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
1人当たり	円 <u>7,920</u>

(20) 略

(21) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	円
40	<u>6,890</u>
41 ～ 50	<u>5,510</u>
51世帯以上	<u>4,590</u>

現行

工 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	<u>1,700</u>	<u>1,660</u>	1,620	1,590	<u>1,560</u>	<u>1,530</u>	<u>1,490</u>	1,450
11～20世帯	1,280	1,250	<u>1,210</u>	1,190	1,170	1,150	1,120	1,090
21～30	850	830	810	790	780	770	<u>740</u>	720
31～40	640	620	<u>600</u>	<u>590</u>	580	570	560	540
41～50	510	500	480	<u>470</u>	470	460	<u>440</u>	430
51世帯以上	420	410	400	<u>390</u>	390	380	370	360

(16) ～ (18) 略

(19) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
1人当たり	円 <u>7,950</u>

(20) 略

(21) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	円
40	<u>6,880</u>
41 ～ 50	<u>5,500</u>
51世帯以上	<u>4,580</u>

改正後

現行

(22) 略 (23) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	円 <u>15,550</u>
11 ～ 20	7,780
21 ～ 30	5,180
31 ～ 40	3,890
41 ～ 50	3,110
51世帯以上	2,590

(22) 略 (23) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	円 <u>15,560</u>
11 ～ 20	7,780
21 ～ 30	5,180
31 ～ 40	3,890
41 ～ 50	3,110
51世帯以上	2,590

(24) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	<u>30,010</u>	<u>29,370</u>	<u>28,730</u>	<u>28,310</u>	<u>27,880</u>	<u>27,460</u>	<u>26,820</u>	<u>26,180</u>
世帯								
11 ～ 20	<u>22,500</u>	<u>22,030</u>	<u>21,550</u>	<u>21,230</u>	<u>20,910</u>	<u>20,590</u>	<u>20,110</u>	<u>19,640</u>
21 ～ 30	<u>15,000</u>	<u>14,680</u>	<u>14,360</u>	<u>14,150</u>	<u>13,940</u>	<u>13,730</u>	<u>13,410</u>	<u>13,090</u>
31 ～ 40	<u>13,500</u>	<u>13,210</u>	<u>12,930</u>	<u>12,740</u>	<u>12,540</u>	<u>12,350</u>	<u>12,070</u>	<u>11,780</u>
41 ～ 50	<u>12,000</u>	<u>11,750</u>	<u>11,490</u>	<u>11,320</u>	<u>11,150</u>	<u>10,980</u>	<u>10,730</u>	<u>10,470</u>
51世帯以上	<u>10,500</u>	<u>10,280</u>	<u>10,050</u>	<u>9,900</u>	<u>9,760</u>	<u>9,610</u>	<u>9,380</u>	<u>9,160</u>

(24) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	<u>29,970</u>	<u>29,330</u>	<u>28,700</u>	<u>28,270</u>	<u>27,850</u>	<u>27,420</u>	<u>26,790</u>	<u>26,150</u>
世帯								
11 ～ 20	<u>22,480</u>	<u>22,000</u>	<u>21,520</u>	<u>21,200</u>	<u>20,880</u>	<u>20,570</u>	<u>20,090</u>	<u>19,610</u>
21 ～ 30	<u>14,980</u>	<u>14,660</u>	<u>14,350</u>	<u>14,130</u>	<u>13,920</u>	<u>13,710</u>	<u>13,390</u>	<u>13,070</u>
31 ～ 40	<u>13,480</u>	<u>13,200</u>	<u>12,910</u>	<u>12,720</u>	<u>12,530</u>	<u>12,340</u>	<u>12,050</u>	<u>11,770</u>
41 ～ 50	<u>11,990</u>	<u>11,730</u>	<u>11,480</u>	<u>11,310</u>	<u>11,140</u>	<u>10,970</u>	<u>10,710</u>	<u>10,460</u>
51世帯以上	<u>10,490</u>	<u>10,260</u>	<u>10,040</u>	<u>9,890</u>	<u>9,740</u>	<u>9,600</u>	<u>9,370</u>	<u>9,150</u>

(25) 略

(26) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

区分	年額
心理療法担当職員加算分	円 <u>5,142,795</u>

(25) 略

(26) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

区分	年額
心理療法担当職員加算分	円 <u>5,323,644</u>

区分	年額
個別対応職員分	円 <u>4,799,304</u>

区分	年額
個別対応職員分	円 <u>5,077,269</u>

改正後

(27) ~ (28) 略

(29) 降灰除去費加算分保護単価
 児童養護施設、児童自立支援施設、乳
 児院、情緒障害児短期治療施設、母子
 生活支援施設、ファミリーホーム、自
 立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	円 <u>139,960</u>

略

現行

(27) ~ (28) 略

(29) 降灰除去費加算分保護単価
 児童養護施設、児童自立支援施設、乳
 児院、情緒障害児短期治療施設、母子
 生活支援施設、ファミリーホーム、自
 立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	円 <u>139,860</u>

略

改正後

現行

2-2 加算分保護単価（公立施設（平成25年7月以降の単価））

(1) 児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員	216,910	212,240	207,560	204,440	201,320	198,200	193,520	188,840
1人につき	円	円	円	円	円	円	円	円

(新規)

(2) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員	202,970	198,660	194,360	191,490	191,490	185,750	181,440	177,140
1人につき	円	円	円	円	円	円	円	円

(新規)

(3) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員	144,040	146,210	143,020	140,900	138,770	136,640	133,460	130,270
1人につき	円	円	円	円	円	円	円	円

(新規)

(4) 児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員	30,580	29,930	29,280	28,850	28,420	27,990	27,340	26,690
1人につき	円	円	円	円	円	円	円	円

(新規)

(5) 里親支援専門相談員加算分保護単価
了 児童養護施設

(新規)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,550	16,200	15,850	15,620	15,380	15,150	14,800	14,450
31～35人	14,190	13,880	13,580	13,380	13,180	12,980	12,680	12,380
36～40	12,410	12,150	11,890	11,710	11,530	11,360	11,100	10,830
41～45	11,030	10,800	10,560	10,410	10,250	10,100	9,860	9,630
46～50	9,930	9,720	9,510	9,370	9,230	9,090	8,880	8,670
51～55	9,030	8,830	8,640	8,520	8,390	8,260	8,070	7,880
56～60	8,270	8,100	7,920	7,810	7,690	7,570	7,400	7,220
61～65	7,640	7,470	7,310	7,200	7,100	6,990	6,830	6,670
66～70	7,090	6,940	6,790	6,690	6,590	6,490	6,340	6,190
71～75	6,620	6,480	6,340	6,240	6,150	6,060	5,920	5,780
76～80	6,200	6,070	5,940	5,850	5,770	5,680	5,550	5,410
81～85	5,840	5,710	5,590	5,510	5,430	5,340	5,220	5,100
86～90	5,510	5,400	5,280	5,200	5,120	5,050	4,930	4,810
91～95	5,220	5,110	5,000	4,930	4,850	4,780	4,670	4,560
96～100	4,960	4,860	4,750	4,680	4,610	4,540	4,440	4,330
101～105	4,730	4,630	4,530	4,460	4,390	4,320	4,220	4,120
106～110	4,510	4,410	4,320	4,260	4,190	4,130	4,030	3,940
111～115	4,310	4,220	4,130	4,070	4,010	3,950	3,860	3,770
116～120	4,130	4,050	3,960	3,900	3,840	3,780	3,700	3,610
121～125	3,970	3,880	3,800	3,740	3,690	3,630	3,550	3,460
126～130	3,820	3,730	3,650	3,600	3,550	3,490	3,410	3,330
131～135	3,670	3,600	3,520	3,470	3,410	3,360	3,280	3,210
136～140	3,540	3,470	3,390	3,340	3,290	3,240	3,170	3,090
141～145	3,420	3,350	3,280	3,230	3,180	3,130	3,060	2,990
146～150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,030	2,960	2,890
151人以上	3,200	3,130	3,060	3,020	2,970	2,930	2,860	2,790

(新規)

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,660	48,610	47,560	46,850	46,150	45,450	44,400	43,350
11～15人	33,110	32,400	31,700	31,240	30,770	30,300	29,600	28,900
16～20人	24,830	24,300	23,780	23,430	23,070	22,720	22,200	21,670
21～25	19,860	19,440	19,020	18,740	18,460	18,180	17,760	17,340
26～30	16,550	16,200	15,850	15,620	15,380	15,150	14,800	14,450
31～35	14,190	13,880	13,580	13,380	13,180	12,980	12,680	12,380
36～40	12,410	12,150	11,890	11,710	11,530	11,360	11,100	10,830
41～45	11,030	10,800	10,560	10,410	10,250	10,100	9,860	9,630
46～50	9,930	9,720	9,510	9,370	9,230	9,090	8,880	8,670
51～55	9,030	8,830	8,640	8,520	8,390	8,260	8,070	7,880
56～60	8,270	8,100	7,920	7,810	7,690	7,570	7,400	7,220
61～65	7,640	7,470	7,310	7,200	7,100	6,990	6,830	6,670
66～70	7,090	6,940	6,790	6,690	6,590	6,490	6,340	6,190
71～75	6,620	6,480	6,340	6,240	6,150	6,060	5,920	5,780
76～80	6,200	6,070	5,940	5,850	5,770	5,680	5,550	5,410
81～85	5,840	5,710	5,590	5,510	5,430	5,340	5,220	5,100
86～90	5,510	5,400	5,280	5,200	5,120	5,050	4,930	4,810
91人以上	5,220	5,110	5,000	4,930	4,850	4,780	4,670	4,560

(6) 心理担当職員加算分保護単価 (常勤単価)

(新規)

了 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,290	15,940	15,590	15,350	15,120	14,880	14,530	14,180
31～35人	13,960	13,660	13,360	13,160	12,960	12,760	12,460	12,160
36～40	12,210	11,950	11,690	11,510	11,340	11,160	10,900	10,640
41～45	10,860	10,620	10,390	10,230	10,080	9,920	9,690	9,450
46～50	9,770	9,560	9,350	9,210	9,070	8,930	8,720	8,510
51～55	8,880	8,690	8,500	8,370	8,240	8,120	7,930	7,730
56～60	8,140	7,970	7,790	7,670	7,560	7,440	7,260	7,090
61～65	7,510	7,350	7,190	7,080	6,980	6,870	6,710	6,540
66～70	6,980	6,830	6,680	6,580	6,480	6,380	6,230	6,080
71～75	6,510	6,370	6,230	6,140	6,040	5,950	5,810	5,670
76～80	6,100	5,970	5,840	5,750	5,670	5,580	5,450	5,320
81～85	5,750	5,620	5,500	5,420	5,330	5,250	5,130	5,000
86～90	5,430	5,310	5,190	5,110	5,040	4,960	4,840	4,720
91～95	5,140	5,030	4,920	4,840	4,770	4,700	4,590	4,480
96～100	4,880	4,780	4,670	4,600	4,530	4,460	4,360	4,250
101～105	4,650	4,550	4,450	4,380	4,320	4,250	4,150	4,050
106～110	4,440	4,340	4,250	4,180	4,120	4,060	3,960	3,860
111～115	4,250	4,150	4,060	4,000	3,940	3,880	3,790	3,700
116～120	4,070	3,980	3,890	3,830	3,780	3,720	3,630	3,540
121～125	3,910	3,820	3,740	3,680	3,620	3,570	3,480	3,400
126～130	3,760	3,670	3,590	3,540	3,490	3,430	3,350	3,270
131～135	3,620	3,540	3,460	3,410	3,360	3,300	3,230	3,150
136～140	3,490	3,410	3,340	3,290	3,240	3,190	3,110	3,040
141～145	3,370	3,290	3,220	3,170	3,120	3,080	3,000	2,930
146～150	3,250	3,180	3,110	3,070	3,020	2,970	2,900	2,830
151人以上	3,150	3,080	3,010	2,970	2,920	2,880	2,810	2,740

現 行

(新規)

改正後

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人まで	48,870	47,820	46,770	46,060	45,360	44,660	43,610	42,560
11～15人	32,580	31,880	31,180	30,710	30,240	29,770	29,070	28,370
16～20	24,430	23,910	23,380	23,030	22,680	22,330	21,800	21,280
21～25	19,550	19,120	18,700	18,420	18,140	17,860	17,440	17,020
26～30	16,290	15,940	15,590	15,350	15,120	14,880	14,530	14,180
31～35	13,960	13,660	13,360	13,160	12,960	12,760	12,460	12,160
36～40	12,210	11,950	11,690	11,510	11,340	11,160	10,900	10,640
41～45	10,860	10,620	10,390	10,230	10,080	9,920	9,690	9,450
46～50	9,770	9,560	9,350	9,210	9,070	8,930	8,720	8,510
51～55	8,880	8,690	8,500	8,370	8,240	8,120	7,930	7,730
56～60	8,140	7,970	7,790	7,670	7,560	7,440	7,260	7,090
61～65	7,510	7,350	7,190	7,080	6,980	6,870	6,710	6,540
66～70	6,980	6,830	6,680	6,580	6,480	6,380	6,230	6,080
71～75	6,510	6,370	6,230	6,140	6,040	5,950	5,810	5,670
76～80	6,100	5,970	5,840	5,750	5,670	5,580	5,450	5,320
81～85	5,750	5,620	5,500	5,420	5,330	5,250	5,130	5,000
86～90	5,430	5,310	5,190	5,110	5,040	4,960	4,840	4,720
91人以上	5,140	5,030	4,920	4,840	4,770	4,700	4,590	4,480

(新規)

ウ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで	32,580	31,880	31,180	30,710	30,240	29,770	29,070	28,370
11～20世帯	24,430	23,910	23,380	23,030	22,680	22,330	21,800	21,280
21～30	16,290	15,940	15,590	15,350	15,120	14,880	14,530	14,180
31～40	12,210	11,950	11,690	11,510	11,340	11,160	10,900	10,640
41～50	9,770	9,560	9,350	9,210	9,070	8,930	8,720	8,510
51世帯以上	8,140	7,970	7,790	7,670	7,560	7,440	7,260	7,090

(7) 個別対応職員加算分保護単価

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
1人につき	54,300	53,130	51,960	51,180	50,400	49,620	48,460	47,290

(新規)

イ 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
10世帯まで	32,580	31,880	31,180	30,710	30,240	29,770	29,070	28,370
11～20世帯	24,430	23,910	23,380	23,030	22,680	22,330	21,800	21,280
21～30	16,290	15,940	15,590	15,350	15,120	14,880	14,530	14,180
31～40	12,210	11,950	11,690	11,510	11,340	11,160	10,900	10,640
41～50	9,770	9,560	9,350	9,210	9,070	8,930	8,720	8,510
51世帯以上	8,140	7,970	7,790	7,670	7,560	7,440	7,260	7,090

(新規)

(8) 職業指導員加算分保護単価
了 児童養護施設

(新規)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,450	14,150	13,840	13,640	13,430	13,230	12,920	12,620
31～35人	12,390	12,120	11,860	11,690	11,510	11,340	11,080	10,820
36～40	10,840	10,610	10,380	10,230	10,070	9,920	9,690	9,460
41～45	9,630	9,430	9,230	9,090	8,950	8,820	8,610	8,410
46～50	8,670	8,490	8,300	8,180	8,060	7,940	7,750	7,570
51～55	7,880	7,710	7,550	7,440	7,330	7,210	7,050	6,880
56～60	7,220	7,070	6,920	6,820	6,710	6,610	6,460	6,310
61～65	6,670	6,530	6,390	6,290	6,200	6,100	5,960	5,820
66～70	6,190	6,060	5,930	5,840	5,750	5,670	5,540	5,410
71～75	5,780	5,660	5,530	5,450	5,370	5,290	5,170	5,050
76～80	5,420	5,300	5,190	5,110	5,030	4,960	4,840	4,730
81～85	5,100	4,990	4,880	4,810	4,740	4,670	4,560	4,450
86～90	4,810	4,710	4,610	4,540	4,470	4,410	4,310	4,200
91～95	4,560	4,460	4,370	4,300	4,240	4,170	4,080	3,980
96～100	4,330	4,240	4,150	4,090	4,030	3,970	3,870	3,780
101～105	4,130	4,040	3,950	3,890	3,830	3,780	3,690	3,600
106～110	3,940	3,850	3,770	3,720	3,660	3,600	3,520	3,440
111～115	3,770	3,690	3,610	3,550	3,500	3,450	3,370	3,290
116～120	3,610	3,530	3,460	3,410	3,350	3,300	3,230	3,150
121～125	3,460	3,390	3,320	3,270	3,220	3,170	3,100	3,030
126～130	3,330	3,260	3,190	3,140	3,100	3,050	2,980	2,910
131～135	3,210	3,140	3,070	3,030	2,980	2,940	2,870	2,800
136～140	3,090	3,030	2,960	2,920	2,880	2,830	2,770	2,700
141～145	2,990	2,920	2,860	2,820	2,780	2,730	2,670	2,610
146～150	2,890	2,830	2,760	2,720	2,680	2,640	2,580	2,520
151人以上	2,790	2,730	2,680	2,640	2,600	2,560	2,500	2,440

イ 児童自立支援施設

(新規)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	<u>15,330</u>	<u>15,000</u>	<u>14,670</u>	<u>14,450</u>	<u>14,230</u>	<u>14,010</u>	<u>13,680</u>	<u>13,350</u>
31～35人	<u>13,140</u>	<u>12,850</u>	<u>12,570</u>	<u>12,380</u>	<u>12,200</u>	<u>12,010</u>	<u>11,730</u>	<u>11,440</u>
36～40	<u>11,490</u>	<u>11,250</u>	<u>11,000</u>	<u>10,840</u>	<u>10,670</u>	<u>10,510</u>	<u>10,260</u>	<u>10,010</u>
41～45	<u>10,220</u>	<u>10,000</u>	<u>9,780</u>	<u>9,630</u>	<u>9,490</u>	<u>9,340</u>	<u>9,120</u>	<u>8,900</u>
46～50	<u>9,190</u>	<u>9,000</u>	<u>8,800</u>	<u>8,670</u>	<u>8,540</u>	<u>8,400</u>	<u>8,210</u>	<u>8,010</u>
51～55	<u>8,360</u>	<u>8,180</u>	<u>8,000</u>	<u>7,880</u>	<u>7,760</u>	<u>7,640</u>	<u>7,460</u>	<u>7,280</u>
56～60	<u>7,660</u>	<u>7,500</u>	<u>7,330</u>	<u>7,220</u>	<u>7,110</u>	<u>7,000</u>	<u>6,840</u>	<u>6,670</u>
61～65	<u>7,070</u>	<u>6,920</u>	<u>6,770</u>	<u>6,670</u>	<u>6,570</u>	<u>6,460</u>	<u>6,310</u>	<u>6,160</u>
66～70	<u>6,570</u>	<u>6,420</u>	<u>6,280</u>	<u>6,190</u>	<u>6,100</u>	<u>6,000</u>	<u>5,860</u>	<u>5,720</u>
71～75	<u>6,130</u>	<u>6,000</u>	<u>5,860</u>	<u>5,780</u>	<u>5,690</u>	<u>5,600</u>	<u>5,470</u>	<u>5,340</u>
76～80	<u>5,740</u>	<u>5,620</u>	<u>5,500</u>	<u>5,420</u>	<u>5,330</u>	<u>5,250</u>	<u>5,130</u>	<u>5,000</u>
81～85	<u>5,410</u>	<u>5,290</u>	<u>5,170</u>	<u>5,100</u>	<u>5,020</u>	<u>4,940</u>	<u>4,830</u>	<u>4,710</u>
86～90	<u>5,110</u>	<u>5,000</u>	<u>4,890</u>	<u>4,810</u>	<u>4,740</u>	<u>4,670</u>	<u>4,560</u>	<u>4,450</u>
91～95	<u>4,840</u>	<u>4,730</u>	<u>4,630</u>	<u>4,560</u>	<u>4,490</u>	<u>4,420</u>	<u>4,320</u>	<u>4,210</u>
96～100	<u>4,590</u>	<u>4,500</u>	<u>4,400</u>	<u>4,330</u>	<u>4,270</u>	<u>4,200</u>	<u>4,100</u>	<u>4,000</u>
101～105	<u>4,380</u>	<u>4,280</u>	<u>4,190</u>	<u>4,130</u>	<u>4,060</u>	<u>4,000</u>	<u>3,910</u>	<u>3,810</u>
106～110	<u>4,180</u>	<u>4,090</u>	<u>4,000</u>	<u>3,940</u>	<u>3,880</u>	<u>3,820</u>	<u>3,730</u>	<u>3,640</u>
111～115	<u>3,990</u>	<u>3,910</u>	<u>3,820</u>	<u>3,770</u>	<u>3,710</u>	<u>3,650</u>	<u>3,570</u>	<u>3,480</u>
116～120	<u>3,830</u>	<u>3,750</u>	<u>3,660</u>	<u>3,610</u>	<u>3,550</u>	<u>3,500</u>	<u>3,420</u>	<u>3,330</u>
121～125	<u>3,670</u>	<u>3,600</u>	<u>3,520</u>	<u>3,460</u>	<u>3,410</u>	<u>3,360</u>	<u>3,280</u>	<u>3,200</u>
126～130	<u>3,530</u>	<u>3,460</u>	<u>3,380</u>	<u>3,330</u>	<u>3,280</u>	<u>3,230</u>	<u>3,150</u>	<u>3,080</u>
131～135	<u>3,400</u>	<u>3,330</u>	<u>3,260</u>	<u>3,210</u>	<u>3,160</u>	<u>3,110</u>	<u>3,040</u>	<u>2,960</u>
136～140	<u>3,280</u>	<u>3,210</u>	<u>3,140</u>	<u>3,090</u>	<u>3,050</u>	<u>3,000</u>	<u>2,930</u>	<u>2,860</u>
141～145	<u>3,170</u>	<u>3,100</u>	<u>3,030</u>	<u>2,990</u>	<u>2,940</u>	<u>2,900</u>	<u>2,830</u>	<u>2,760</u>
146～150	<u>3,060</u>	<u>3,000</u>	<u>2,930</u>	<u>2,890</u>	<u>2,840</u>	<u>2,800</u>	<u>2,730</u>	<u>2,670</u>
151人以上	<u>2,960</u>	<u>2,900</u>	<u>2,840</u>	<u>2,790</u>	<u>2,750</u>	<u>2,710</u>	<u>2,640</u>	<u>2,580</u>

(9) 看護師加算分保護単価

(新規)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	14,100	13,750	13,410	13,180	12,950	12,720	12,380	12,040
31～35人	12,080	11,790	11,490	11,300	11,100	10,900	10,610	10,320
36～40	10,570	10,310	10,060	9,880	9,710	9,540	9,280	9,030
41～45	9,400	9,170	8,940	8,790	8,630	8,480	8,250	8,020
46～50	8,460	8,250	8,040	7,910	7,770	7,630	7,430	7,220
51～55	7,690	7,500	7,310	7,190	7,060	6,940	6,750	6,560
56～60	7,050	6,870	6,700	6,590	6,470	6,360	6,190	6,020
61～65	6,500	6,340	6,190	6,080	5,980	5,870	5,710	5,550
66～70	6,040	5,890	5,740	5,650	5,550	5,450	5,300	5,160
71～75	5,640	5,500	5,360	5,270	5,180	5,090	4,950	4,810
76～80	5,280	5,150	5,030	4,940	4,850	4,770	4,640	4,510
81～85	4,970	4,850	4,730	4,650	4,570	4,490	4,370	4,250
86～90	4,700	4,580	4,470	4,390	4,310	4,240	4,120	4,010
91～95	4,450	4,340	4,230	4,160	4,090	4,010	3,910	3,800
96～100	4,230	4,120	4,020	3,950	3,880	3,810	3,710	3,610
101～105	4,020	3,930	3,830	3,760	3,700	3,630	3,530	3,440
106～110	3,840	3,750	3,650	3,590	3,530	3,470	3,370	3,280
111～115	3,670	3,580	3,490	3,430	3,380	3,320	3,230	3,140
116～120	3,520	3,430	3,350	3,290	3,230	3,180	3,090	3,010
121～125	3,380	3,300	3,210	3,160	3,100	3,050	2,970	2,890
126～130	3,250	3,170	3,090	3,040	2,990	2,930	2,850	2,770
131～135	3,130	3,050	2,980	2,930	2,870	2,820	2,750	2,670
136～140	3,020	2,940	2,870	2,820	2,770	2,720	2,650	2,580
141～145	2,910	2,840	2,770	2,720	2,680	2,630	2,560	2,490
146～150	2,820	2,750	2,680	2,630	2,590	2,540	2,470	2,400
151人以上	2,720	2,660	2,590	2,550	2,500	2,460	2,390	2,330

(10) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで 世帯	円 28,900	円 28,290	円 27,680	円 27,280	円 26,870	円 26,460	円 25,850	円 25,240
11～20	21,680	21,220	20,760	20,460	20,150	19,850	19,390	18,930
21～30	14,450	14,150	13,840	13,640	13,430	13,230	12,920	12,620
31～40	13,000	12,730	12,460	12,270	12,090	11,910	11,630	11,360
41～50	11,560	11,320	11,070	10,910	10,750	10,580	10,340	10,090
51世帯以上	10,110	9,900	9,690	9,540	9,400	9,260	9,050	8,830

(新規)

(11) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯	円 47,140	円 46,080	円 45,020	円 44,320	円 43,610	円 42,910	円 41,850	円 40,790
20世帯	23,570	23,040	22,510	22,160	21,800	21,450	20,920	20,390

(新規)

(12) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
20世帯	円 23,460	円 22,940	円 22,410	円 22,060	円 21,710	円 21,360	円 20,830	円 20,310
21～30	15,640	15,290	14,940	14,710	14,470	14,240	13,890	13,540
31～40	11,730	11,470	11,200	11,030	10,850	10,680	10,410	10,150
41～50	10,560	10,320	10,080	9,930	9,770	9,610	9,370	9,140
51世帯以上	9,380	9,170	8,960	8,820	8,680	8,540	8,330	8,120

(新規)

(13) 小規模グループケア加算分保護単価
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

(新規)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	19,800	19,450	19,100	18,860	18,630	18,390	18,040	17,690
31～35人	16,970	16,670	16,370	16,170	15,970	15,770	15,460	15,160
36～40	14,850	14,580	14,320	14,140	13,970	13,790	13,530	13,270
41～45	13,200	12,960	12,730	12,570	12,420	12,260	12,030	11,790
46～50	11,880	11,670	11,460	11,320	11,170	11,030	10,820	10,610
51～55	10,800	10,600	10,410	10,290	10,160	10,030	9,840	9,650
56～60	9,900	9,720	9,550	9,430	9,310	9,190	9,020	8,840
61～65	9,130	8,970	8,810	8,700	8,600	8,490	8,330	8,160
66～70	8,480	8,330	8,180	8,080	7,980	7,880	7,730	7,580
71～75	7,920	7,780	7,640	7,540	7,450	7,350	7,210	7,070
76～80	7,420	7,290	7,160	7,070	6,980	6,890	6,760	6,630
81～85	6,980	6,860	6,740	6,650	6,570	6,490	6,370	6,240
86～90	6,600	6,480	6,360	6,280	6,210	6,130	6,010	5,890
91～95	6,250	6,140	6,030	5,950	5,880	5,810	5,690	5,580
96～100	5,940	5,830	5,730	5,660	5,590	5,520	5,410	5,300
101～105	5,650	5,550	5,450	5,390	5,320	5,250	5,150	5,050
106～110	5,400	5,300	5,200	5,140	5,080	5,010	4,920	4,820
111～115	5,160	5,070	4,980	4,920	4,860	4,800	4,700	4,610
116～120	4,950	4,860	4,770	4,710	4,650	4,590	4,510	4,420
121～125	4,750	4,660	4,580	4,520	4,470	4,410	4,330	4,240
126～130	4,570	4,480	4,400	4,350	4,300	4,240	4,160	4,080
131～135	4,400	4,320	4,240	4,190	4,140	4,080	4,010	3,930
136～140	4,240	4,160	4,090	4,040	3,990	3,940	3,860	3,790
141～145	4,090	4,020	3,950	3,900	3,850	3,800	3,730	3,660
146～150	3,960	3,890	3,820	3,770	3,720	3,680	3,610	3,530
151人以上	3,830	3,760	3,690	3,650	3,600	3,560	3,490	3,420

(新規)

(新規)

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	59,400	58,350	57,290	56,590	55,890	55,190	54,140	53,090
11～15人	39,600	38,900	38,190	37,730	37,260	36,790	36,090	35,390
16～20	29,700	29,170	28,650	28,290	27,940	27,590	27,070	26,540
21～25	23,760	23,340	22,920	22,640	22,350	22,070	21,650	21,230
26～30	19,800	19,450	19,100	18,860	18,630	18,390	18,040	17,690
31～35	16,970	16,670	16,370	16,170	15,970	15,770	15,460	15,160
36～40	14,850	14,580	14,320	14,140	13,970	13,790	13,530	13,270
41～45	13,200	12,960	12,730	12,570	12,420	12,260	12,030	11,790
46～50	11,880	11,670	11,460	11,320	11,170	11,030	10,820	10,610
51～55	10,800	10,600	10,410	10,290	10,160	10,030	9,840	9,650
56～60	9,900	9,720	9,550	9,430	9,310	9,190	9,020	8,840
61～65	9,130	8,970	8,810	8,700	8,600	8,490	8,330	8,160
66～70	8,480	8,330	8,180	8,080	7,980	7,880	7,730	7,580
71～75	7,920	7,780	7,640	7,540	7,450	7,350	7,210	7,070
76～80	7,420	7,290	7,160	7,070	6,980	6,890	6,760	6,630
81～85	6,980	6,860	6,740	6,650	6,570	6,490	6,370	6,240
86～90	6,600	6,480	6,360	6,280	6,210	6,130	6,010	5,890
91人以上	6,250	6,140	6,030	5,950	5,880	5,810	5,690	5,580

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,800	19,450	19,100	18,860	18,630	18,390	18,040	17,690
31～35人	16,970	16,670	16,370	16,170	15,970	15,770	15,460	15,160
36～40	14,850	14,580	14,320	14,140	13,970	13,790	13,530	13,270
41～45	13,200	12,960	12,730	12,570	12,420	12,260	12,030	11,790
46人以上	11,880	11,670	11,460	11,320	11,170	11,030	10,820	10,610

(14) 心理担当職員加算分保護単価 (常勤の非常勤・非常勤単価)
 2-1 加算分保護単価 (14) と同額

(新規)

(15) 基幹的職員加算分保護単価

(新規)

了 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	780	770	750	730	720	710	690	670
31～35人	670	660	640	630	620	600	590	570
36～40	590	570	560	550	540	530	510	500
41～45	520	510	500	490	480	470	460	440
46～50	470	460	450	440	430	420	410	400
51～55	430	420	400	400	390	380	370	360
56～60	390	380	370	360	360	350	340	330
61～65	360	350	340	340	330	320	310	310
66～70	330	330	320	310	310	300	290	280
71～75	310	300	300	290	290	280	270	260
76～80	290	280	280	270	270	260	250	250
81～85	270	270	260	260	250	250	240	230
86～90	260	250	250	240	240	230	230	220
91～95	240	240	230	230	220	220	210	210
96～100	230	230	220	220	210	210	200	200
101～105	220	220	210	210	200	200	190	190
106～110	210	210	200	200	190	190	180	180
111～115	200	200	190	190	180	180	180	170
116～120	190	190	180	180	180	170	170	160
121～125	180	180	180	170	170	170	160	160
126～130	180	170	170	170	160	160	160	150
131～135	170	170	160	160	160	150	150	140
136～140	160	160	160	150	150	150	140	140
141～145	160	150	150	150	150	140	140	130
146～150	150	150	150	140	140	140	130	130
151人以上	150	140	140	140	140	130	130	130

(新規)

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人まで	2,360	2,300	2,250	2,210	2,170	2,130	2,070	2,010
11～15人	1,570	1,530	1,500	1,470	1,440	1,420	1,380	1,340
16～20	1,180	1,150	1,120	1,100	1,080	1,060	1,030	1,000
21～25	940	920	900	880	860	850	830	800
26～30	780	770	750	730	720	710	690	670
31～35	670	660	640	630	620	600	590	570
36～40	590	570	560	550	540	530	510	500
41～45	520	510	500	490	480	470	460	440
46～50	470	460	450	440	430	420	410	400
51～55	430	420	400	400	390	380	370	360
56～60	390	380	370	360	360	350	340	330
61～65	360	350	340	340	330	320	310	310
66～70	330	330	320	310	310	300	290	280
71～75	310	300	300	290	290	280	270	260
76～80	290	280	280	270	270	260	250	250
81～85	270	270	260	260	250	250	240	230
86～90	260	250	250	240	240	230	230	220
91人以上	240	240	230	230	220	220	210	210

(新規)

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	780	770	750	730	720	710	690	670
31～35人	670	660	640	630	620	600	590	570
36～40	590	570	560	550	540	530	510	500
41～45	520	510	500	490	480	470	460	440
46人以上	470	460	450	440	430	420	410	400

エ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,570	1,530	1,500	1,470	1,440	1,420	1,380	1,340
11～20世帯	1,180	1,150	1,120	1,100	1,080	1,060	1,030	1,000
21～30	780	770	750	730	720	710	690	670
31～40	590	570	560	550	540	530	510	500
41～50	470	460	450	440	430	420	410	400
51世帯以上	390	380	370	360	360	350	340	330

(新規)

(16) 寒冷地加算分保護単価

2-1 加算分保護単価 (16) と同額

(新規)

(17) ボイラー一技士雇上費加算分保護単価

2-1 加算分保護単価 (17) と同額

(新規)

(18) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価

2-1 加算分保護単価 (18) と同額

(新規)

(19) 学習指導費加算分保護単価

2-1 加算分保護単価 (19) と同額

(新規)

(20) 乳児院(定員40名以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価

2-1 加算分保護単価 (20) と同額

(新規)

(21) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、

少年指導員加算分保護単価

2-1 加算分保護単価 (21) と同額

(新規)

(22) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

2-1 加算分保護単価 (22) と同額

(新規)

(23) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価
2-1 加算分保護単価 (23) と同額

(新規)

(24) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

(新規)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで	円 28,900	円 28,290	円 27,680	円 27,280	円 26,870	円 26,460	円 25,850	円 25,240
11 ~ 20	21,680	21,220	20,760	20,460	20,150	19,850	19,390	18,930
21 ~ 30	14,450	14,150	13,840	13,640	13,430	13,230	12,920	12,620
31 ~ 40	13,000	12,730	12,460	12,270	12,090	11,910	11,630	11,360
41 ~ 50	11,560	11,320	11,070	10,910	10,750	10,580	10,340	10,090
51世帯以上	10,110	9,900	9,690	9,540	9,400	9,260	9,050	8,830

(25) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

(新規)

2-1 加算分保護単価 (25) と同額

(26) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

(新規)

2-1 加算分保護単価 (26) と同額

(27) 事務用採暖費加算分保護単価

(新規)

2-1 加算分保護単価 (27) と同額

(28) 除雪費加算分保護単価

(新規)

2-1 加算分保護単価 (28) と同額

(29) 降灰除去費加算分保護単価

(新規)

2-1 加算分保護単価 (29) と同額

改正後

別表2
児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) ～ (6) 略

(7) 自立援助ホーム

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、 定員 が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(8) ～ (10) 略

現行

別表2
児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) ～ (6) 略

(7) 自立援助ホーム

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、 入居児童 が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(8) ～ (10) 略

改正後

保護単価（入所児童等1人当たり）表

Table with columns for expense categories (経費の種別), general living expenses (一般生活費), and other expenses (以外). Rows include child care facilities (児童養護施設), day care (児童自立支援施設), and nursing homes (老人ホーム).

(注)この表に定めるもののほか、(1)児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2)里親については委託手当として月額72,000円(専門里親は月額123,000円)が加算され、(3)ファミリーホーム若しくは里親(専門里親を含む。)に対して新規に委託したとき、(4)里親(専門里親を含む。)が一時的な休息のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき5,500円が支弁され、(5)児童自立支援施設児童が逃亡したとき、(6)助産施設入所者については、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額のほか、分娩介助料(分娩児1人につき193,090円)、胎盤処置料、新生児介助料及び保険料が支弁される。(7)一時保護委託児童であって、別に定める場合、一時保護委託費として月額2,360円が支弁される。

(参考)

保護単価（入所児童等1人当たり）表

Table with columns for expense categories (経費の種別), general living expenses (一般生活費), and other expenses (以外). Rows include child care facilities (児童養護施設), day care (児童自立支援施設), and nursing homes (老人ホーム).

(注)この表に定めるもののほか、(1)児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2)里親については委託手当として月額72,000円(専門里親は月額123,000円)が加算され、(3)ファミリーホーム若しくは里親(専門里親を含む。)に対して新規に委託したとき、(4)里親(専門里親を含む。)が一時的な休息のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき5,500円が支弁され、(5)児童自立支援施設児童が逃亡したとき、(6)助産施設入所者については、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額のほか、分娩介助料(分娩児1人につき193,090円)、胎盤処置料、新生児介助料及び保険料が支弁される。(7)一時保護委託児童であって、別に定める場合、一時保護委託費として月額2,360円が支弁される。

改正後	現 行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p> <p>児童 第 416 号 平成11年 4 月30日</p> <p>[一部改正]平成13年 8 月 2 日 雇児発第505号 平成14年11月11日 雇児発第1111002号 平成15年12月22日 雇児発第1222004号 平成16年 7 月16日 雇児発第0716001号 平成16年12月 3 日 雇児発第1203002号 平成17年 6 月 1 日 雇児発第0601001号 平成18年 6 月27日 雇児発第0627001号 平成19年 7 月25日 雇児発第0725001号の1 平成20年 6 月12日 雇児発第0612014号の1 平成21年 6 月29日 雇児発第0629001号の1 平成22年 5 月18日 雇児発0518第1号 平成23年 6 月17日 雇児発0617第11号 平成24年 4 月 5 日 雇児発0405第 3 号 <u>平成25年※月※日 雇児発※第※号</u></p> <p>都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長 殿</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p> <p>略</p>	<p>児童 第 416 号 平成11年 4 月30日</p> <p>[一部改正]平成13年 8 月 2 日 雇児発第505号 平成14年11月11日 雇児発第1111002号 平成15年12月22日 雇児発第1222004号 平成16年 7 月16日 雇児発第0716001号 平成16年12月 3 日 雇児発第1203002号 平成17年 6 月 1 日 雇児発第0601001号 平成18年 6 月27日 雇児発第0627001号 平成19年 7 月25日 雇児発第0725001号の1 平成20年 6 月12日 雇児発第0612014号の1 平成21年 6 月29日 雇児発第0629001号の1 平成22年 5 月18日 雇児発0518第1号 平成23年 6 月17日 雇児発0617第11号 平成24年 4 月 5 日 雇児発0405第 3 号</p> <p>都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長 殿</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p> <p>標記については、本日別途厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(以下「交付要綱」という。)が施行されたところであるが、その実施については次によることとし、その適正なる運用を図られたく通知する。 おって、平成10年 6 月12日 雇児発第456号「児童福祉法による入所施設措置費(児童家庭局所管施設)等国庫負担金について」通知の施行については廃止する。 ただし、平成10年度以前までの取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。</p>

改正後

現行

略

第1 略
1 略

算式1 ～ 算式4 略

(注)

(1) 略

(2) 暫定定員を設定する場合にあつては、その施設について算式1から算式4のいずれかによって算定した数のうち最も大きい数となる算式を用いることができること。
なお、開始後3年を経過していない場合は、直近3年度を直近2年度と読み替えること。

(3) ～ (4) 略

(5) 自立援助ホームであつて、平均在籍児童数は少ないが頻繁な入退所があるものについては、前年度の新規入所児童数が定員の2倍以上である場合には、暫定定員を設定しないものとする。

(6) ～ (7) 略

2 ～ 4 略

第2 ～ 第5 略

略

第1 暫定定員及び保護単価の設定について
1 暫定定員の設定について（小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）は除く。）

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、各年度の保護単価の設定に際しては、その設定しようとするすべての施設につき、算式1から算式4のいずれかによって算定した数がその施設の定員に満たない場合においては、その満たない数に定員を改定し（これが困難なときは暫定定員を設ける。）、これに基づいて保護単価の設定及び支弁を行うものとする。

なお、連続して3年を超えて暫定定員を設定している施設については、定員を改定するものとする。

算式1 ～ 算式4 略

(注)

(1) 略

(2) 暫定定員を設定する場合にあつては、その施設について算式1から算式4のいずれかによって算定した数のうち最も大きい数となる算式を用いることができること。

(3) ～ (4) 略

新規

(5) ～ (6) 略

2 ～ 4 略

第2 ～ 第5 略

改正後

現行

第6 特別育成費の取扱いについて
1 ～ 2 略

3 資格取得等特別加算費は、児童の自立支援や就職支援を目的とするために高等学校第3学年を対象とするものであるが、高等学校第3学年以外に支弁することが適当と判断される場合には支弁して差し支えないこと。また、高等学校第3学年相当地の年齢の児童で、高等学校に在学していない児童についても、支給対象となるので、高等学校第3学年の児童と同様に取扱われたい。なお、支弁に当たっては、別紙様式(2)を徴することとし、高等学校在学中に1回限りの支弁とするので、同一児童に重複して支弁されないよう留意すること。

第7 医療費の取扱いについて

医療費については、特に次の点に留意し、適正なる支弁を行われたいこと。

1 ～ 5 略

6 自立援助ホームの入所児童については、就労し、最初の賃金を得る月までの間を対象とし、国民健康保険等に加入している(国民健康保険等の加入手続き中の場合や国民健康保険等に加入できない特段の事情がある場合を含む)入所児童(者)が医療機関又は薬局で支払った自己負担額について、4によらず直接施設に支弁するものとする。なお、支弁にあたっては、領収書を徴すること。

第8 ～ 第15 略
別紙(1) ～ 別紙(2) 略

第6 特別育成費の取扱いについて
1 ～ 2 略

3 資格取得等特別加算費は、児童の自立支援や就職支援を目的とするために高等学校第3学年を対象とするものであるが、高等学校第3学年以外に支弁することが適当と判断される場合には支弁して差し支えないこと。なお、支弁に当たっては、別紙様式(2)を徴することとし、高等学校在学中に1回限りの支弁とするので、同一児童に重複して支弁されないよう留意すること。

第7 医療費の取扱いについて

医療費については、特に次の点に留意し、適正なる支弁を行われたいこと。

1 ～ 5 略

6 自立援助ホームの入所児童については、就労し、最初の賃金を得る月までの間を対象とし、国民健康保険等に加入している入所児童(者)が医療機関又は薬局で支払った自己負担額について、4によらず直接施設に支弁するものとする。なお、支弁にあたっては、領収書を徴すること。

第8 ～ 第15 略
別紙(1) ～ 別紙(2) 略

(案)

雇 児 福 発 ※ 第 ※ 号
平 成 2 5 年 ※ 月 ※ 日

各 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市
民生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
交付要綱等の改正点及びその運用について

1. 事務費関係

(1) 公務員の給与改定に関する取扱いについて (平成25年1月24日閣議決定) に基
づき、7月に施行される地方公務員の給与削減を踏まえた保護単価 (算定基準) を設
定。

※ 施行後の単価を反映させた年額は () 書きで記載。

(2) 心身に障害を有するなど特に対応が困難な母子が4人以上いる場合に、母子支援員
(非常勤) を配置する特別生活指導費加算について、当該母子が8人以上いる場合に
2人目の配置を可能とする。

(3) 児童養護施設の本体定員と地域小規模児童養護施設の定員を合計して41人以上と
なる場合の単価を設定。(児童養護施設の栄養士関係)

(4) 児童相談所一時保護所関係

① 心理職員の配置

1施設当たり年額 5, 323, 644円 → 5, 142, 795円

② 個別指導を行う主任児童指導員の配置

1施設当たり年額 5, 077, 269円 → 4, 799, 304円

③ 看護代替要員費

職員1人日額 5, 920円 → 同 額

※地方公務員の給与削減を踏まえた単価を記載。

(5) 小規模グループケアの推進

(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)

1施設当たり年額 6, 587, 144円 → 6, 656, 100円
→ (6, 508, 654円)

- (6) 里親支援専門相談員加算 (児童養護施設、乳児院)
 1 施設当たり年額 5,406,934円 → 5,420,565円
 [里親支援のための交通費を含む] → (5,252,444円)
- (7) 個別対応職員加算 (乳幼児10人未満を入所させる乳児院、母子生活支援施設)
 1 施設当たり年額 5,323,644円 → 5,329,425円
 → (5,142,795円)
 (※ 児童養護施設、乳児院 (乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設は一般分保護単価に算入)
- (8) 夜間警備体制の強化 (母子生活支援施設)
 1 施設当たり年額 1,941,800円 → 同 額
 [夜間における警備体制を強化するための警備員雇上費を算定]
- (9) 苦情解決対策経費の計上 (各施設一般分保護単価に算入)
 1 施設当たり年額 24,210円 → 同 額
 [第三者委員会の開催に係る経費 (旅費、会議費) を算定]
- (10) 地域小規模児童養護施設
 1 施設当たり年額 14,602,616円 → 14,614,090円
 → (14,152,577円)
- (11) 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設
 1 施設当たり年額 7,603,544円 → 7,609,678円
 → (7,329,761円)
- (12) 心理療法担当職員加算
 (児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立支援施設)
 1 施設当たり年額
 常勤職員配置 5,323,644円 → 5,329,425円
 → (5,142,795円)
 常勤的非常勤職員配置 3,303,306円 → 3,307,283円
 非常勤職員配置 2,204,968円 → 2,204,769円
 [心理療法担当職員に係る経費、訪問指導旅費 (月10回)、嘱託精神科医 (月1回) 等を算定]
- (13) 広域入所促進事業 (母子生活支援施設)
 1 施設当たり年額 45万円以内 → 同 額
 [施設機能強化推進費]

- (14) 看護師加算（児童養護施設）
 1施設当たり年額 4,713,696円 → 4,719,558円
 → (4,551,295円)
- (15) 入所児童の自立支援（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設（各施設一般分保護単価に算入））
 1施設当たり年額 1,974,280円 → 1,974,071円
- (16) 業務省力化等勤務条件改善費
 週所定労働時間40時間の実施
 ①児童指導員、保育士等直接処遇職員
 職員1人年額 285,700円 → 同 額
 ②調理員
 職員1人年額 276,640円 → 同 額
- (17) 年休代替要員費
 ① 直接処遇職員
 職員1人年額 118,400円 → 同 額
 ② 調理員
 職員1人年額 106,400円 → 同 額
- (18) 社会保険料事業主負担金 19.458% → 19.694%
- (19) 管理宿直専門員
 1施設当たり年額 1,326,675円 → 同 額
- (20) 職員健康管理費
 常勤・非常勤職員 6,588円 → 6,389円
- (21) ボイラー技工士雇上費
 職員1人年額 2,413,238円 → 2,413,039円
- (22) 非常勤保育士賃金
 職員1人年額 232,360円 → 同 額
- (23) 非常勤調理員賃金
 職員1人年額 1,670,480円 → 同 額
- (24) 児童自立支援施設学科指導員講師手当
 1施設当たり年額 7,604,240円 → 同 額

(25) 児童養護施設特別指導費、乳児院（定員40人以上）家庭支援専門相談員、母子生活支援施設特別生活指導費 職員1人年額	1, 8 6 7, 3 2 8 円 →	1, 8 6 7, 1 2 9 円
(26) 学習指導費 (児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親) 1人当たり月額	7, 9 5 0 円 →	7, 9 2 0 円
(27) 嘱託医手当 (児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院) 嘱託医1人年額 (児童自立支援施設) 嘱託医1人年額	3 2 5, 6 8 0 円 → 6 5 1, 3 6 0 円 →	同 額 同 額
(28) 協力医療機関委託費（乳児院） 1施設当たり年額	7 0 5, 6 4 0 円 →	同 額
(29) 入所児童（者）処遇特別加算 400時間 ～ 800時間 800時間 ～ 1,200時間 1,200時間以上	4 3 5, 0 0 0 円 → 7 2 6, 0 0 0 円 → 1, 0 1 6, 0 0 0 円 →	同 額 同 額 同 額
(30) 除雪費 定員1人（母子生活支援施設にあつては1世帯）年額	5, 6 8 0 円 →	同 額
(31) 降灰除去費 1施設当たり年額	1 3 9, 8 6 0 円 →	1 3 9, 9 6 0 円

※（ ）書きは公立施設の場合。

2. 事業費関係

(1) 一般生活費		
①児童養護施設		
・乳児分1人月額	5 4, 7 3 0 円 →	同 額
・乳児以外分1人月額	4 7, 4 3 0 円 →	同 額
②児童自立支援施設		
・入所児分1人月額	4 7, 4 3 0 円 →	同 額
・通所児分1人月額	1 4, 6 0 0 円 →	同 額

③情緒障害児短期治療施設				
・入所児分1人月額	47,860円	→	同	額
・通所児分1人月額	14,600円	→	同	額
④里親				
・乳児分1人月額	54,980円	→	同	額
・乳児以外分1人月額	47,680円	→	同	額
⑤乳児院				
・3歳未満児分1人月額	54,730円	→	同	額
・3歳以上児分1人月額	47,430円	→	同	額
⑥ファミリーホーム				
・乳児分1人月額	54,730円	→	同	額
・乳児以外分1人月額	47,430円	→	同	額
⑦自立援助ホーム1人月額	10,340円	→	同	額
⑧母子生活支援施設				
・入所者1人月額	3,550円	→	同	額
・保育室保育入所児童				
3歳未満児1人月額	8,890円	→	同	額
3歳以上児1人月額	5,500円	→	同	額
⑨乳児院病虚弱等児童加算費				
児童1人月額	94,750円	→	95,000円	
⑩児童相談所一時保護所(一時保護委託を含む)				
・乳児1人日額	1,800円	→	同	額
・乳児以外分1人日額	1,560円	→	同	額
⑪里親の一時的な休息のための援助経費				
1日当たり	5,500円	→	同	額
[児童の飲食物費など]				
(2) 被虐待児受入加算費				
①児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム				
児童1人月額	26,100円	→	同	額
②一時保護委託				
児童1人日額	850円	→	同	額
(3) 分娩介助料	1件当たり	193,090円	→	同 額
(4) 教育費				
・小学校 児童1人月額	2,110円	→	同	額
・中学校 児童1人月額	4,180円	→	同	額
・特別支援学校高等部 児童1人月額	4,180円	→	同	額
・入学時特別加算費 児童1人年額	58,960円	→	59,010円	

(5) 見学旅行費

・小学校第6学年児童1人年額	20,600円	→	同	額
・中学校第3学年児童1人年額	55,900円	→	同	額
・高等学校第3学年(特別支援学校高等部を含む。) 児童1人年額	108,200円	→	同	額

(6) 入進学支度金

・小学校 児童1人年額	39,500円	→	同	額
・中学校 児童1人年額	46,100円	→	同	額

(7) 特別育成費

・国公立分 児童1人月額	22,270円	→	同	額
・私立分 児童1人月額	32,970円	→	同	額
・入学時特別加算費 児童1人年額	58,960円	→	59,010円	
・資格取得等特別加算費 児童1人年額	55,000円	→	同	額

※資格取得等特別加算費については、中卒・高校中退等児童に対象拡大

(8) 期末一時扶助費 児童1人年額	5,070円	→	同	額
--------------------	--------	---	---	---

(9) 児童用採暖費

区 分	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
児童養護施設等	6,820円	5,220円	3,380円	2,520円	1,260円
乳 児 院	7,210円	5,660円	3,590円	2,620円	1,260円
母子生活支援施設等	1,130円	960円	590円	380円	190円

(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

(10) 就職支度費 1件当たり	79,000円	→	同	額
特別基準 1件当たり	189,510円	→	同	額

(11) 大学進学等自立生活支度費 1件当たり	79,000円	→	同	額
特別基準 1件当たり	189,510円	→	同	額

(12) 葬祭費 1件当たり	153,900円	→	同	額
----------------	----------	---	---	---

(13) 里親手当 児童1人目月額	72,000円	→	同	額
-------------------	---------	---	---	---

- (14) 専門里親手当 児童1人目月額 123,000円 → 同 額
- (15) 一時保護委託費 一時保護委託児童1人当たり日額
2,360円 → 同 額
- (16) 児童養護施設分園型自活訓練事業
1施設当たり年額 4,695,000円 → 同 額
- (17) 家族療法事業費
(情緒障害児短期治療施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設)
実施延家族数が年間125家族以上
1施設当たり年額 2,000,000円 → 1,999,000円
実施延家族数が年間125家族未満
1施設当たり年額 1,000,000円 → 999,000円

別紙1 管理費単価表

事務費の保護単価に含まれている管理費

定員	①児童養護施設	③児童自立支援施設	④乳児院			
			定員	2歳未満児	2歳児	3歳以上児
人	円	円	人	円	円	円
30まで	23,402	23,832	10まで	61,100	56,162	50,895
31～35	21,176	21,654	11～15	46,690	42,561	34,285
35～40	18,947	19,474	16～20	40,648	35,925	28,166
41～45	17,699	18,332	21～25	35,044	32,166	24,718
46～50	15,679	17,039	26～30	33,586	29,912	22,671
51～55	14,842	16,170	31～35	32,284	28,717	21,424
56～60	14,005	15,301	35～40	30,981	27,523	20,178
61～65	13,384	14,650	41～45	30,169	26,516	19,119
66～70	12,763	13,999	46～50	29,356	25,508	18,059
71～75	12,299	13,568	51～55	28,842	25,090	17,610
76～80	11,833	13,135	56～60	28,326	24,671	17,160
81～85	11,639	12,980	61～65	27,936	24,306	16,764
86～90	11,445	12,825	66～70	27,545	23,941	16,368
91～95	11,167	12,684	71～75	27,272	23,611	16,007
96～100	10,886	12,541	76～80	26,998	23,279	15,644
101～105	10,722	12,310	81～85	26,769	22,970	15,304
106～110	10,491	12,075	86～90	26,539	22,661	14,964
111～115	10,314	11,879	91以上	26,247	22,368	14,640
116～120	10,135	11,682				
121～125	9,985	11,612				
126～130	9,833	11,540				
131～135	9,793	11,402				
136～140	9,753	11,264				
141～145	9,636	11,216				
146～150	9,518	11,167				
151以上	9,409	11,047				

⑤10人未満を入所させる乳児院	円 57,655
-----------------	-------------

定員	②地域小規模児童養護施設
1施設あたり	円 41,421

定員	⑥母子生活支援施設		
	一般分	保育士加算	指導員兼事務員加算
世帯	円	円	円
10まで	40,483	2,063	
11～20	25,416	1,547	[1,547]
21～30	18,578	1,032	1,032
31～40	14,278	929	774
41～50	13,012	825	697
51以上	11,747	722	619
母子生活支援施設		円	
10世帯母子支援		3,095	
20世帯母子支援		1,547	

[]書は20世帯分の単価

定 員	⑦情緒障害児 短期治療施 設
人	円
30 まで	23,359
31 ～ 35	21,627
35 ～ 40	19,894
41 ～ 45	19,000
46 以上	18,104

⑧ファミリーホーム	円 2,698
-----------	------------

定 員	⑨自立援助 ホーム
人	円
6 まで	10,789
7 ～ 9	10,466
10 ～ 12	10,304
13 ～ 15	10,207
16 ～ 18	10,142
19 以上	9,723

⑩年少児加算分			
乳児	1 歳児	2 歳児	年少児
円	円	円	円
14,066	14,066	10,315	2,210

⑪小規模グループケア加算分			
定 員	児童養護施 設・児童自 立支援施設	乳児院	情緒障害児 短期治療 施設
10 まで	—	14,150	—
11 ～ 15	—	9,430	—
16 ～ 20	—	7,070	—
21 ～ 25	—	5,660	—
26 ～ 30	4,710(※1)	4,710	4,710(※1)
31 ～ 35	4,040	4,040	4,040
35 ～ 40	3,530	3,530	3,530
41 ～ 45	3,140	3,140	3,140
46 ～ 50	2,830	2,830	2,830(※3)
51 ～ 55	2,570	2,570	—
56 ～ 60	2,350	2,350	—
61 ～ 65	2,170	2,170	—
66 ～ 70	2,020	2,020	—
71 ～ 75	1,880	1,880	—
76 ～ 80	1,760	1,760	—
81 ～ 85	1,660	1,660	—
86 ～ 90	1,570	1,570	—
91 ～ 95	1,490	1,490(※2)	—
96 ～100	1,410	—	—
101 ～105	1,340	—	—
106 ～110	1,280	—	—
111 ～115	1,230	—	—
116 ～120	1,170	—	—
121 ～125	1,130	—	—
126 ～130	1,080	—	—
131 ～135	1,040	—	—
136 ～140	1,010	—	—
141 ～145	970	—	—
146 ～150	940	—	—
151 以上	910	—	—

(※1)は 30 人までの単価

(※2)は 91 人以上の単価

(※3)は 46 人以上の単価

⑫里親支援専門相談員加算分		
定員	児童養護施設	乳児院
人	円	円
10 まで	—	3,885
11 ～ 15	—	2,590
16 ～ 20	—	1,943
21 ～ 25	—	1,554
26 ～ 30	1,295(※1)	1,295
31 ～ 35	1,110	1,110
35 ～ 40	971	971
41 ～ 45	863	863
46 ～ 50	777	777
51 ～ 55	706	706
56 ～ 60	648	648
61 ～ 65	598	598
66 ～ 70	555	555
71 ～ 75	518	518
76 ～ 80	486	486
81 ～ 85	457	457
86 ～ 90	432	432
91 ～ 95	409	409(※2)
96 ～100	389	—
101 ～105	370	—
106 ～110	353	—
111 ～115	338	—
116 ～120	324	—
121 ～125	311	—
126 ～130	299	—
131 ～135	288	—
136 ～140	278	—
141 ～145	268	—
146 ～150	259	—
151 以上	251	—

(※1)は 30 人までの単価

(※2)は 91 人以上の単価

⑬個別対応職員加算分	
10 人未満を入所させる乳児院	円
	3,438

⑬個別対応職員加算分	
定員	母子生活支援施設
世帯	
10 まで	2,063
11 ～ 20	1,547
21 ～ 30	1,032
31 ～ 40	774
41 ～ 50	619
51 以上	563

定員	⑭職業指導員 加算分	⑮ボイラー技士 雇上費加算分	⑯児童養護施設等特別指導費加算分	⑰乳児院（定員 40人以上）の 家庭支援専門 相談員加算分	⑱児童養護施設等指導員特別加算分
人	円	円	円	円	円
30まで	1,032	18	23	—	23
31～35	884	15	20	—	20
35～40	774	13	17	[17]	—
41～45	688	12	15	15	—
46～50	619	11	14	14	—
51～55	563	10	12	12	—
56～60	516	9	11	11	—
61～65	476	8	11	11	—
66～70	442	8	10	10	—
71～75	413	7	9	9	—
76～80	387	7	9	9	—
81～85	364	6	8	8	—
86～90	344	6	8	8	—
91～95	326	6	7	7(※)	—
96～100	309	5	7	—	—
101～105	295	5	7	—	—
106～110	281	5	6	—	—
111～115	269	5	6	—	—
116～120	258	4	6	—	—
121～125	248	4	5	—	—
126～130	238	4	5	—	—
131～135	229	4	5	—	—
136～140	221	4	5	—	—
141～145	213	4	5	—	—
146～150	206	4	5	—	—
151以上	200	3	4	—	—

[]書は40人分の単価

(※)は91人以上の単価

	⑲母子生活支援施設 特別生活指導費加算分	⑳母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分
世帯	円	円
10まで	69	—
11～20	34	—
21～30	23	—
31～40	17	[875]
41～50	14	700
51以上	12	583

[]書は40世帯分の単価

②心理療法担当職員加算分（児童養護施設、児童自立支援施設）			
定 員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
人	円	円	円
30 まで	1,032	1,166	1,166
31 ～ 35	884	1,000	1,000
35 ～ 40	774	875	875
41 ～ 45	688	778	778
46 ～ 50	619	700	700
51 ～ 55	563	636	636
56 ～ 60	516	583	583
61 ～ 65	476	538	538
66 ～ 70	442	500	500
71 ～ 75	413	467	467
76 ～ 80	387	437	437
81 ～ 85	364	412	412
86 ～ 90	344	389	389
91 ～ 95	326	368	368
96 ～100	309	350	350
101 ～105	295	333	333
106 ～110	281	318	318
111 ～115	269	304	304
116 ～120	258	292	292
121 ～125	248	280	280
126 ～130	238	269	269
131 ～135	229	259	259
136 ～140	221	250	250
141 ～145	213	241	241
146 ～150	206	233	233
151 以上	200	226	226

㉑心理療法担当職員加算分（乳児院）			
定員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
人	円	円	円
10まで	3,095	3,499	3,499
11～15	2,063	2,333	2,333
16～20	1,547	1,749	1,749
21～25	1,238	1,400	1,400
26～30	1,032	1,166	1,166
31～35	884	1,000	1,000
35～40	774	875	875
41～45	688	778	778
46～50	619	700	700
51～55	563	636	636
56～60	516	583	583
61～65	476	538	538
66～70	442	500	500
71～75	413	467	467
76～80	387	437	437
81～85	364	412	412
86～90	344	389	389
91以上	326	368	368

㉒心理療法担当職員加算分（母子生活支援施設）			
定員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
世帯	円	円	円
10まで	2,063	3,499	3,499
11～20	1,547	1,749	1,749
21～30	1,032	1,166	1,166
31～40	774	875	875
41～50	619	700	700
51以上	516	583	583

定 員	②看護師加算分 (児童養護施設)
人	円
30 まで	198
31 ～ 35	170
35 ～ 40	149
41 ～ 45	132
46 ～ 50	119
51 ～ 55	108
56 ～ 60	99
61 ～ 65	91
66 ～ 70	85
71 ～ 75	79
76 ～ 80	74
81 ～ 85	70
86 ～ 90	66
91 ～ 95	63
96 ～100	59
101 ～105	57
106 ～110	54
111 ～115	52
116 ～120	50
121 ～125	48
126 ～130	46
131 ～135	44
136 ～140	42
141 ～145	41
146 ～150	40
151 以上	38

③児童自立支援施設 通所部分	円 4,401
-------------------	------------

④情緒障害児短期治療 施設通所部分	円 6,569
----------------------	------------

別紙2

平成25年度 児童福祉施設等職員の本俸基準額

(単位：円)

区分	児童養護施設	児童自立支援施設	乳児院	母子生活支援施設	情緒障害児短期治療施設	ファミリーホーム	自立援助ホーム
所長	福(4-1) 271,400 福(2-33) 253,400	福(4-13) 298,200	福(4-1) 271,400	福(4-1) 271,400 福(2-33) 253,400	福(4-13) 298,200		
主任児童指導員	福(2-17) 230,112					福(2-17) 230,112	福(2-17) 230,112
児童指導員	福(2-5) 209,916		福(2-5) 209,916		福(2-17) 230,112		福(2-5) 209,916
職業指導員	福(1-25) 187,884	福(1-25) 187,884					
心理療法担当職員					福(2-5) 209,916		
児童自立支援専門員		福(2-17) 230,112 福(2-5) 209,916					
主任母子指導員				福(2-17) 230,112			
母子支援員				福(2-13) 223,584			
児童生活支援員		福(1-37) 206,754					
主任保育士	福(1-33) 201,348				福(1-41) 212,262		
保育士	福(1-29) 195,228		福(1-29) 195,228	福(1-25) 187,884	福(1-37) 206,754		
事務員	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000		
医師					医Ⅰ(2-5) 335,600		
家庭支援専門相談員	福(2-5) 209,916	福(2-5) 209,916	福(2-5) 209,916		福(2-5) 209,916		
個別対応職員	福(2-5) 209,916	福(2-5) 209,916	福(2-5) 209,916		福(2-5) 209,916		
看護師長			医Ⅲ(3-9) 242,200				
看護師	医Ⅲ(2-25) 222,300		医Ⅲ(2-25) 222,300		医Ⅲ(2-25) 222,300		
栄養士	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500		医Ⅱ(2-5) 184,500		
調理員等	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800		

(注) 1. この表は、予算積算上の給与格付を例示したものである。

2. 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。

3. 「所長」欄の母子生活支援施設にあっては上段は21世帯以上、下段は20世帯以下であり、その他にあっては上段は51人以上、下段は50人以下の施設である。

4. 児童養護施設の主任児童指導員は、所長が4級以上の施設である。

5. 直接処遇職員のうち別に定める職種にあっては、上記表の本俸基準額と別に定める特殊業務手当基準額を加えたものを本俸基準額とする。

6. 直接処遇職員(医師、看護師を除く)にあっては当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。

別紙 3

平成 25 年度 児童福祉施設等職員の本俸基準額

施設別	職 種	特殊業務手当基準額	
		調整数	基本額
児童養護施設	1. 主任児童指導員	1	9,200
	2. その他の児童指導員	1	9,200
	3. 保育士	1	7,800
	4. 職業指導員	1	7,800
児童自立支援施設	1. 児童と起居をともにする児童自立支援専門員	4	9,200
	2. 児童と起居をともにする児童生活支援員 (夫婦制の児童生活支援員を除く)	4	7,800
	3. その他の児童自立支援専門員	3	9,200
	4. 夫婦制の児童生活支援員	2	7,800
	5. 職業指導員	3	7,800
乳児院	1. 児童指導員	1	9,200
	2. 保育士	1	7,800
母子生活支援施設	1. 母子支援員	1	9,200
	2. 保育士	1	7,800
	3. 少年指導員	1	9,200
情緒障害児短期治療施設	1. 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,200
	2. 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	3. その他の児童指導員	3	9,200
	4. その他の保育士	3	7,800
	5. 看護師	2	9,400
	6. セラピスト	1	9,200
	7. 医師	2	13,100
ファミリーホーム	1. 主任児童指導員	1	9,200
自立援助ホーム	1. 主任児童指導員	1	9,200
	2. 児童指導員	1	9,200

(注) 上記表に該当する職種の特殊業務手当基準額は、基本額に、調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額である。

別紙 児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>見 発 第 4 5 0 号 昭 和 6 2 年 5 月 2 0 日</p> <p>見 発 第 321号 見 発 第 390号の 3 見 発 第 475号の 5 見 発 第 382号の 7 見 発 第 331号の 7 見 発 第 639号の 4 見 発 第 371号の 7 見 発 第 618号の 7 見 発 第 375号 見 発 第 457号 見 発 第 321号 見 発 第 418号 見 発 第 520号の 2 雇 児 発 第 507号の 2 雇 児 発 第 1111005号 雇 児 発 第 0523004号の 2 雇 児 発 第 0716004号 雇 児 発 第 0601005号 雇 児 発 第 1028005号の 2 雇 児 発 第 0627009号 雇 児 発 第 0725001号の 6 雇 児 発 第 0612014号の 5 雇 児 発 第 0629001号の 5 雇 児 発 0518第 5 号 雇 児 発 0617第 17号 雇 児 発 0405第 5 号 <u>平成25年※月※日</u> <u>雇 児 発 ※※※第 ※号</u></p>	<p>見 発 第 4 5 0 号 昭 和 6 2 年 5 月 2 0 日</p> <p>見 発 第 321号 見 発 第 390号の 3 見 発 第 475号の 5 見 発 第 382号の 7 見 発 第 331号の 7 見 発 第 639号の 4 見 発 第 371号の 7 見 発 第 618号の 7 見 発 第 375号 見 発 第 457号 見 発 第 321号 見 発 第 418号 見 発 第 520号の 2 雇 児 発 第 507号の 2 雇 児 発 第 1111005号 雇 児 発 第 0523004号の 2 雇 児 発 第 0716004号 雇 児 発 第 0601005号 雇 児 発 第 1028005号の 2 雇 児 発 第 0627009号 雇 児 発 第 0725001号の 6 雇 児 発 第 0612014号の 5 雇 児 発 第 0629001号の 5 雇 児 発 0518第 5 号 雇 児 発 0617第 17号 雇 児 発 0405第 5 号 雇 児 発 0518第 5 号 雇 児 発 0617第 17号 雇 児 発 0405第 5 号</p>

現 行	改正後
<p data-bbox="220 696 327 1106">都 道 府 県 知 事 殿 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 各</p> <p data-bbox="411 230 443 488">厚生省児童家庭局長</p> <p data-bbox="608 107 639 1061">児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について</p> <p data-bbox="724 62 954 1099">標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。</p> <p data-bbox="959 62 1070 1099">おつて、昭和55年10月1日発第858号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費について」は、廃止する。ただし、昭和61年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。</p>	<p data-bbox="220 1749 327 2157">都 道 府 県 知 事 殿 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 各</p> <p data-bbox="411 1283 443 1541">厚生省児童家庭局長</p> <p data-bbox="608 1160 639 2114">児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について</p> <p data-bbox="724 2092 756 2128">略</p>

改正後	現 行
<p>施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第1 略</p> <p>第2 一般事業 1 略</p> <p>2 事業の選択 事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。ただし、保育所については、別添に掲げる「<u>子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）</u>」対象事業及び、保育対策等促進事業等を複数実施する保育所において実施するものとする。</p> <p>3 ～ 5 略</p> <p>第3 特別事業 1 略</p> <p>2 家族療法事業 (1) 略 (2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。 ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。 (7) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 <u>1,999,000円</u> (1) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 <u>999,000円</u> イ 略</p> <p>3 ～ 4 略</p>	<p>施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第1 略</p> <p>第2 一般事業 1 略</p> <p>2 事業の選択 事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。ただし、保育所については、別添に掲げる「<u>次世代育成支援対策交付金</u>」対象事業及び、保育対策等促進事業等を複数実施する保育所において実施するものとする。</p> <p>3 ～ 5 略</p> <p>第3 特別事業 1 略</p> <p>2 家族療法事業 (1) 略 (2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。 ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。 (7) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 <u>2,000,000円</u> (1) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 <u>1,000,000円</u> イ 略</p> <p>3 ～ 4 略</p>

改正後	現行
<p>第4 略</p> <p>別表 略</p> <p>別紙様式1～5 略</p> <p>別添</p> <p>1 略</p> <p>2 一時預かり事業実施保育所（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業対象月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。））</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むものとしられること。</p> <p>3 ～ 4 略</p>	<p>第4 略</p> <p>別表 略</p> <p>別紙様式1～5 略</p> <p>別添</p> <p>1 略</p> <p>2 一時預かり事業実施保育所（平成23年9月30日雇児発09330第1号本職通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業対象月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。））</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むものとしられること。</p> <p>3 ～ 4 略</p>

「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の一部改正 新旧対照表（案）

改正後	現行
<p> 雇用発給番号 03300008号 平成17年3月30日 【一部改正】平成18年4月3日雇用発給番号0403021号 【一部改正】平成20年6月27日雇用発給番号0627003号 【一部改正】平成22年6月4日雇用発給番号0604第2号 【一部改正】平成23年3月30日雇用発給番号0330第2号 【一部改正】平成24年4月5日雇用発給番号0405第12号 【一部改正】平成24年4月5日雇用発給番号0405第12号 各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 児童相談所設置市長 殿 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 </p> <p> 児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について 近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等が入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起している子ども等のケア（養育）には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。 このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙のとおり、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、平成16年5月6日雇用発給番号0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。 おつて、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。 </p>	<p> 雇用発給番号 03300008号 平成17年3月30日 【一部改正】平成18年4月3日雇用発給番号0403021号 【一部改正】平成20年6月27日雇用発給番号0627003号 【一部改正】平成22年6月4日雇用発給番号0604第2号 【一部改正】平成23年3月30日雇用発給番号0330第2号 【一部改正】平成24年4月5日雇用発給番号0405第12号 各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 児童相談所設置市長 殿 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 </p> <p> 児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について 近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等が入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起している子ども等のケア（養育）には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。 このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙のとおり、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、平成16年5月6日雇用発給番号0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。 おつて、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。 </p>

改正後	現行
<p>(別紙)</p> <p>児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 設備等</p> <p>(1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等(乳児院にあっては、寢室及び対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等、浴室、便所等の必要な設備)を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。</p> <p>ただし、乳児院は、乳幼児の生命を守り養育する施設であり、アセスメントが十分になされていない段階での緊急対応を行う役割を持つことなどの乳児院の特性や役割に十分留意する必要があるため、①夜間は間仕切りを空けたり、子どもを一部屋に集めて複数グループで一緒に就寝させるなどの運営が可能であること、②隣り合った2グループで台所と浴室を共通とすることができること。</p> <p>(2) ～(3) (略)</p> <p>6. 職員</p> <p>小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として各グループにつき児童指導員又は保育士(児童自立支援施設にあっては、児童自立支援専門員又は児童生活支援員)1名及び管理宿直等職員(非常勤可)を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</p> <p>なお、管理宿直等職員は、管理宿直を行う職員の配置のほか、繁忙時間帯の家事支援を行うパートタイム職員の配置にも活用できること。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 経費</p> <p>小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事(指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。</p>	<p>(別紙)</p> <p>児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 設備等</p> <p>(1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等(乳児院にあっては、寢室及び対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等、浴室、便所等の必要な設備)を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。</p> <p>(2) ～(3) (略)</p> <p>6. 職員</p> <p>小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として各ユニットにつき児童指導員又は保育士(児童自立支援施設にあっては、児童自立支援専門員又は児童生活支援員)1名及び管理宿直等職員1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</p> <p>なお、管理宿直等職員1名は、非常勤職員であり、管理宿直を行う職員の配置のほか、繁忙時間帯の家事支援を行うパートタイム職員の配置にも活用できること。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 経費</p> <p>小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事(指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (2)において小規模グループケアを3か所以上指定する場合は、次の①及び②のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。</p> <p>ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。</p> <p>イ ファミリーホーム（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。</p> <p>ウ 児童養護施設にあっては本体施設の定員を45人以下とし、乳児院にあっては本体施設の定員を35人以下とする。</p> <p>② (略)</p> <p>(4) (3)の定めにかかわらず、平成22年度において3か所の小規模グループケアを指定している本体施設にあっては、なお従前のおり指定することができ、平成23年度において実施している小規模なグループによるケアについては、<u>当家庭福祉課長と協議して適切と認められるときは、1本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定することができるものであること。</u></p> <p>(5) 次の場合には認められないこと。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 対象となる子ども各月初日の平均在籍数が5人（乳児院にあっては3人、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設にあっては4人）を下回っているもの</p> <p>(6) (略)</p> <p>別紙様式1 (略)</p>	<p>なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (2)において小規模グループケアを3か所以上指定する場合は、次の①及び②のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>① 次の内容を含む平成24年11月30日雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「<u>児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について</u>」に定める「<u>家庭的養護推進計画</u>」を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ファミリーホーム（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。</p> <p>ウ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(4) (3)の定めにかかわらず、平成24年度において3か所以上の小規模グループケアを指定している本体施設にあっては、なお従前のおり指定することができるものであること。</p> <p>(5) 次の場合には認められないこと。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 小規模グループケア全体で対象となる子ども各月初日の平均在籍数が5人（乳児院にあっては3人、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設にあっては4人）を下回っているもの</p> <p>(6) (略)</p> <p>別紙様式1 (略)</p>

改正後	現行																																																		
<p>別紙様式 2</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 平 成 年 月 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 指 定 都 市 民主管部 (局) 長 印 児童相談所設置市</p> <p>1 施設 3 か所以上に係る小規模グループケアの新規指定について</p> <p>標記について、平成 17 年 3 月 30 日 雇児発第 0330008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の別紙に定める「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1 施設 3 か所以上に係る小規模グループケアの新規指定施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設種別</th> <th style="width: 20%;">実施施設名</th> <th style="width: 20%;">経営主体</th> <th style="width: 20%;">指定グループ数</th> <th style="width: 20%;">指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>※ 家庭的養護推進計画を添付すること。</p>	施設種別	実施施設名	経営主体	指定グループ数	指定年月日																					<p>別紙様式 2</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 平 成 年 月 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 指 定 都 市 民主管部 (局) 長 印 児童相談所設置市</p> <p>1 施設 3 か所以上に係る小規模グループケアの新規指定について</p> <p>標記について、平成 17 年 3 月 30 日 雇児発第 0330008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の別紙に定める「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1 施設 3 か所以上に係る小規模グループケアの新規指定施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設種別</th> <th style="width: 20%;">実施施設名</th> <th style="width: 20%;">経営主体</th> <th style="width: 20%;">指定グループ数</th> <th style="width: 20%;">指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>※ 小規模化、地域分散化等に関する計画書を添付すること。</p>	施設種別	実施施設名	経営主体	指定グループ数	指定年月日																				
施設種別	実施施設名	経営主体	指定グループ数	指定年月日																																															
施設種別	実施施設名	経営主体	指定グループ数	指定年月日																																															

現 行	改 正 後
<p>(別紙)</p> <p>地域小規模児童養護施設設置運営要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職 員 (1) (略) (2) <u>必要に応じ、</u>その他の職員 (非常勤可) を置くこと。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 経 費 地域小規模児童養護施設の運営に要する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知) に<u>基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。</u></p> <p>9. (略)</p> <p>別紙様式1～2 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>地域小規模児童養護施設設置運営要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職 員 (1) (略) (2) <u>その</u>他の職員 (非常勤可) を置くこと。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 経 費 地域小規模児童養護施設の運営に要する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知) に<u>よるものとする。</u></p> <p>9. (略)</p> <p>別紙様式1～2 (略)</p>

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（母子生活支援施設における特別生活指導費）の交付の取扱いについて」の一部改正 新旧対照表（案）

改正後	現行
<p> 各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長 </p> <p> 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（母子生活支援施設における特別生活指導費）の交付の取扱いについて </p> <p> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 </p> <p> 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（母子生活支援施設における特別生活指導費）の交付の取扱いについて </p> <p> 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日付厚生省発児第86号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。）については、本日付厚生労働省発児0617第5号をもって一部改正が行われたところであるが、今般、母子生活支援施設における特別生活指導費の交付の取扱いについて下記のとおり定め、平成23年4月分の支弁から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 </p> <p> 特に保護・指導が必要な母子を支援する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へその旨の申請を行い、次により都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）の民生主管部（局）長は、特別生活指導費加算分保護単価の適用申請及び施設の指定状況について、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、また、当該年度における適用報告について、翌年度の4月末日までに別紙様式2により当局家庭福祉課長あて報告すること。 </p>	<p> 各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長 </p> <p> 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（母子生活支援施設における特別生活指導費）の交付の取扱いについて </p> <p> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 </p> <p> 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（母子生活支援施設における特別生活指導費）の交付の取扱いについて </p> <p> 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日付厚生省発児第86号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。）については、本日付厚生労働省発児0617第5号をもって一部改正が行われたところであるが、今般、母子生活支援施設における特別生活指導費の交付の取扱いについて下記のとおり定め、平成23年4月分の支弁から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 </p> <p> 特に保護・指導が必要な母子を支援する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へその旨の申請を行い、次により都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）の民生主管部（局）長は、特別生活指導費加算分保護単価の適用申請及び施設の指定状況について、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、また、当該年度における適用報告について、翌年度の4月末日までに別紙様式2により当局家庭福祉課長あて報告すること。 </p>

改正後

(1)～(3) (略)

(4) 母子支援員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げる定数を満たし、かつ、それ以外に下記に定める人数の母子支援員が置かれている場合
 ① 特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合 母子支援員1人
 ② 特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合 母子支援員2人

(5) (略)

別紙様式1 (略)

別紙
平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分保護単価適用施設一覧
(都道府県・指定都市・中核市名：)

番号	指定施設名	経営主体	特に保護・指導が必要な入所者数	特別指導費加算適用母子支援員数	特別指導費加算分保護単価適用年月日
			母： 人 児童： 人	人	
			母： 人 児童： 人	人	
			母： 人 児童： 人	人	
			母： 人 児童： 人	人	

別紙様式2 (略)

現行

(1)～(3) (略)

(4) 母子支援員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げる定数を満たし、かつ、それ以外に母子支援員が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(5) (略)

別紙様式1 (略)

別紙
平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分保護単価適用施設一覧
(都道府県・指定都市・中核市名：)

番号	指定施設名	経営主体	特別生活指導費加算分保護単価適用年月日

別紙様式2 (略)

別紙 児童入所施設における事務費の保護単価の特例基準等についての一部改正新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>各都道府県 児童相談所設置市</p> <p>厚生省児童家庭局家庭福祉課長</p> <p>児童入所施設における事務費の保護単価の特例基準等について</p> <p>略</p>	<p>各都道府県 児童相談所設置市</p> <p>厚生省児童家庭局家庭福祉課長</p> <p>児童入所施設における事務費の保護単価の特例基準等について</p> <p>児童入所施設の定員と現員との階差の是正措置については、従来から格段のご配慮をいただいているところであるが、今般、雇用均等・児童家庭局所管の児童入所施設においては、事務費の保護単価の特例措置基準等について次のように取り扱うこととし、平成23年4月から適用するので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、昭和37年4月3日児企第13号通知「児童入所施設の定員と現員との開差の是正措置の円滑なる実施について」及び昭和47年4月22日児企第15号通知「児童入所施設の事務費の保護単価の特例措置基準の運用について」にかかわらず雇用均等・児童家庭局所管施設については本通知を適用するものとし、また、平成16年12月2日雇児福発第1202002号通知「児童入所施設における事務費の保護単価の特例措置基準等について」は本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>ただし、平成17年度以前の取扱いについては、なお従前の例による。</p>

改正後	現 行
<p>第1 略</p>	<p>第1 略</p>
<p>第2 10月計算の適用について</p> <p>略</p>	<p>第2 10月計算の適用について</p> <p>暫定定員の設定に当たっては12月平均による算出方法が原則であり、10月計算については、都道府県知事等において暫定定員の設定を行う場合に個々の施設の状況を勘案して適用するものであることから、一律に10月計算を適用することは認められない。また、12月計算でも繰越金や人件費積立金等の活用により、児童等の処遇の低下を招かないと判断される場合には、10月計算を適用することとは認められない。</p> <p>なお、上記によってもやむを得ず10月計算の適用を行う場合は、次に掲げる事例について、当分の間、第1に該当するものとして取扱うこととする。</p> <p>その上で、①については、下記のいずれかの算式によって差し支えないものとし、これに該当する場合は当省の包括的承認があったものとみなし、個々の施設についての特例措置の協議は必要としないものとして取り扱われたい。</p> <p>また、②の事例についても次のいずれかの算式によるものとするが、本事例の場合は第1に基づき特例措置に関する協議を当省に対して行うこと。</p> <p>① 例えば年度のはじめに特に児童数が減少する施設や、自立援助ホームにおいて、各月初日現在の在籍児童数が月により変動のあるもの。</p> <p>② 暫定定員の設定を行うことにより、現に在籍している職員の整理が必要となるもの。</p> <p>(算式1) ～ (算式3) 略</p> <p>(算式4) $\left[\text{直近3年度の各月初日の在籍児童数} \div 10 \text{月} \div 3 \text{年 (充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)} \right] \times 1.11 \text{以内の数値 (小数点以下第1位の数値より四捨五入)}$ (注) 在籍児童とは、私的契約児、一時保護委託児、家庭裁判所からの補導委託児等、乳児院については、短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする。</p> <p><u>開始後3年を経過していない場合は、直近3年度を直近2年度と読み替えること。</u></p>
<p>(算式1) ～ (算式3) 略</p> <p>(算式4) $\left[\text{直近3年度の各月初日の在籍児童数} \div 10 \text{月} \div 3 \text{年 (充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)} \right] \times 1.11 \text{以内の数値 (小数点以下第1位の数値より四捨五入)}$ (注) 在籍児童とは、私的契約児、一時保護委託児、家庭裁判所からの補導委託児等、乳児院については、短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする。</p> <p><u>開始後3年を経過していない場合は、直近3年度を直近2年度と読み替えること。</u></p>	<p>第3 略</p>

児童虐待・DV対策等総合支援助金交付要綱新旧対照表(案)

改正後	現行
<p>別紙 児童虐待・DV対策等総合支援助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。 (1) 児童虐待防止対策等支援助事業 ア～ク (略)</p> <p>ケ 平成24年4月5日雇児発0405第25号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「<u>児童虐待防止医療ネットワーク事業実施要綱</u>」に基づき、都道府県及び指定都市が行う児童虐待防止医療ネットワーク事業</p> <p>コ 平成25年※月※日雇児発※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「<u>児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱</u>」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業</p> <p>サ 平成25年※月※日雇児発※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「<u>児童養護施設の退所者等の就業支援助事業実施要綱</u>」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設の退所者等の就業支援助事業</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～13 (略)</p>	<p>別紙 児童虐待・DV対策等総合支援助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。 (1) 児童虐待防止対策等支援助事業 ア～ク (略)</p> <p>ケ 平成24年4月5日雇児発0405第25号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「<u>児童虐待防止医療ネットワーク事業実施要綱</u>」に基づき、都道府県が行う児童虐待防止医療ネットワーク事業</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～13 (略)</p>

改 正 後 現 行

改 正 後		現 行	
別 表		別 表	
1 区分	2 種目	3 基準額	5 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童虐待防止対策研修事業</p> <p>1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）又は1市区町村</p> <p>① 協力体制整備事業（主任児童委員等研修）</p> <p>児童虐待防止対策支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」とする。）(2)の①のイに該当する事業</p> <p style="text-align: right;">303,000円</p> <p>実施要綱(2)の①のイに該当する事業</p> <p style="text-align: right;">303,000円</p> <p>② 専門性強化事業</p> <p>実施要綱(2)の②のイに該当する事業</p> <p style="text-align: right;">217,000円</p> <p>実施要綱(2)の②のイに該当する事業</p> <p style="text-align: right;">388,000円</p> <p>③ 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）等</p> <p>実施要綱(2)の③のイに該当する事業</p> <p style="text-align: right;">693,000円</p> <p>実施要綱(2)の③のイに該当する事業</p> <p style="text-align: right;">693,000円</p> <p>1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり</p> <p>④ 未成年後見人制度研修</p> <p style="text-align: right;">194,000円</p> <p>2～9 （略）</p>	1 / 2
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童虐待防止対策研修事業</p> <p>1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり</p> <p>① 協力体制整備事業（主任児童委員等研修）</p> <p style="text-align: right;">303,000円</p> <p>② 専門性強化事業</p> <p style="text-align: right;">217,000円</p> <p>③ 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）等</p> <p style="text-align: right;">693,000円</p> <p>④ 未成年後見人制度研修</p> <p style="text-align: right;">194,000円</p> <p>2～9 （略）</p>	1 / 2

改正後		現行	
10 児童の安全確認等のための体制強化事業 1 児童相談所当たり 7,514,000円 1 市区町村当たり 3,757,000円	10 虐待・思春期問題情報研修センター事業 175,684,000円	虐待・思春期問題情報研修センター事業に必要報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員料及び賃借料、備品購入費等	虐待・思春期問題情報研修センター事業に必要報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、賃金、備品購入費、役員料(通信運搬費)、報償費、委託料、使用料及び賃借料
11 児童虐待防止のための広報啓発事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 12,947,000円 1 市区町村当たり 1,887,000円	11 経過措置 ① カウンセリング促進事業 児童相談所1か所当たり 706,000円 ② 保護者指導支援事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 4,800,000円		
12 虐待・思春期問題情報研修センター事業 171,754,000円			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
こきり等児童福祉事業	こきり等児童福祉事業	こきり等児童福祉事業	こきり等児童福祉事業
児童家庭支援センター運営事業	児童家庭支援センター運営事業	児童家庭支援センター運営事業	児童家庭支援センター運営事業
里親支援事業	里親支援事業	里親支援事業	里親支援事業
基礎的職員研修事業	基礎的職員研修事業	基礎的職員研修事業	基礎的職員研修事業

改正後		現行	
身元保証人確保対策事業	(略)	身元保証人確保対策事業	(略)
児童虐待防止医療ネットワーク事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 都道府県、指定都市当たり、4,633,000円</p> <p>※事業期間が1年に満たない場合は、4,633,000円×事業月数/12とする。</p>	児童虐待防止医療ネットワーク事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 都道府県あたり、4,633,000円</p> <p>※事業期間が1年に満たない場合は、4,633,000円×事業月数/12とする。</p>
児童養護施設等の職員等の職員の資質向上のための研修事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 短期研修(送り出し施設)</p> <p>-(1) 宿泊あり</p> <p>1人当たり 131,000円</p> <p>(2) 宿泊なし</p> <p>1人当たり 71,000円</p> <p>2 長期研修</p> <p>-(1) 送り出し施設</p> <p>1人当たり 1,018,000円</p> <p>(2) 受入施設</p> <p>1人当たり 215,000円</p> <p>3 調整機関事務費加算</p> <p>2,988,000円</p>	児童養護施設等の職員等の職員の資質向上のための研修事業(代替職員雇上げ経費等)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、及び賃借料、備品購入費	1/2
児童養護施設の退所者等の就業支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>① 賃金</p> <p>1 チーム当たり 4,482,000円</p> <p>② 事務所経費</p> <p>1 チーム当たり 1,640,000円</p>	児童養護施設等の退所者等の就業支援事業に必要報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

改正後		現行			
DV・ 女性保 護対策 等支援 事業	DV・ 婦人相 談員活 動強化 事業	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
DV・ 女性保 護対策 等支援 事業	DV・ 婦人相 談員活 動強化 事業	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)

「基幹的職員研修事業の運営について」の一部改正 新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>雇児発第0331014号 平成21年3月31日</p> <p><u>【一部改正】平成22年4月1日雇児発22-0001号</u></p> <p>各 都道府県知事 指 定 都 市 長 各 児童相談所設置市長 民生主管部（局）長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>基幹的職員研修事業の運営について</p> <p>社会的養護において、施設に入所している児童及びその家庭への支援の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成する体制を整備する必要がある。</p> <p>このため、都道府県等において施設での自立支援計画等の作成・進捗管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施することにより、人材育成が可能となるよう、別紙のとおり「基幹的職員研修事業実施要綱」を定め平成21年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたいと通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言である。</p>	<p>雇児発第0331014号 平成21年3月31日</p> <p>各 都道府県知事 指 定 都 市 長 各 児童相談所設置市長 民生主管部（局）長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>基幹的職員研修事業の運営について</p> <p>社会的養護において、施設に入所している児童及びその家庭への支援の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成する体制を整備する必要がある。</p> <p>このため、都道府県等において施設での自立支援計画等の作成・進捗管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施することにより、人材育成が可能となるよう、別紙のとおり「基幹的職員研修事業実施要綱」を定め平成21年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたいと通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言である。</p>

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>基幹的職員研修事業実施要綱</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 研修講師 研修講師については、国(国立蔵野学院)が行う研修指導者養成研修を 修了している者その他児童福祉に関する見識を有し、上記の講義及び演習を 適切に実施できる者とする。</p> <p>第5～第6 (略)</p>	<p>別 紙</p> <p>基幹的職員研修事業実施要綱</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 実施内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 研修講師 研修講師については、国が行う研修指導者養成研修を修了している者その 他児童福祉に関する見識を有し、上記の講義及び演習を適切に実施できる者 とすること。</p> <p>第5～第6 (略)</p>

「児童家庭支援センターの設置運営等について」の一部改正 新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>児童家庭支援センターの設置運営等について</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童福祉法の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙1のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたいと通知する。</p> <p>また、児童に関する家庭その他からの相談のうち、特に施設を退所した者等について、生活、就業に関して相談できる体制を整備するとともに、退所者等の自助グループにおいて意見交換や情報交換を行う場の提供等を行う事業について、別紙2のとおり「退所児童等アフターケア事業実施要綱」を定め、平成22年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたいと通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>おつて平成20年4月1日児童福祉法第4010号「地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施について」は平成22年3月31日限りで廃止する。</p>	<p>児童家庭支援センターの設置運営等について</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童福祉法の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙1のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたいと通知する。</p> <p>また、児童に関する家庭その他からの相談のうち、特に施設を退所した者等について、生活、就業に関して相談できる体制を整備するとともに、退所者等の自助グループにおいて意見交換や情報交換を行う場の提供等を行う事業について、別紙2のとおり「退所児童等アフターケア事業実施要綱」を定め、平成22年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたいと通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>おつて平成20年4月1日児童福祉法第4010号「地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施について」は平成22年3月31日限りで廃止する。</p>

改正後	現行
<p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2)</p> <p>退所児童等アフターケア事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業内容 この事業は、次のことを行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 退所後の支援</p> <p>① (略)</p> <p>② 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題、職場等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>5 職員の配置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 相談支援担当職員は、子どもの自立支援に熟意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>① <u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に定める児童指導員の資格を有する者</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2)</p> <p>退所児童等アフターケア事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業内容 この事業は、次のことを行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 退所後の支援</p> <p>① (略)</p> <p>② 職場の対人関係、離職・転職等に関する就業上の問題や、進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>5 職員の配置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 相談支援担当職員は、子どもの自立支援に熟意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>① <u>児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に定める児童指導員の資格を有する者</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>6～8 (略)</p>

(案)

雇児発※※※※第※※号
平成※※年※※月※※日都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設の退所者等の就業支援事業の実施について

児童養護施設等に入所し又は里親等に委託する措置をされた児童が、社会に自立していけるよう、自立支援の充実が必要であるが、児童養護施設等を退所し又は里親等の委託を解除された後、就労継続しながら、自立生活をしていく際には様々な困難が想定される。

このため、児童養護施設等入所児童や里親委託児童を退所前・委託解除前及び退所後・委託解除後において、就業支援を行う「児童養護施設の退所者等の就業支援事業実施要綱」を別紙のとおり定め、平成25年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

児童養護施設の退所者等の就業支援事業実施要綱

1 目的

児童養護施設の退所者等の就業支援事業は、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は4に掲げる事業内容を適切に実施することができると認めた者であって、かつ、有料職業紹介事業の許可を得ている者に委託して実施できることとする。

3 対象者

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、里親の退所（予定）者及び委託解除（予定）者並びにその保護者

4 事業内容

児童養護施設の退所者等の就業支援事業は、児童養護施設等の対象者等に対する以下に定める事業を実施する。

- (1) 社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支援
- (2) 雇用先となる職場の開拓
- (3) 就職面接等のアドバイス
- (4) 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ
- (5) その他就業支援に必要な事業

5 事業の実施にあたっての留意事項

- (1) 児童養護施設の退所者等との信頼関係の構築に努めること。
- (2) 児童養護施設の退所者等及びその保護者の意向に配慮すること。
- (3) 児童養護施設の退所者等が入所していた施設等との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し、効果的に支援ができるよう努めること。
- (4) 児童相談所と連携して活動する就業支援チームを設置すること。
- (5) 事業の実施にあたっては、児童養護施設の退所者等や事業主が相談しやすい時間帯や曜日等に配慮すること。
- (6) 事業の実施により得られた個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。

6 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

(案)

雇児発※※※※第※※号
平成※※年※※月※※日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の実施について

児童養護施設等において虐待を受けた児童や障害のある児童が増加しており、当該児童の支援について、高度の専門性が求められている。

このため、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進する「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」を別紙のとおり定め、平成25年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱

1 目的

児童養護施設等において被虐待児の他、障害児が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は5に掲げる実施方法を適切に行うことができると認めた者に委託して実施できることとする。

3 対象者・対象施設

本事業の対象者・対象施設は次に掲げる「送り出し施設」及び「受入施設」をいう。

なお、「送り出し施設」とは研修に職員を派遣する施設をいい、「受入施設」とは長期研修の際「送り出し施設」の職員を実践研修先として受け入れる施設をいう。

(1) 送り出し施設

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、婦人保護施設、婦人相談所（一時保護所含む）

(2) 受入施設

「(1) 送り出し施設」にある施設に里親及び障害児入所施設を加えた施設

4 事業内容

(1) 短期研修

ア 各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図ること。

イ おおむね3～4日程度の宿泊研修とするが、地域の実情に応じて通いの研修も短期研修の対象として差し支えないこと。

(2) 長期研修

ア 一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員を障害児入所施設や家庭環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族再統合の取組を実施している施設等において専門性の共有化のための実践研修を行うこと。

イ 都道府県に1か所研修調整機関を設け、長期研修の円滑な実施を図ること。

5 実施方法

(1) 都道府県は各施設に対して、3に定める職員の各種研修への参加を支援すること。

(2) 長期研修については、研修コーディネーターを配置し、以下の研修調整機関事務を行うこと。

ア 研修希望者の登録

イ 研修受入可能人数等の登録

ウ 受入施設及び送り出し施設における受入（送り出し）の時期・期間・人数等の調整

エ 受入施設及び送り出し施設の勤務条件等の確認

オ 代替職員のおっせん・費用の交付

カ 研修に伴う旅費等の支給

キ その他研修調整機関事務として必要な業務

6 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

「里親制度の運営について」の一部改正 新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>雇児発第09050002号 平成14年9月5日</p> <p>【一部改正】平成16年12月28日雇児発第1228001号 【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403016号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331008号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第8号 【一部改正】平成23年9月1日雇児発0901第2号 【一部改正】平成24年4月5日雇児発0405第10号 【一部改正】平成<u>※※年※月※日</u>雇児発<u>※※※※第※号</u></p> <p>各 都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>里親制度の運営について</p> <p>標記については、今後の里親制度の運営に留意すべき事項を、別紙のとおり里親制度運営要綱として定めたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。 この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言であることを申し添える。</p>	<p>雇児発第09050002号 平成14年9月5日</p> <p>【一部改正】平成16年12月28日雇児発第1228001号 【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403016号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331008号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第8号 【一部改正】平成23年9月1日雇児発0901第2号 【一部改正】平成24年4月5日雇児発0405第10号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>里親制度の運営について</p> <p>標記については、今後の里親制度の運営に留意すべき事項を、別紙のとおり里親制度運営要綱として定めたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。 この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言であることを申し添える。</p>

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 里親への委託等</p> <p>1 委託等の共通事項</p> <p>(1) 都道府県知事の役割</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 都道府県知事は、里親に委託されている児童の保護がより適切に行われると認められる場合には、児童に情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に通所させ、又は障害児通所支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所を利用することができること。</p> <p>ク～サ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第6～第14 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>里親制度運営要綱</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 里親への委託等</p> <p>1 委託等の共通事項</p> <p>(1) 都道府県知事の役割</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 都道府県知事は、里親に委託されている児童の保護がより適切に行われると認められる場合には、児童に情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に通所させ、又は障害児通所支援を受けさせること。</p> <p>ク～サ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第6～第14 (略)</p>

別紙 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」の一部改正新旧対照表

現行	改正後
<p>児家第50号 平成11年8月30日</p> <p>〔一部改正〕</p> <p>平成14年10月15日 平成21年3月31日</p> <p>〔</p> <p>雇児福発第1015001号 雇児福発第0331003号 雇児保発第0331002号 障障発第0331004号</p> <p>平成24年11月30日</p> <p>〔</p> <p>雇児福発1130第1号 雇児保発1130第1号 障障発1130第1号</p> <p>都道府県 指定都市 中核市</p> <p>民生主管部（局）長 殿</p> <p>厚生省大臣官房障害福祉部障害福祉課長 厚生省児童家庭局家庭福祉課長 厚生省児童家庭局保育課長</p> <p>里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて</p> <p>児童福祉行政及び障害福祉行政の推進については、かねてより特段の御配慮を煩わせているところであるが、今般、標記について、別紙のとおり取り扱うこととしたので、十分御留意の上、遺憾のないようにされたい。</p>	<p>児家第50号 平成11年8月30日</p> <p>〔一部改正〕</p> <p>平成14年10月15日 平成21年3月31日</p> <p>〔</p> <p>雇児福発第1015001号 雇児福発第0331003号 雇児保発第0331002号 障障発第0331004号</p> <p>平成24年11月30日</p> <p>〔</p> <p>雇児福発1130第1号 雇児保発1130第1号 障障発1130第1号 雇児福発※第※号 雇児保発※第※号 障障発※第※号</p> <p>都道府県 指定都市 中核市</p> <p>民生主管部（局）長 殿</p> <p>厚生省大臣官房障害福祉部障害福祉課長 厚生省児童家庭局家庭福祉課長 厚生省児童家庭局保育課長</p> <p>里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて</p> <p>児童福祉行政及び障害福祉行政の推進については、かねてより特段の御配慮を煩わせているところであるが、今般、標記について、別紙のとおり取り扱うこととしたので、十分御留意の上、遺憾のないようにされたい。</p>

現行

別紙

1 略

2 里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）に委託されている児童が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて

ア 取扱い

児童が里親又はファミリーホームに委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、里親については「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第5の1の(1)のキにより、障害児通所支援を受けさせることができるとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。

① ～ ② 略

イ ～ ウ 略

（新設）

改正後

別紙

1 略

2 里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）に委託されている児童が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて

ア 取扱い

児童が里親又はファミリーホームに委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、里親については「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）以下「里親制度運営要綱」という。）第5の1の(1)のキにより、障害児通所支援を受けさせることができるとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。

① ～ ② 略

イ ～ ウ 略

3 里親及びファミリーホームに委託されている児童が、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は短期入所（以下「居宅介護等」という。）を受ける場合の取扱いについて

ア 取扱い

児童が里親又はファミリーホームに委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、居宅介護等を受けることが必要と認められる場合は、里親については里親制度運営要綱第5の1の(1)のキにより、居宅介護等を受けさせることができるとされているところであるが、その取扱いについては、下記に留意するとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。

① 本取扱いを行うに際しては、児童相談所において十分検討し、児童相談所と市町村の間で十分に連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。

② 既に身体等に障害を有しており、居宅介護等を受けている児童が里親又はファミリーホームへ委託される場合についても、同様の取扱いであること。

③ 重度訪問介護については、15歳以上で、児童福祉法第63条の2の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適切であると認め、市町村の長に通知した場合に、障害者とみなされ支給決定されるものであることに留意すること。

現行

改正後

イ 費用の支弁（支給）

① 里親及びファミリーホームに対する支弁
里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の支弁については、児童入所施設措置費等
交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

② 居宅介護等に係る費用の支給
居宅介護等に係る費用については、措置の扱いとなることから「やむを得ない事由によ
る措置を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成18年11月17日障発1117002厚生労
働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、「障害者の日常生活及び
社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障
害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示523号）
に準じて算定した額とする。

ウ 費用の徴収

① 里親及びファミリーホーム委託に係る費用徴収
里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童
入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を
徴収する。

② 居宅介護等に係る費用徴収
徴収を免除する。

4 母子生活支援施設入所児童が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて

ア ～ イ 略

ウ 費用の徴収

① 略
 ② 障害児通所支援に係る費用負担
 障害児通所支援の利用に係る費用負担については、障害児の保護者は、通常の契約利用
 と同様に原則児童福祉法第21条の5の3及び同法第21条の5の28に基づき障害児通所支援
 に要した費用の額等に応じ、算定された額を障害児通所支援事業所に支払うこと。

5 略

3 母子生活支援施設入所児童が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて

ア ～ イ 略

ウ 費用の徴収

① 略
 ② 障害児通所支援に係る費用負担
 障害児通所支援の利用に係る費用負担については、障害児の保護者は、通常の契約利用
 と同様に原則児童福祉法第21条の5の2及び同法第21条の5の28に基づき障害児通所支援
 に要した費用の額等に応じ、算定された額を障害児通所支援事業所に支払うこと。

4 略

別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>厚生労働省発雇児第0129001号 平成15年1月29日</p> <p>厚生労働省発雇児第0130008号 平成15年7月10日</p> <p>厚生労働省発雇児第0710001号 平成15年7月9日</p> <p>厚生労働省発雇児第0209008号 平成16年2月9日</p> <p>厚生労働省発雇児第0921001号 平成16年9月21日</p> <p>厚生労働省発雇児第0201008号 平成17年2月1日</p> <p>厚生労働省発雇児第1018001号 平成17年10月18日</p> <p>厚生労働省発雇児第0203004号 平成18年2月3日</p> <p>厚生労働省発雇児第0718003号 平成18年7月18日</p> <p>厚生労働省発雇児第0625003号 平成19年6月25日</p> <p>厚生労働省発雇児第0206002号 平成20年2月6日</p> <p>厚生労働省発雇児第0529001号 平成20年5月29日</p> <p>厚生労働省発雇児0731第1号 平成21年7月31日</p> <p>厚生労働省発雇児0128第3号 平成22年1月28日</p> <p>厚生労働省発雇児0517第5号 平成22年5月17日</p> <p>厚生労働省発雇児0606第2号 平成23年6月6日</p> <p>厚生労働省発雇児0510第1号 平成24年5月10日</p> <p><u>平成25年※月※日</u> 厚生労働省発雇児※※第※号</p>	<p>厚生労働省発雇児第0129001号 平成15年1月29日</p> <p>厚生労働省発雇児第0130008号 平成15年7月10日</p> <p>厚生労働省発雇児第0710001号 平成15年7月9日</p> <p>厚生労働省発雇児第0209008号 平成16年2月9日</p> <p>厚生労働省発雇児第0921001号 平成16年9月21日</p> <p>厚生労働省発雇児第0201008号 平成17年2月1日</p> <p>厚生労働省発雇児第1018001号 平成17年10月18日</p> <p>厚生労働省発雇児第0203004号 平成18年2月3日</p> <p>厚生労働省発雇児第0718003号 平成18年7月18日</p> <p>厚生労働省発雇児第0625003号 平成19年6月25日</p> <p>厚生労働省発雇児第0206002号 平成20年2月6日</p> <p>厚生労働省発雇児第0529001号 平成20年5月29日</p> <p>厚生労働省発雇児0731第1号 平成21年7月31日</p> <p>厚生労働省発雇児0128第3号 平成22年1月28日</p> <p>厚生労働省発雇児0517第5号 平成22年5月17日</p> <p>厚生労働省発雇児0606第2号 平成23年6月6日</p> <p>厚生労働省発雇児0510第1号 平成24年5月10日</p>
<p>各 都道府県知事 宛</p> <p>厚生事務次官</p> <p>婦人保護費の国庫負担金及び国庫補助金について</p>	<p>各 都道府県知事 宛</p> <p>厚生事務次官</p> <p>婦人保護費の国庫負担金及び国庫補助金について</p>
<p>標記の国庫負担金及び国庫補助金の交付については、別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成14年4月1日から適用し、昭和44年6月25日厚生省社第146号厚生事務次官通知「婦人保護費国庫負担及び国庫補助金について」は廃止する。おいて、平成13年度以前に交付された国庫負担金及び国庫補助金の取扱いは、なお従前の例によるものとする。</p> <p>また、貴管内の市長に対しては、貴職からこの旨通知願います。</p>	<p>標記の国庫負担金及び国庫補助金の交付については、別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成14年4月1日から適用し、昭和44年6月25日厚生省社第146号厚生事務次官通知「婦人保護費国庫負担及び国庫補助金について」は廃止する。おいて、平成13年度以前に交付された国庫負担金及び国庫補助金の取扱いは、なお従前の例によるものとする。</p> <p>また、貴管内の市長に対しては、貴職からこの旨通知願います。</p>

改正後

別紙

婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱

1 ～ 12 略

現行

別紙

婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱

1 ～ 12 略

改正後

1 区分 婦人保護 事業費 負担金	2 種目 事務費	3 基準額 次に掲げる額の合算額 1 別表に示す「施設事務費算定基準」 によって算定された額（経費の種類ご とにそれぞれの単価に員数（別に定め る「職員職種別配置基準」を限度とす る。）を乗じて得た額の合算額）を、 当該施設の取扱定員に12を乗じた数に よって除して得た額（円未満切捨）と 、表1 <u>1</u> 「施設事務費基準限度額」 とを比較していずれか少ない方の額に 取扱定員と12を乗じて得た額（以下「 標準国庫補助基本額」という。）とす る。 ただし、職員職種別配置基準を満た す施設であつて、指導員が配置基準を 超えて配置されている場合には、当該 超えた指導員数の範囲内において、厚 生労働大臣が必要と認めた指導員数（ 以下「指導員加算数」という。）を限 度として「施設事務費算定基準」によ って算定された額（指導員に係る経費 の種類ごとにそれぞれの単価に指導員 加算数を乗じて得た額の合算額）を、 当該施設の取扱定員に12を乗じた数に よって除して得た額（円未満切捨）と 表2 <u>1</u> 「指導員1人当たり加算限度 額」に指導員加算数を乗じて得た額と を比較していずれか少ない方の額に取 扱定員と12を乗じて得た額を標準国庫 補助基本額に加算することができる。	4 対象経費 略	5 負担 （補助率） 略
----------------------------	-------------	---	-------------	--------------------

現行

1 区分 婦人保護 事業費 負担金	2 種目 事務費	3 基準額 次に掲げる額の合算額 1 別表に示す「施設事務費算定基準」 によって算定された額（経費の種類ご とにそれぞれの単価に員数（別に定め る「職員職種別配置基準」を限度とす る。）を乗じて得た額の合算額）を、 当該施設の取扱定員に12を乗じた数に よって除して得た額（円未満切捨）と 、表1「施設事務費基準限度額」とを 比較していずれか少ない方の額に取扱 定員と12を乗じて得た額（以下「標準 国庫補助基本額」という。）とする。 ただし、職員職種別配置基準を満た す施設であつて、指導員が配置基準を 超えて配置されている場合には、当該 超えた指導員数の範囲内において、厚 生労働大臣が必要と認めた指導員数（ 以下「指導員加算数」という。）を限 度として「施設事務費算定基準」によ って算定された額（指導員に係る経費 の種類ごとにそれぞれの単価に指導員 加算数を乗じて得た額の合算額）を、 当該施設の取扱定員に12を乗じた数に よって除して得た額（円未満切捨）と 表2「指導員1人当たり加算限度額」 に指導員加算数を乗じて得た額とを比 較していずれか少ない方の額に取扱定 員と12を乗じて得た額を標準国庫補助 基本額に加算することができる。	4 対象経費 婦人相談 所一時保護 所職員設置 のために必 要な給料、 賃金、職員 手当等及び 運営のため に必要な旅 費、需用費 （印刷製本 費、食糧費 、燃料水費 、燃料費、 修繕料、役 務費（通信 運搬費）、 備品購入費 、委託料等	5 負担 （補助率） 5/10
----------------------------	-------------	---	--	-----------------------

改正後

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)

表 1 1-1 施設事務費基準限度額表

(単位：円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
20名以下	210,330	205,950	201,650	198,730	195,850	193,000	188,630	184,330
21～30	140,430	137,580	134,700	132,780	130,830	128,900	126,050	123,180
31～40	105,530	103,380	101,230	99,800	98,380	96,850	94,700	92,550
41～50	84,600	82,880	81,150	80,030	78,800	77,680	75,950	74,200
51～60	78,450	76,830	75,250	74,150	73,030	72,000	70,380	68,750
61～70	67,380	65,950	64,600	63,700	62,780	61,780	60,430	59,000
71～80	59,050	57,830	56,600	55,800	54,980	54,150	52,950	51,730
81～90	52,550	51,530	50,430	49,700	48,980	48,280	47,150	46,130
91～100	47,380	46,450	45,450	44,830	44,130	43,500	42,500	41,550

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)

表 1 施設事務費基準限度額表

(単位：円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
20名以下	219,100	214,600	210,000	206,900	203,900	200,800	196,300	191,700
21～30	146,400	143,300	140,300	138,200	136,200	134,200	131,100	128,100
31～40	110,000	107,700	105,400	103,900	102,300	100,800	98,500	96,200
41～50	88,100	86,300	84,500	83,300	82,000	80,800	79,000	77,200
51～60	81,800	80,100	78,300	77,200	76,000	74,900	73,200	71,500
61～70	70,200	68,700	67,300	66,300	65,300	64,300	62,800	61,400
71～80	61,500	60,200	59,000	58,100	57,200	56,400	55,100	53,800
81～90	54,800	53,600	52,500	51,700	51,000	50,200	49,100	47,900
91～100	49,400	48,400	47,300	46,600	45,900	45,300	44,200	43,200

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>(注) 1 ～ 2 略</p> <p>2 ～ 6 略</p> <p>7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1 施設当たり年額 <u>139,960円</u></p> <p>8 略</p> <p>9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合 1 施設当たり年額 <u>1,795,381円</u></p> <p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 <u>2,258,741円</u> (1 人配置の場合) <u>4,517,482円</u> (2 人配置の場合)</p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者及び恋人から暴力を受けた者(以下、「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p>		
		<p>(注) 1 ～ 2 略</p> <p>2 ～ 6 略</p> <p>7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1 施設当たり年額 <u>139,750円</u></p> <p>8 略</p> <p>9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合 1 施設当たり年額 <u>1,795,590円</u></p> <p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 <u>2,258,950円</u> (1 人配置の場合) <u>4,517,900円</u> (2 人配置の場合)</p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者及び恋人から暴力を受けた者(以下、「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p>		

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>[14日以内の場合]</p> <p>1 暴力被害者分 (1) 略 (2) 同伴児(者) 加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 <u>4,420円</u> 就学児から18歳未満児童 2,420円 同伴者 1,950円</p> <p>※1 ～ ※2 略</p> <p>2 同伴児(者) 単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 <u>7,510円</u> 就学児から18歳未満の児童 5,510円 児童以外の者 <u>5,040円</u> (注) 暴力被害者本人の一時保護が前提であること。(14日を超えた場合も同様)</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 暴力被害者分 (1) 略 (2) 同伴児(者) 加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 <u>4,420円</u> 就学児から18歳未満児童 2,420円 同伴者 1,800円</p>		
		<p>[14日以内の場合]</p> <p>1 暴力被害者分 (1) 略 (2) 同伴児(者) 加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 <u>4,400円</u> 就学児から18歳未満児童 2,420円 同伴者 1,950円</p> <p>※1 ～ ※2 略</p> <p>2 同伴児(者) 単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 <u>7,490円</u> 就学児から18歳未満の児童 5,510円 児童以外の者 <u>5,030円</u> (注) 暴力被害者本人の一時保護が前提であること。(14日を超えた場合も同様)</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 暴力被害者分 (1) 略 (2) 同伴児(者) 加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 <u>4,400円</u> 就学児から18歳未満児童 2,420円 同伴者 1,800円</p>		

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を 分離し一時保護を委託して行う場合は 次に示す額に各月の委託延人数を乗じ た額。 児童 就学前児童 <u>7,510</u> 円 就学児から18歳未満の児童 5,510円 児童以外の者 4,880円 12 ~ 13 略		
	事業費	略	略	略
婦人相談 所運営費 負担金	運営費	略	略	略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を 分離し一時保護を委託して行う場合は 次に示す額に各月の委託延人数を乗じ た額。 児童 就学前児童 <u>7,490</u> 円 就学児から18歳未満の児童 5,510円 児童以外の者 4,880円 12 ~ 13 略		
	事業費	略	略	略
婦人相談 所運営費 負担金	運営費	略	略	略

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
<p>1 区分 婦人保護事業費補助金 (婦人保護長期入所施設を含む。)</p>	<p>2 種目 事務費</p>	<p>I 婦人保護施設 1 (区分) 婦人保護事業費負担金 〔種目〕事務費の基準額による。 <u>この場合において、基準額中「表1-1」とあるのは「表1-2」と読み替え、「表2-1」とあるのは「表2-2」と読み替えること。</u> <u>(本表4に定める、民間施設給与等改善費の支給対象となる施設に限る。)</u> 基準額の「2 寒冷地手当」中「都道府県条例」とあるのは「都道府県条例(法人の経営する施設)であつては、当該法人の寒冷地手当の支給に関する規定)」と読み替えること 。 基準額の「3 夜間警備強化加算」中「1施設2名」とあるのは「1施設1名」と読み替え、「(注)」の部分は除くこと 。 なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生(支)局長がその都度承認した額。</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>1 区分 婦人保護事業費補助金 (婦人保護長期入所施設を含む。)</p>	<p>2 種目 事務費</p>	<p>I 婦人保護施設 1 (区分) 婦人保護事業費負担金 〔種目〕事務費の基準額による。 <u>ただし、基準額の「2 寒冷地手当」中「都道府県条例」とあるのは「都道府県条例(法人の経営する施設)であつては、当該法人の寒冷地手当の支給に関する規定)」と読み替えること。</u> <u>また、基準額の「3 夜間警備強化加算」中「1施設2名」とあるのは「1施設1名」と読み替え、「(注)」の部分は除くこと。</u> なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生(支)局長がその都度承認した額。</p>	<p>4 対象経費 婦人保護施設職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費(消費費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修光熱水費、修繕費)、役務費(通信運搬費)、備品購入費、委託料等</p>	<p>5 負担(補助率) 5/10</p>

新規

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)				
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	219,400	214,800	210,200	207,200	204,100	201,100	196,500	191,900
20名以下	146,500	143,500	140,400	138,400	136,300	134,300	131,300	128,200
21～30	110,100	107,800	105,500	104,000	102,500	100,900	98,600	96,300
31～40	88,200	86,400	84,600	83,400	82,100	80,900	79,100	77,200
41～50	81,900	80,200	78,400	77,300	76,100	75,000	73,300	71,600
51～60	70,300	68,800	67,300	66,400	65,400	64,400	62,900	61,400
61～70	61,600	60,300	59,000	58,200	57,300	56,400	55,200	53,900
71～80	54,800	53,700	52,600	51,800	51,000	50,300	49,100	48,000
81～90	49,400	48,400	47,400	46,700	46,000	45,300	44,300	43,200
91～100								

表 1-2 施設事務費基準限度額表（民間施設給与等改善費の支給対象施設）

(単位：円)

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)

表 2-2 指導員 1 人当たり加算限度額 (民間施設給与等改善費の支給対象施設)

(単位：円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
20名以下	25,400	24,800	24,200	23,800	23,400	23,100	22,500	21,900
21~30	16,900	16,500	16,100	15,900	15,600	15,400	15,000	14,600
31~40	12,700	12,400	12,100	11,900	11,700	11,500	11,200	10,900
41~50	10,100	9,900	9,700	9,500	9,400	9,200	9,000	8,800
51~60	8,500	8,300	8,100	7,900	7,800	7,700	7,500	7,300
61~70	7,200	7,100	6,900	6,800	6,700	6,600	6,400	6,300
71~80	6,300	6,200	6,100	6,000	5,900	5,800	5,600	5,500
81~90	5,600	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100	5,000	4,900
91~100	5,100	5,000	4,800	4,800	4,700	4,600	4,500	4,400

新規

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		2 ～ 4 略		
		<p>5 心理療法担当職員雇上加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額（心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額）を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額（円未満切捨）と表3</p> <p><u>－1（民間施設給与等改善費の支給対象施設については3－2）</u>「心理療法担当職員雇上加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>2,978,333円</u> (3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,713,061円</u></p>		
		<p>2 ～ 4 略</p> <p>5 心理療法担当職員雇上加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額（心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額）を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額（円未満切捨）と表3 「心理療法担当職員雇上加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>2,974,350円</u> (3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,713,270円</u></p>		

改正後

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
地域区分	18/100	10/100	6/100	3/100
定員				その他
20名以下	<u>24,400</u>	<u>23,400</u>	<u>22,700</u>	<u>21,800</u>
21～30	<u>16,300</u>	<u>15,400</u>	<u>14,900</u>	<u>14,200</u>
31～40	<u>12,200</u>	<u>11,700</u>	<u>11,300</u>	<u>10,600</u>
41～50	<u>9,800</u>	<u>9,400</u>	<u>9,100</u>	<u>8,500</u>
51～60	<u>8,100</u>	<u>7,800</u>	<u>7,600</u>	<u>7,100</u>
61～70	<u>7,000</u>	<u>6,700</u>	<u>6,500</u>	<u>6,100</u>
71～80	<u>6,100</u>	<u>5,800</u>	<u>5,700</u>	<u>5,300</u>
81～90	<u>5,400</u>	<u>5,200</u>	<u>5,000</u>	<u>4,700</u>
91～100	<u>4,900</u>	<u>4,700</u>	<u>4,500</u>	<u>4,300</u>

表 3-1 心理療法担当職員加算限度額（公立施設）

(単位：円)

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
地域区分	18/100	10/100	6/100	3/100
定員				その他
20名以下	<u>24,900</u>	<u>23,800</u>	<u>22,700</u>	<u>21,600</u>
21～30	<u>16,600</u>	<u>15,900</u>	<u>15,100</u>	<u>14,400</u>
31～40	<u>12,400</u>	<u>11,900</u>	<u>11,400</u>	<u>10,800</u>
41～50	<u>9,900</u>	<u>9,500</u>	<u>9,100</u>	<u>8,700</u>
51～60	<u>8,300</u>	<u>7,900</u>	<u>7,600</u>	<u>7,200</u>
61～70	<u>7,100</u>	<u>6,800</u>	<u>6,500</u>	<u>6,200</u>
71～80	<u>6,200</u>	<u>5,900</u>	<u>5,700</u>	<u>5,400</u>
81～90	<u>5,500</u>	<u>5,300</u>	<u>5,000</u>	<u>4,800</u>
91～100	<u>5,000</u>	<u>4,800</u>	<u>4,500</u>	<u>4,300</u>

表 3 心理療法担当職員加算限度額

(単位：円)

(新規)

1 区分	2 種目	3 基準額								4 対象経費	5 負担 (補助率)
		18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他		
地域区分 定員											
20名以下	24,900	24,300	23,800	23,500	23,100	22,700	22,200	21,700			
21～30	16,600	16,200	15,900	15,600	15,400	15,200	14,800	14,400			
31～40	12,400	12,200	11,900	11,700	11,500	11,400	11,100	10,800			
41～50	10,000	9,700	9,500	9,400	9,200	9,100	8,900	8,700			
51～60	8,300	8,100	7,900	7,800	7,700	7,600	7,400	7,200			
61～70	7,100	7,000	6,800	6,700	6,600	6,500	6,300	6,200			
71～80	6,200	6,100	6,000	5,900	5,800	5,700	5,500	5,400			
81～90	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100	5,100	4,900	4,800			
91～100	5,000	4,900	4,800	4,700	4,600	4,500	4,400	4,300			

表 3-2 心理療法担当職員加算限度額（民間施設給与等改善費の支給対象施設）

(単位：円)

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 (1 人配置の場合) <u>2,258,741円</u> (2 人配置の場合) <u>4,517,482円</u></p> <p>7 ～ 8 略</p> <p>II 婦人保護長期入所施設 (1) 施設事務費は入所委託者各月の現員数に1人月額基準額<u>99,700円</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>削除</u></p>		
		<p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 (1 人配置の場合) <u>2,258,950円</u> (2 人配置の場合) <u>4,517,900円</u></p> <p>7 ～ 8 略</p> <p>II 婦人保護長期入所施設 (1) 施設事務費は入所委託者各月の現員数に平成24年4月分から平成24年9月分までは1人月額基準額<u>78,400円</u>を、10月分以降は1人月額基準額<u>99,500円</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>下記の都道府県にあっては、平成24年4月分から平成24年9月分までは、次に掲げる定数を基礎に算定する。</u> 北海道 <u>7人</u> 東京都 <u>40人</u> 神奈川県 <u>10人</u> 愛知県 <u>5人</u> 大阪府 <u>5人</u> 兵庫県 <u>7人</u> 福岡県 <u>5人</u></p> <p>(注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期入所施設に適用しない。</p>		

改正後

現行

1 区分					5 負担 (補助率)
2 種目	事業費				略
3 基準額	1 ~ 5 略				略
4 対象経費	略				略
5 負担 (補助率)	略				略
6 入進学支度金 次の表の入進学支度金学年別年額保 護単価×学年別入進学児童 入進学支度金保護単価表 (児童1人当たり)					
	学年別	保護単価(年額)			
	小学校第1学年入 学児童	39,500円			
	中学校第1学年進 学児童	46,100円			
	高等学校第1学年 入学児童	<u>59,010円</u>			
	(注)4月分の支給とする				

1 区分					5 負担 (補助率)
2 種目	事業費				略
3 基準額	1 ~ 5 略				略
4 対象経費	略				略
5 負担 (補助率)	略				略
6 入進学支度金 次の表の入進学支度金学年別年額保 護単価×学年別入進学児童 入進学支度金保護単価表 (児童1人当たり)					
	学年別	保護単価(年額)			
	小学校第1学年入 学児童	39,500円			
	中学校第1学年進 学児童	46,100円			
	高等学校第1学年 入学児童	<u>58,960円</u>			
	(注)4月分の支給とする				

婦人保護
施設入所者
の同伴児童
であつて、
小学校第1
学年に入学
、若しくは
中学校第1
学年に進学
し、又は高
等学校第1
学年に入学
する児童の
入進学に際
して必要な
学用品等の
購入経費

改正後

現行

(別表)				(別表)			
施設事務費算定基準		施設事務費算定基準		施設事務費算定基準		施設事務費算定基準	
経費の種類	経費の区分	単価	員数	経費の種類	経費の区分	単価	員数
人件費	(1)～(12)	略	略	人件費	(1)～(12)	略	略
	(13) 社会保険料事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定した給与に <u>0.19694</u> を乗じて得た額	略		(13) 社会保険料事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定した給与に <u>0.19458</u> を乗じて得た額	12
	(14)～(15)	略	略		(14)～(15)	略	略
管理費	(16)～(20)	略	略	管理費	(16)～(20)	略	略
	(21) 職員健康管理費	略	略		(21) 職員健康管理費	<u>6,389円</u>	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
	(22)～(24)	略	略		(22)～(24)	略	略
	(25) 非常勤職員処遇改善費	略	略		(25) 非常勤職員処遇改善費	年額 <u>6,710円</u>	1
	(26)～(27)	略	略		(26)～(27)	略	略

改正後

別紙様式1 ～ 別紙様式2 略
別紙1 ～ 別紙2 略

現行

別紙様式1 ～ 別紙様式2 略
別紙1 ～ 別紙2 略

改正後

現行

内訳別表 1

施設（一時保護所）事務費算定内訳

(1) 標準国庫補助基本分

内訳	施設名				施設名				金額
	年4月1日現在職員現員	給与	地域手当	小計	住居手当	通勤手当	計	期末勤劬手当加算	
人件費	実支出予定額	円	円	円	円	円	円	円	
	給与			(ア)			(ウ)		
	基準額								
	施設長	人							
	事務員	人							
	指導員	人							
	看護師	人							
	栄養士	人							
	調理員等	人							
	小計	人			(イ)			(エ)	
小計	(ア)又は(イ)の低い方の額						(エ)		
(2)期末勤劬手当	(エ)×12月						(ア)		
(3)管理職手当	((ウ)+(エ))×3.95月								
(4)管理職員特別勤務手当									
(5)超過勤務手当									
(6)住居手当									
(7)通勤手当									
(8)非常勤調理員等									
(9)非常勤調理員等									
(10)年休代替要員費									
(11)調理員等									
(12)看護代替経費									
(13)社会保険料	(エ)×12月×0.19694						(B)		
事業主負担金									
小計									
(14)嘱託医手当									
(15)宿直業務改善費									
(16)旅費									
(17)庁費									
(18)特別管理費									
(19)職員研修費									
(20)被服手当									
(21)職員健康管理費									
(22)各所修繕費									
(23)保健衛生費									
(24)業務省力化等									
(25)非常勤職員処遇改善費									
(26)苦情解決対策									
(27)調理業務外部委託費									
小計							(C)		
小計	(A) + (B) + (C)						(D)		
取扱定員×12月							(E)		
交付要綱の表1-1又は1-2の施設事務費基準限度額							(F)		
(E)又は(F)の低い方の額							(G)		
(G)×取扱定員×12月							(H)		
実支給額							(I)		
算定基準による算定額(内訳別紙)							(J)		
(I)又は(J)の低い方の額							(K)		
実支出計画額							(L)		
算定基準による算定額							(M)		
(L)又は(M)の低い方の額							(N)		
実支出計画額							(O)		
限度額(75万円)(ただし、一時保護所については45万円)							(P)		
(O)又は(P)の低い方の額							(Q)		

内訳別表 1

施設（一時保護所）事務費算定内訳

(1) 標準国庫補助基本分

内訳	施設名				施設名				金額
	年4月1日現在職員現員	給与	地域手当	小計	住居手当	通勤手当	計	期末勤劬手当加算	
人件費	実支出予定額	円	円	円	円	円	円	円	
	給与			(ア)			(ウ)		
	基準額								
	施設長	人							
	事務員	人							
	指導員	人							
	看護師	人							
	栄養士	人							
	調理員等	人							
	小計	人			(イ)			(エ)	
小計	(ア)又は(イ)の低い方の額						(エ)		
(2)期末勤劬手当	(エ)×12月						(A)		
(3)管理職手当	((ウ)+(エ))×3.95月								
(4)管理職員特別勤務手当									
(5)超過勤務手当									
(6)住居手当									
(7)通勤手当									
(8)非常勤調理員等									
(9)非常勤調理員等									
(10)年休代替要員費									
(11)調理員等									
(12)看護代替経費									
(13)社会保険料	(エ)×12月×0.19458						(B)		
事業主負担金									
小計									
(14)嘱託医手当									
(15)宿直業務改善費									
(16)旅費									
(17)庁費									
(18)特別管理費									
(19)職員研修費									
(20)被服手当									
(21)職員健康管理費									
(22)各所修繕費									
(23)保健衛生費									
(24)業務省力化等									
(25)非常勤職員処遇改善費									
(26)苦情解決対策									
(27)調理業務外部委託費									
小計							(C)		
小計	(A) + (B) + (C)						(D)		
取扱定員×12月							(E)		
別紙1 交付基準の施設事務費限度額							(F)		
(E)又は(F)の低い方の額							(G)		
(G)×取扱定員×12月							(H)		
実支給額							(I)		
算定基準による算定額(内訳別紙)							(J)		
(I)又は(J)の低い方の額							(K)		
実支出計画額							(L)		
算定基準による算定額							(M)		
(L)又は(M)の低い方の額							(N)		
実支出計画額							(O)		
限度額(75万円)(ただし、一時保護所については45万円)							(P)		
(O)又は(P)の低い方の額							(Q)		

改正後

事務用冬期採暖費	(北海道所在施設のみ)	円 × 取扱定員	(R)
入所者処遇特別加算費	実支出計画額		(S)
	算定基準による算定額		(T)
	(S)又は(T)の低い方の額		(U)
単身赴任手当	実支出計画額		(V)
	算定基準による算定額		(W)
	(V)又は(W)の低い方の額		(X)
精神科医歴上費	実支出計画額		(Y)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(Z)
	(Y)又は(Z)の低い方の額		(a)
降灰除去費	実支出計画額		(b)
	算定基準による算定額		(c)
	(b)又は(c)の低い方の額		(d)
心理療法定当職員加算	実支出計画額		(e)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(f)
	(e)又は(f)の低い方の額		(g)
同伴児童対応等指導員歴上費加算	実支出計画額		(h)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(i)
	(h)又は(i)の低い方の額		(j)
通訳者歴上費加算	実支出計画額		(k)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(l)
	(k)又は(l)の低い方の額		(m)
ケースワーカー歴上費加算	実支出計画額		(n)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(o)
	(n)又は(o)の低い方の額		(p)
一時保護委託費	実支出計画額		(q)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書：様式1+2)		(r)
	(q)又は(r)の低い方の額		(s)
人身取引被害者の一時保護委託費	実支出計画額		(t)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書：様式4+5)		(u)
	(t)又は(u)の低い方の額		(v)
要保護女子の一時保護委託費	実支出計画額		(w)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書：様式7+8)		(x)
	(w)又は(x)の低い方の額		(y)
合計	(H)+(K)+(N)+(Q)+(R)+(U)+(X)+(a)+(d)+(g)+(j)+(m)+(p)+(s)+(v)+(y)		(z)
民間施設給与等改善費	(民間施設のみ)	(z) × (別に定める加算率)	(AA)
賃借費加算	実支出計画額		(BB)
	算定基準による算定額		(CC)
	(BB)又は(CC)の低い方の額		(DD)
標準国庫補助基本額	(z) + (AA) + (DD)		(EE)

(注) 1 (1) 給与欄の「実支出計画額」については、職員全員について算定すること。
 2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設にあっては、職員数は家庭福祉課長通知別紙2の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。
 また、単価は、交付要綱の別表「施設事務費算定基準」により算定すること。法人が経営する施設にあっては、職員数は公立の施設と同様とし、単価は「実支出予定額」により算定すること。
 3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。

現行

事務用冬期採暖費	(北海道所在施設のみ)	円 × 取扱定員	(R)
入所者処遇特別加算費	実支出計画額		(S)
	算定基準による算定額		(T)
	(S)又は(T)の低い方の額		(U)
単身赴任手当	実支出計画額		(V)
	算定基準による算定額		(W)
	(V)又は(W)の低い方の額		(X)
精神科医歴上費	実支出計画額		(Y)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(Z)
	(Y)又は(Z)の低い方の額		(a)
降灰除去費	実支出計画額		(b)
	算定基準による算定額		(c)
	(b)又は(c)の低い方の額		(d)
心理療法定当職員加算	実支出計画額		(e)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(f)
	(e)又は(f)の低い方の額		(g)
同伴児童対応等指導員歴上費加算	実支出計画額		(h)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(i)
	(h)又は(i)の低い方の額		(j)
通訳者歴上費加算	実支出計画額		(k)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(l)
	(k)又は(l)の低い方の額		(m)
ケースワーカー歴上費加算	実支出計画額		(n)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(o)
	(n)又は(o)の低い方の額		(p)
一時保護委託費	実支出計画額		(q)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書：様式1+2)		(r)
	(q)又は(r)の低い方の額		(s)
人身取引被害者の一時保護委託費	実支出計画額		(t)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書：様式4+5)		(u)
	(t)又は(u)の低い方の額		(v)
要保護女子の一時保護委託費	実支出計画額		(w)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書：様式7+8)		(x)
	(w)又は(x)の低い方の額		(y)
合計	(H)+(K)+(N)+(Q)+(R)+(U)+(X)+(a)+(d)+(g)+(j)+(m)+(p)+(s)+(v)+(y)		(z)
民間施設給与等改善費	(民間施設のみ)	(z) × (別に定める加算率)	(AA)
賃借費加算	実支出計画額		(BB)
	算定基準による算定額		(CC)
	(BB)又は(CC)の低い方の額		(DD)
標準国庫補助基本額	(z) + (AA) + (DD)		(EE)

(注) 1 (1) 給与欄の「実支出計画額」については、職員全員について算定すること。
 2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設にあっては、職員数は家庭福祉課長通知別紙3の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。
 また、単価は、交付要綱の別表「施設事務費算定基準」により算定すること。法人が経営する施設にあっては、職員数は公立の施設と同様とし、単価は「実支出予定額」により算定すること。
 3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。

改正後

現行

(2) 指導員加算分

人	(1) 給与	施設名						金額
		年4月1日現在職員現員	給与	住宅手当	通勤手当	計	地域手当	
件	職種	氏名	本俸	扶養手当	地域手当	小計	計	金額
	専兼		円	円	円	円	円	円
	専兼							
	計					(ア)	(ウ)	(エ)
	基準額					(イ)		(オ)
	指導員							
	小計	(ア)又は(イ)の低い方の額	(エ)×12月					(エ)
	(2)期末勤劬手当							(ア)
	(5)超過勤務手当		(ウ)×(エ)×3.95月					
	(6)住居手当							
	(7)通勤手当							
	(10)年休代替要員費							
	(13)社会保険料		(エ)×12月×0.19694					
	事業主負担金							
	小計							(B)
	(16)旅費							
	(17)庁費							
	(19)職員研修費							
	(21)職員健康管理費							
	(24)業務省力化等							
	勤務条件改善費							
	小計							(C)
	小計	(A) + (B) + (C)						(D)
	取扱い定員×12月							(E)
	交付要綱の表2-1又は2-2の指導員一人当たり加算限度額							(F)
	(E)又は(F)の低い方の額							(G)
	(G)×取扱い定員×12月							(H)
	実支給額							(I)
	算定基準による算定額(内訳別紙)							(J)
	(I)又は(J)の低い方の額							(K)
	(H)+(K)							(L)
	民間施設給与等改善費(民間施設のみ)							(M)
	標準国庫補助基本額							(N)

標準国庫補助基準額 + 指導員加算額

(2) 指導員加算分

人	(1) 給与	施設名						金額
		年4月1日現在職員現員	給与	住宅手当	通勤手当	計	地域手当	
件	職種	氏名	本俸	扶養手当	地域手当	小計	計	金額
	専兼		円	円	円	円	円	円
	専兼							
	計					(ア)	(ウ)	(エ)
	基準額					(イ)		(オ)
	指導員							
	小計	(ア)又は(イ)の低い方の額	(エ)×12月					(エ)
	(2)期末勤劬手当							(ア)
	(5)超過勤務手当		(ウ)×(エ)×3.95月					
	(6)住居手当							
	(7)通勤手当							
	(10)年休代替要員費							
	(13)社会保険料		(エ)×12月×0.19458					
	事業主負担金							
	小計							(B)
	(16)旅費							
	(17)庁費							
	(19)職員研修費							
	(21)職員健康管理費							
	(24)業務省力化等							
	勤務条件改善費							
	小計							(C)
	小計	(A) + (B) + (C)						(D)
	取扱い定員×12月							(E)
	別紙1 交付基準の施設事務費限度額							(F)
	(E)又は(F)の低い方の額							(G)
	(G)×取扱い定員×12月							(H)
	実支給額							(I)
	算定基準による算定額(内訳別紙)							(J)
	(I)又は(J)の低い方の額							(K)
	(H)+(K)							(L)
	民間施設給与等改善費(民間施設のみ)							(M)
	標準国庫補助基本額							(N)

標準国庫補助基準額 + 指導員加算額

現行

内訳別表2 略
内訳別紙 略
内訳別表3 ~ 内訳別表4 略
別紙 略
様式1 ~ 様式9 略

改正後

内訳別表2 略
内訳別紙 略
内訳別表3 ~ 内訳別表4 略
別紙 略
様式1 ~ 様式9 略

改正後

現行

様式10
心理療法担当職員（常勤職員）算定額算出内訳

人	(1) 給与	施設名					(地域手当)		金額
		年4月1日現在職員現員 氏名	本俸	特殊業務 手当	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	
件	支出予定額		円	円	円	円	円	円	円
	基準額					(ア)			(ウ)
		基準額				(イ)			(エ)
	小計	(ア)又は(イ)の低い方の額	(エ)×12月						(ハ)
費	(2)期末勤労手当		((ウ)+(エ))×3.95月						(ニ)
	(5)超過勤労手当								
	(6)住居手当								
	(7)通勤手当								
	(10)年休代替要員費								
	(13)社会保険料 事業主負担金		(エ)×12月×0.19694						(ホ)
	小計								(ヘ)
管理費	(16)旅費								
	(17)庁費								
	(19)職員研修費								
	(21)職員健康管理費								
	(24)業務省力化等 勤務条件改善費							円 + 調理員分	
	小計							円	(チ)
	小計	(A) + (B) + (C)							(リ)
	基準額	(D) 取扱定員×12月 交付要綱の表3-1又は3-2の心理療法担当職員加算限度額 (E)又は(F)の低い方の額							(ロ)
		(G)×取扱定員×12月							(ハ)

様式10
心理療法担当職員（常勤職員）算定額算出内訳

人	(1) 給与	施設名					(地域手当)		金額
		年4月1日現在職員現員 氏名	本俸	特殊業務 手当	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	
件	支出予定額		円	円	円	円	円	円	円
	基準額					(ア)			(ウ)
		基準額				(イ)			(エ)
	小計	(ア)又は(イ)の低い方の額	(エ)×12月						(ハ)
費	(2)期末勤労手当		((ウ)+(エ))×3.95月						(ニ)
	(5)超過勤労手当								
	(6)住居手当								
	(7)通勤手当								
	(10)年休代替要員費								
	(13)社会保険料 事業主負担金		(エ)×12月×0.19458						(ホ)
	小計								(ヘ)
管理費	(16)旅費								
	(17)庁費								
	(19)職員研修費								
	(21)職員健康管理費								
	(24)業務省力化等 勤務条件改善費							円 + 調理員分	
	小計							円	(チ)
	小計	(A) + (B) + (C)							(リ)
	基準額	(D) 取扱定員×12月 心理療法担当職員加算限度額 (E)又は(F)の低い方の額							(ロ)
		(G)×取扱定員×12月							(ハ)

改正後

別紙様式 3 略
別紙 1 別紙 2 略
内訳別紙 1 略

現行

別紙様式 3 略
別紙 1 別紙 2 略
内訳別紙 1 略

改正後

施設	機械強化推進費	実支出計画額	(O)
事務	用冬期探暖費	限度額(75万円)(ただし、一時保護所については45万円)	(P)
入所者	処遇特別加算費	(O)又は(P)の低い方の額	(Q)
単身	身赴任手当	(北海道所在施設のみ) 円 x 取扱定員	(R)
精神科	医歴上費	実支出計画額	(S)
降灰	除去費	算定基準による算定額	(T)
心理療法	担当職員加算	(S)又は(T)の低い方の額	(U)
同伴児童	対応加算	算定基準による算定額	(V)
指導員	歴上費	(V)又は(W)の低い方の額	(W)
通訳者	歴上費	実支出計画額	(X)
ケースワーカー	一歴上費加算	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(Y)
一時保護	委託費	(Y)又は(Z)の低い方の額	(Z)
人身時保	引被害者委託費	実支出計画額	(a)
要時保	護女委託費	算定基準による算定額	(b)
民間施設	給与等改善費	(b)又は(c)の低い方の額	(c)
買借	費加算	実支出計画額	(d)
標準	国庫補助基本額	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(e)
		(e)又は(f)の低い方の額	(f)
		実支出計画額	(g)
		算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(h)
		(h)又は(i)の低い方の額	(i)
		実支出計画額	(j)
		算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(k)
		(k)又は(l)の低い方の額	(l)
		実支出計画額	(m)
		算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(n)
		(n)又は(o)の低い方の額	(o)
		実支出計画額	(p)
		算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(q)
		(q)又は(r)の低い方の額	(r)
		実支出計画額	(s)
		算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(t)
		(t)又は(u)の低い方の額	(u)
		実支出計画額	(v)
		算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(w)
		(w)又は(x)の低い方の額	(x)
		(H)+(K)+(N)+(Q)+(R)+(U)+(X)+(a)+(d)+(g)+(j)+(m)+(p)+(s)+(v)+(y)	(z)
		(民間施設のみ) (z) x (別に定める加算率)	(AA)
		算定基準による算定額	(BB)
		(BB)又は(CC)の低い方の額	(CC)
		(z)+(AA)+(DD)	(DD)
			(EE)

〇〇費

計

(注) 1 (1) 給与欄の「実支出計画額」については、職員全員について算定すること。
 2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設にあっては、職員数は家庭福祉課長通知別紙2の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。また、単価は、交付要綱の別表「施設事務費算定基準」により算定すること。法人が経営する施設にあっては、職員数は公立の施設と同様とし、単価は「実支出予定額」により算定すること。
 3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。

現行

施設	機械強化推進費	実支出計画額	(O)
事務	用冬期探暖費	限度額(75万円)(ただし、一時保護所については45万円)	(P)
入所者	処遇特別加算費	(O)又は(P)の低い方の額	(Q)
単身	身赴任手当	(北海道所在施設のみ) 円 x 取扱定員	(R)
精神科	医歴上費	実支出計画額	(S)
降灰	除去費	算定基準による算定額	(T)
心理療法	担当職員加算	(S)又は(T)の低い方の額	(U)
同伴児童	対応加算	算定基準による算定額	(V)
指導員	歴上費	(V)又は(W)の低い方の額	(W)
通訳者	歴上費	実支出計画額	(X)
ケースワーカー	一歴上費加算	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(Y)
一時保護	委託費	(Y)又は(Z)の低い方の額	(Z)
人身時保	引被害者委託費	実支出計画額	(a)
要時保	護女委託費	算定基準による算定額	(b)
民間施設	給与等改善費	(b)又は(c)の低い方の額	(c)
買借	費加算	実支出計画額	(d)
標準	国庫補助基本額	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(e)
		(e)又は(f)の低い方の額	(f)
		実支出計画額	(g)
		算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(h)
		(h)又は(i)の低い方の額	(i)
		実支出計画額	(j)
		算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(k)
		(k)又は(l)の低い方の額	(l)
		実支出計画額	(m)
		算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(n)
		(n)又は(o)の低い方の額	(o)
		実支出計画額	(p)
		算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(q)
		(q)又は(r)の低い方の額	(r)
		実支出計画額	(s)
		算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(t)
		(t)又は(u)の低い方の額	(u)
		実支出計画額	(v)
		算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(w)
		(w)又は(x)の低い方の額	(x)
		(H)+(K)+(N)+(Q)+(R)+(U)+(X)+(a)+(d)+(g)+(j)+(m)+(p)+(s)+(v)+(y)	(z)
		(民間施設のみ) (z) x (別に定める加算率)	(AA)
		算定基準による算定額	(BB)
		(BB)又は(CC)の低い方の額	(CC)
		(z)+(AA)+(DD)	(DD)
			(EE)

〇〇費

計

(注) 1 (1) 給与欄の「実支出計画額」については、職員全員について算定すること。
 2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設にあっては、職員数は家庭福祉課長通知別紙3の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。また、単価は、交付要綱の別表1の別表「施設事務費算定基準」により算定すること。法人が経営する施設にあっては、職員数は公立の施設と同様とし、単価は「実支出予定額」により算定すること。
 3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。

改正後

現行

②指導員加算分

支出済額 金額 経費の種類	金額 円	施設名										金額	
		年4月1日現在職員現員		給与		地域手当		住居手当		通勤手当			(地域手当)
人	件	職種	氏名	本俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	通勤手当	計	期末勤労手当加算	金額
(1) 給与								(ア)又は(イ)の低い方の額					(エ)
小計				(エ)×12月				(ア)又は(イ)の低い方の額					(A)
(2)期末勤労手当				((ウ)+(エ))×3.95月									
(5)超過勤務手当													
(6)住居手当													
(7)通勤手当													
(10)年休代替要員費													
(13)社会保険料 事業主負担金				(エ)×12月×0.19694									
小計													(B)
(16)旅費													
(17)庁費													
(19)職員研修費													
(21)職員健康管理費													
(24)業務省力化等 勤務条件改善費									円 + 調理員分				
小計													(C)
小計				(A) + (B) + (C)									(D)
取捨定員×12月 交付要額の表2-1又は2-2の指導員一人あたり加算限度額													(E)
(E)又は(F)の低い方の額													(F)
(G)×取捨定員×12月													(G)
実支給額													(H)
算定基準による算定額(内訳別紙)													(I)
(1)又は(J)の低い方の額													(J)
(H)+(K)													(K)
合計													(L)
民間施設給与等改善費 標準国庫補助基本額				(民間施設のみ)	(L)×(別に定める加算率)								(M)
				(L)+(M)									(N)

③合計

標準国庫補助基本額	+	指導員加算額	=	標準国庫補助基本額
-----------	---	--------	---	-----------

②指導員加算分

支出済額 金額 経費の種類	金額 円	施設名										金額	
		年4月1日現在職員現員		給与		地域手当		住居手当		通勤手当			(地域手当)
人	件	職種	氏名	本俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	通勤手当	計	期末勤労手当加算	金額
(1) 給与								(ア)又は(イ)の低い方の額					(エ)
小計				(エ)×12月				(ア)又は(イ)の低い方の額					(A)
(2)期末勤労手当				((ウ)+(エ))×3.95月									
(5)超過勤務手当													
(6)住居手当													
(7)通勤手当													
(10)年休代替要員費													
(13)社会保険料 事業主負担金				(エ)×12月×0.19458									
小計													(B)
(16)旅費													
(17)庁費													
(19)職員研修費													
(21)職員健康管理費													
(24)業務省力化等 勤務条件改善費									円 + 調理員分				
小計													(C)
小計				(A) + (B) + (C)									(D)
取捨定員×12月 別紙1 交付基準の施設事務費限度額													(E)
(E)又は(F)の低い方の額													(F)
(G)×取捨定員×12月													(G)
実支給額													(H)
算定基準による算定額(内訳別紙)													(I)
(1)又は(J)の低い方の額													(J)
(H)+(K)													(K)
合計													(L)
民間施設給与等改善費 標準国庫補助基本額				(民間施設のみ)	(L)×(別に定める加算率)								(M)
				(L)+(M)									(N)

③合計

標準国庫補助基本額	+	指導員加算額	=	標準国庫補助基本額
-----------	---	--------	---	-----------

現行

(3) ~ (4) 略
内訳別紙 略
別表 1 ~ 別表 3 略
様式 1 ~ 様式 9 略

改正後

(3) ~ (4) 略
内訳別紙 略
別表 1 ~ 別表 3 略
様式 1 ~ 様式 9 略

改正後

現行

様式10
心理療法担当職員（常勤職員）算定額算出内訳

人	施設名						(地域手当)		金額		
	年4月1日現在職員現員	氏名	本俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小計	住居手当		通勤手当	計
(1) 給与	実支出予定額		円	円	円	円	円	円	円	円	円
件	基準額					(ア)	(イ)				(ウ)
	小計	(ア)又は(イ)の低い方の額	(エ)×12月	(ウ)+(エ)×3.95月							(エ)
費	(2)期末勤働手当										(ア)
	(5)超過勤務手当										
	(6)住居手当										
	(7)通勤手当										
	(10)年休代替要員費										
	(13)社会保険料 事業主負担金		(エ)×12月×0.19694								
	小計										(B)
管理費	(16)旅費										
	(17)庁費										
	(19)職員研修費										
	(21)職員健康管理費										
	(24)業務省力化等 勤務条件改善費							円 + 調理員分	円		
	小計										(C)
	計	(A) + (B) + (C)	(D)	取扱定員×12月 交付要綱の表3-1又は3-2の心理療法担当職員加算限度額		(E)	(F)	(G)	(H)		
	基準額	(G)×取扱定員×12月									

様式10
心理療法担当職員（常勤職員）算定額算出内訳

人	施設名						(地域手当)		金額		
	年4月1日現在職員現員	氏名	本俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小計	住居手当		通勤手当	計
(1) 給与	実支出予定額		円	円	円	円	円	円	円	円	円
件	基準額					(ア)	(イ)				(ウ)
	小計	(ア)又は(イ)の低い方の額	(エ)×12月	(ウ)+(エ)×3.95月							(エ)
費	(2)期末勤働手当										(A)
	(5)超過勤務手当										
	(6)住居手当										
	(7)通勤手当										
	(10)年休代替要員費										
	(13)社会保険料 事業主負担金		(エ)×12月×0.19458								
	小計										(B)
管理費	(16)旅費										
	(17)庁費										
	(19)職員研修費										
	(21)職員健康管理費										
	(24)業務省力化等 勤務条件改善費							円 + 調理員分	円		
	小計										(C)
	計	(A) + (B) + (C)	(D)	取扱定員×12月 心理療法担当職員加算限度額		(E)	(F)	(G)	(H)		
	基準額	(G)×取扱定員×12月									

(案)

雇 児 福 発 ※ 第 ※ 号
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長

平成25年度婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について

標記については、平成25年※月※日厚生労働省発雇児※第※号厚生労働事務次官通知「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」（以下、「交付要綱」という。）をもって一部改正されたところであるが、今年度の主な内容及び取扱いは次のとおりであるので、事務処理に遺漏のないようにされたい。

第1 平成25年度における交付要綱の主な内容について

1 事務費関係

(1) 公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成25年1月24日閣議決定）に基づき、7月に施行される地方公務員の給与削減を踏まえた事務費基準限度額等を設定。

※ 施行後の単価を反映させた年額は（ ）書きで記載。

(2) 心理療法担当職員の配置

ア 婦人相談所一時保護所

1 施設当たり年額 1, 795, 590円 → 1, 795, 381円

[心理療法担当職員（非常勤職員週5日）に係る経費、訪問指導旅費等を算定]

イ 婦人保護施設

1 施設当たり年額

常勤職員 5, 323, 644円 → 5, 329, 425円
→ (5, 142, 795円)

常勤的非常勤職員 2, 974, 350円 → 2, 978, 332円

非常勤職員 1, 713, 270円 → 1, 713, 061円

※常勤職員であることが望ましいが、常勤化が図られるまでの経過措置として、常勤的非常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員、複数の非常勤職員により先の時間数等を満たす場合を含む）及び非常勤職員でも可とする。

(3) 同伴児童対応等指導員雇上費加算

別途定めるところにより、婦人保護施設においても必要に応じ、同伴児童の対応を行う指導員の配置をできることとした。

1 施設当たり年額（1人配置の場合）

2, 258, 950円 → 2, 258, 741円

（2人配置の場合）

4, 517, 900円 → 4, 517, 482円

(4) 非常勤職員雇上費

(ア) 嘱託医 13, 570円 → 同 額

(イ) 年休代替要員費 118, 400円 → 同 額

(ウ) 非常勤調理員等 1, 596, 000円 → 同 額

(エ) 職員処遇改善費 6, 920円 → 6, 710円

(5) 苦情解決対策経費の計上（各施設一般分保護単価に算入）

1 施設当たり年額 25, 326円 → 同 額

〔第三者委員会の開催に係る経費（旅費、会議費）を算定〕

(6) 夜間警備体制の強化

1 施設当たり年額 1, 941, 800円 → 同 額

〔夜間における警備体制を強化するための警備員雇上費を算定〕

(7) 降灰除去費

1 施設当たり年額 139, 750円 → 139, 960円

2 事業費関係の改善

(1) 一般生活費

(ア) 要保護女子分（入所者1人月額） 54, 600円 → 同 額

(イ) 同伴乳幼児分（乳児1人月額） 37, 900円 → 同 額

（幼児1人月額） 42, 600円 → 同 額

(2) 冬期加算額

区分	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
婦人施設	8,900円	7,100円	5,400円	4,200円	2,800円	2,200円

(3) 妊産婦加算

妊 婦		産 婦
6月未満	6月以上	
9,140円	13,810円	8,490円

(4) 母子加算

加算額	2人目の場合 の加算額	3人以上1人増す ごとの加算額
19,380円	1,560円	770円

(5) 同伴児童経費

同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費

当該年度の同伴児保護延人員に日額180円を乗じた額

(6) 入進学支度金

婦人保護施設入所者の同伴児童が入進学する際に必要な経費

小学校第1学年入学児童	39,500円
中学校第1学年進学児童	46,100円
高等学校第1学年入学児童	59,010円

3 婦人相談所運営費負担金関係

相談・一時保護同伴児童経費

婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費

当該年度の同伴児保護延人員に日額180円を乗じた額

第2 国庫補助額の算定について

交付要綱の別紙「婦人保護費交付基準」（以下、「交付基準」という。）中、〔1区分〕及び〔2種目〕別の国庫補助額の算定に当たっては、次によること。

1 一時保護所保護費負担金及び婦人保護施設運営費補助金

(1) 取扱定員

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の取扱定員は、別紙1「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設取扱定員」によるものとする。

(2) 施設事務費算定基準による職員

施設事務費算定基準による職員とは、当該施設において常勤的勤務形態にある専任職員をいうものであり、その定員規模別配置基準は、別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」のとおりであること。

なお、指導員については、この限りでないこと。

(3) 職員数の充足等

別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」に示す職員数は、施設事務費基準限度額の基礎となる職員数であり、施設入所者の適切な処遇確保の見地からも、最低限必要と考えられる職員数であることから、これを充足すること。

また、直接処遇職員の職種別配置数の弾力的配置等については、昭和38年3月19日厚生省発社第35号厚生事務次官通知「婦人相談所設置要綱」及び平成14年3月27日厚生労働省令第49号「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」に示すところにより、円滑適正な実施について十分に配慮されたいこと。

(4) 手当の加算

施設事務費算定基準における特殊業務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び期末勤勉手当の加算は、都道府県条例等に基づき、それらの手当を実際に支給している職員についてのみ算定すること。

(5) 特殊業務手当の別に定める額

特殊業務手当の別に定める額については、以下の額とすること。

○主任指導員・指導員

1人月額9,200円に2,500円を加算した額

(6) 非常勤調理員等の賃金の算定

非常勤調理員等の賃金の算定に当たっては、別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」を満たしている場合は、年額1,596,000円（ただし、当該基準に該当しない場合においては、日額単価5,320円とし、年額の範囲内において算定して差し支えないこと。なお、この場合算出内訳を必ず記載すること。）を算入すること。

(7) 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費については、交付基準の〔1区分〕一時保護所保護費負担金〔2種目〕事務費〔3基準額〕の1から7及び〔1区分〕婦人保護施設運営費補助金〔2種目〕事務費〔3基準額〕の2（施設機能強化推進費）を合算した額に民間施設給与等改善費加算率を乗じて得た額とすること。

ただし、加算率については、別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることが出来るものであること。

(8) 指導員加算の適用

施設事務費の算定に当たって、交付基準の表2「指導員1人当たり加算限度額」の適用は、別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」を満たす施設であって、配置基準を超えて指導員を配置している施設について、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数の範囲内において適用すること。

(9) 中途入退所者の一般生活費の算定

月の途中で入退所した者に係る一般生活費の算定は交付基準に示すとおりであるが、事務簡素化のため1ヶ月を30日として日割計算して差し支えないこと。

なお、各月ごとに算定すること。

(10) 期末一時扶助の支出

期末一時扶助は、年末における需要時に充てられることを目的として支出すること。

(11) 母子加算の支給

母子加算は、養育しなければならない乳児又は幼児を同伴した者について、原則として現金をもって支給すること。

(12) 被服加算の算定

被服加算の算定において、一時保護所は各月入所人員に単価を乗じて算定し、婦人保護施設は各月初日現員に単価を乗じて算定すること。

(13) 社会適応訓練費の支出

社会適応訓練費（婦人相談所一時保護所を除く。）は、入所者に対して生花、和洋裁、料理等の生活、職業の訓練及び情操教育等の費用として支出すること。

2 婦人保護長期入所施設

(1) 事務費の支払方法

事務費については、すべての都道府県に共通して、現員に応じた額を当月払で支払う方式とする。

(2) 事業費の取扱

事業費については、従来どおり翌月払とすること。

(3) 民間施設給与等改善費の取扱

民間施設給与等改善費については、第2の1の(7)と同様とすること。

別 紙 1

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設取扱定員

- 1 婦人相談所一時保護所及び都道府県又は市町村の設置する婦人保護施設
婦人相談所一時保護所及び都道府県又は市町村の設置する婦人保護施設の取扱定員は
条例等で定めた定員とすること。
- 2 地方公共団体以外が設置主体である婦人保護施設
婦人保護施設のうち、設置主体が地方公共団体のものを除いては、次の表に掲げる定
員とすること。

都道府県	施 設 名	取 扱 定 員
		人
岩 手 県	桐の苑	20
千 葉 県	望みの門学園	30
東 京 都	救世軍婦人寮	40
〃	慈愛寮	40
〃	いずみ寮	40
〃	いこいの家	40
〃	救世軍新生寮	70
愛 知 県	白菊荘	50
〃	成願荘	30
三 重 県	あかつき	30
兵 庫 県	神戸婦人寮	40
〃	姫路婦人寮	40
広 島 県	呉慈愛寮	30
福 岡 県	アステラスかほ	50
佐 賀 県	たちばな	20
鹿 児 島 県	錦江寮	30
沖 縄 県	うるま婦人寮	40
—	かにた婦人の村	100

別紙 2

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準

職 種 取扱定員	総 数	施 設 長	事 務 員	主 任 指 導 員	指 導 員	看 護 師	栄 養 士	調 理 員 等	嘱 託 医
50人以下	人 9	人 1	人 1	人 -	人 2	人 1	人 1	人 (1) 3 (1)	人 (1) (2)
51～100	10	1	2	1	1	1	1	3 (1)	(2)
長期入所施設	17	1	2	1	8	1	1	3	

(注) ()書きは、非常勤職員の別掲である。

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表

母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について（平成20年10月14日厚生労働省発雇児第1014001号）

新	旧
<p>別紙</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる母子家庭等対策総合支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。また、日常生活における基本的な習慣や態度の醸成等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。</p> <p>(1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>(2) 平成15年6月18日雇児発第0618003号「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(3) 平成15年6月18日雇児発第0618005号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4) 平成※※年※※月※※日雇児発第※※※※号「母子家庭等自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等自立支援給付金事業</p> <p>(5) 平成19年4月17日雇児発第0417003号「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業</p> <p>(6) 平成※※年※※月※※日雇児発第※※※※号「家庭支援推進保育事業の実施について」に基づき、指定都市、中核市及び市町村が行う家庭支援推進保育事業</p>	<p>別紙</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる母子家庭等対策総合支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。</p> <p>(1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>(2) 平成15年6月18日雇児発第0618003号「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(3) 平成15年6月18日雇児発第0618005号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4) 平成15年6月30日雇児発第0630009号「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金事業</p> <p>(5) 平成19年4月17日雇児発第0417003号「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業</p>

旧	新
<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、(1)のア(イ)及び(2)により算出された額(事業ごとに算出された額)に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(5)以外の事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)</p> <p>(ア) 別表第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 3の(5)の事業</p> <p>別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、(1)のア(イ)及び(2)により算出された額(事業ごとに算出された額)に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(5)以外の事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)、及び3の(6)の事業</p> <p>(ア) 別表第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 略</p>

新

旧

- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (7) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (8) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(6)に掲げる条件を付さなければならない。
- この場合において(1)、(2)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(3)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (9) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (申請手続)
- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭等自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業
- 市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめのうえ、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (申請手続)
- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭等自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業、市町村が実施する家庭支援推進保育事業
- 市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめのうえ、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

新	旧
<p>(2) 上記(1)以外の事業 別紙様式第3による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 略</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 略</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、<u>母子家庭等自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業、市町村が実施する家庭支援推進保母事業</u> 市町村長は、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(6の(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめ、翌年度4月末日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 略</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 略</p> <p>(その他)</p> <p>13 略</p>	<p>(2) 上記(1)以外の事業 別紙様式第3による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、毎年度別に定める日に行うものとする</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、<u>母子家庭等自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業</u> 市町村長は、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(6の(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめ、翌年度4月末日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記(1)以外の事業 別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 略</p> <p>(その他)</p> <p>13 略</p>

新					旧				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じた次の率を乗じて得られた額の合計額 ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (1) 就業支援事業 1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じた下のア～ウに定める金額 ア 週5日以下の実施の場合 6,711,000円 イ 週6日実施の場合 8,012,000円 ウ 週7日実施の場合 9,312,000円 (2) 就業支援講習会等事業 1センター当たり 8,919,000円 (3) 就業情報提供事業 1センター当たり 2,575,000円 (4) 在宅就業推進事業 1センター当たり 2,000,000円 (5) 母子家庭等地域生活支援事業 1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じた下のア～ウに定める金額 ア 週5日実施の開所の場合 3,497,000円 イ 週6日実施の場合 3,911,000円 ウ 週7日実施の場合 4,324,000円 (6) 面会交流支援事業 ア 基本分 1か所当たり 1,752,000円 イ 加算分 事前相談・支援計画書の作成・面会交流援助の実施件数に応じた以下の(a)～(f)に定める金額 (ア) 251件以上300件以下の場合 300,000円	1/2	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)	1/2			

新	旧
<p>(オ)児童5人の場合 740円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,110円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単位とする。 (ア)児童1人の場合 920円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 920円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 920円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 920円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3 エ 宿泊分 3,680円×延児童数 オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。 1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位 (2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数</p>	<p>(オ)児童5人の場合 740円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,110円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単位とする。 (ア)児童1人の場合 920円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 920円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 920円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 920円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3 エ 宿泊分 3,680円×延児童数 オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。 1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位 (2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数</p>

新		旧	
ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。	ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。	ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。	ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。
1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位	1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位	1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位	1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
次により算出した額の合計額 1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円 2 生活支援講習会事業 183,000円×講座開催回数 3 児童訪問援助事業(ホームフレンド事業) (1)1回の訪問が1日場合 8,060円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 5,110円×訪問延回数 4 学習支援ボランティア事業 1か所当たり 4,605,000円 5 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり 245,000円	次により算出した額の合計額 1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円 2 生活支援講習会事業 183,000円×講座開催回数 3 児童訪問援助事業(ホームフレンド事業) (1)1回の訪問が1日場合 8,000円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 5,080円×訪問延回数 4 学習支援ボランティア事業 1か所当たり 4,580,000円 5 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり 245,000円	次により算出した額の合計額 1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円 2 生活支援講習会事業 183,000円×講座開催回数 3 児童訪問援助事業(ホームフレンド事業) (1)1回の訪問が1日場合 8,000円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 5,080円×訪問延回数 4 学習支援ボランティア事業 1か所当たり 4,580,000円 5 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり 245,000円	次により算出した額の合計額 1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円 2 生活支援講習会事業 183,000円×講座開催回数 3 児童訪問援助事業(ホームフレンド事業) (1)1回の訪問が1日場合 8,000円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 5,080円×訪問延回数 4 学習支援ボランティア事業 1か所当たり 4,580,000円 5 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり 245,000円
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
1/2 (市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3)	1/2 (市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3)	1/2 (市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3)	1/2 (市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3)

新		旧	
母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業
次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額
1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)	1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)	1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)	1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)
2 高等技能訓練促進費等事業 (1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づき高等職業訓練促進給付金)	2 高等技能訓練促進費等事業 (1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づき高等職業訓練促進給付金)	2 高等技能訓練促進費等事業 (1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づき高等職業訓練促進給付金)	2 高等技能訓練促進費等事業 (1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づき高等職業訓練促進給付金)
ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数
イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数	イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数	イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数	イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数
イ 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数	イ 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数	イ 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数	イ 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数
ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 100,000円×支給延月数	ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 100,000円×支給延月数	ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 100,000円×支給延月数	ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 100,000円×支給延月数
イ 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数	イ 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数	イ 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数	イ 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数
(2) 入学支援修了一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)	(2) 入学支援修了一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)	(2) 入学支援修了一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)	(2) 入学支援修了一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)
ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数	ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数	ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数	ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数
イ ア以外の者 25,000円×支給件数	イ ア以外の者 25,000円×支給件数	イ ア以外の者 25,000円×支給件数	イ ア以外の者 25,000円×支給件数
3/4	3/4	3/4	3/4

新		旧	
母子自立支援プログラム策定等事業	次により算出した額の合計額 1 母子自立支援プログラム策定事業 1プログラム当たり 20,000円 補助対象となるプログラムは、プログラムの策定及びその後の支援に際し、最低2回以上、面接(電話、メール等によるものは含まない。)を行っているものとする。 2 就職準備支援コース事業 1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)	母子自立支援プログラム策定等事業	次により算出した額の合計額 1 母子自立支援プログラム策定事業 1プログラム当たり 20,000円 補助対象となるプログラムは、プログラムの策定及びその後の支援に際し、最低2回以上、面接(電話、メール等によるものは含まない。)を行っているものとする。 2 就職準備支援コース事業 1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)
母子自立支援プログラム策定等事業	10/10	母子自立支援プログラム策定等事業	10/10
家庭支援推進保事業	次により算出した額 1か所当たり 3,800,000円	母子自立支援プログラム策定等事業に必要経費	母子自立支援プログラム策定等事業に必要経費、旅費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、共済費
家庭支援推進保事業	1/2		

別紙様式第1～第5 略

別紙様式第1～第5 略

「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>(別紙) 母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象者 対象者は、母子家庭の母等（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）及び父子家庭の父とする。 なお、5-(1)-カの事業については、5-(1)-カ(イ)に定める者を対象とする。</p> <p>5 事業の内容等 (1) センター事業 (略) ア (略) イ 就業支援講習会等事業 母子家庭の母等は、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い就業に就くためのキャリアアップを望む者、起業する者のノウハウの習得を望む者など様々なニーズが考えられる。そこで、就職準備や離職、起業家支援に関するセミナー（以下「セミナー」という。）や地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会（以下「講習会」という。）を開催することとし、その実施に当たっては、就業相談などの機会を活用し周知・広報を図るとともに、平日夜間や土日祝日に行う等、母子家庭の母の生活実態やニーズを踏まえ開催する他、次の事項に留意すること。なお、本事業については、父子家庭の父についても、母子家庭の母等に準じて必要なセミナーや講習会を開催するものとする。 (以下略) ウ (略)</p>	<p>(別紙) 母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象者 対象者は、母子家庭の母等（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）とする。 また、5-(1)-ア、ウ、オの事業及び5-(2)-アにより実施する就業支援事業、就業情報提供事業、母子家庭等地域生活支援事業及び面会交流支援事業については父子家庭の父も対象とする。 なお、5-(1)-カ(イ)の事業については、5-(1)-カ(イ)に定める者を対象とする。</p> <p>5 事業の内容等 (1) センター事業 (略) ア (略) イ 就業支援講習会等事業 母子家庭の母等は、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い就業に就くためのキャリアアップを望む者、起業する者のノウハウの習得を望む者など様々なニーズが考えられる。そこで、就職準備や離職、起業家支援に関するセミナー（以下「セミナー」という。）や地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会（以下「講習会」という。）を開催することとし、その実施に当たっては、就業相談などの機会を活用し周知・広報を図るとともに、平日夜間や土日祝日に行う等、母子家庭の母の生活実態やニーズを踏まえ開催する他、次の事項に留意すること。 (以下略) ウ (略)</p>

<p>エ 在宅就業推進事業 在宅就業推進事業については、在宅での就業を希望する者、在宅就業において必要とされ、在宅で就業する者等を対象としたセミナーの開催、在宅で就業する母子家庭の母同士の情報共有について資するためのサロンの事業、在宅就業等として就業を開始してまもない時期において、仕事の受注、検品、納品等に関する基本的なノウハウを提供・コーディネートする。なお、本事業については、父子家庭の父についても、母子家庭の母に準じて在宅就業者等に必要な支援を行うものとする。</p> <p>オ (略) カ (略)</p> <p>(2) 一般市等事業 一般市等事業は、より身近な地域においても母子家庭の母及び父子家庭の父が自立支援を受けられるよう、(1)のセンター事業と同様の事業を一般市等において実施することとし、実施に当たっては、次の事項に留意すること。(以下略)</p> <p>6 関係機関との連携等 都道府県等及び一般市等は、これらの事業を実施するに当たっては、母子家庭の母等及び父子家庭の父に對し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉相談所、福祉人材バンク、児童相談所、福祉事務所、養育費相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子自立支援員、その他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。</p> <p>7 (略)</p>	<p>エ 在宅就業推進事業 在宅就業推進事業については、在宅での就業を希望する者、在宅就業において必要とされ、在宅で就業する者等を対象としたセミナーの開催、在宅で就業する母子家庭の母同士の情報共有について資するためのサロンの事業、在宅就業等として就業を開始してまもない時期において、仕事の受注、検品、納品等に関する基本的なノウハウを提供・コーディネートする。</p> <p>オ (略) カ (略)</p> <p>(2) 一般市等事業 一般市等事業は、より身近な地域においても母子家庭の母が自立支援を受けられるよう、(1)のセンター事業と同様の事業を一般市等において実施することとし、実施に当たっては、次の事項に留意すること。(以下略)</p> <p>6 関係機関との連携等 都道府県等及び一般市等は、これらの事業を実施するに当たっては、母子家庭の母等に對し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉相談所、福祉人材バンク、児童相談所、福祉事務所、養育費相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子自立支援員、その他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。</p> <p>7 (略)</p>
--	---

「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」改正（案）

○「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」（平成25年度予算成立日施行：平成15年6月30日雇児発第0630009号を全部改正）

新	旧
<p>都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>雇児発第XXXXXX号 平成25年度予算成立日発出</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>母子家庭等自立支援給付金事業の実施について</p> <p>近年の厳しい経済状況の中、母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いため、就業支援を柱とした母子家庭等に<u>対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。</u>その一環として、母子家庭の母の就業をより効果的に促進するため、母子家庭等自立支援給付金事業を次により実施し、平成25年4月1日より適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>なお、貴管内市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。</p> <p><u>また、本通知の施行に伴い、平成15年6月30日雇児発第0630009号本職通知「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」は、廃止する。</u></p> <p>第1 (略) 第2 (略)</p> <p>(別添1)</p>	<p>都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>雇児発第0630009号 平成15年6月30日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>母子家庭自立支援給付金事業の実施について</p> <p>近年の厳しい経済状況の中、母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いため、就業支援を柱とした母子家庭等に<u>対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開することとしている。</u>その一環として、母子家庭の母の就業をより効果的に促進するため、母子家庭自立支援給付金事業を次により実施し、平成15年4月1日より適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>なお、貴管内市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。</p> <p>第1 (略) 第2 (略)</p> <p>(別添1)</p>

自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

- 1 事業の目的
母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職に就いていた者ばかりでなく、結婚、出産により離職し、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備がないまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。また、父子家庭においても、所得の状況や就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。
そこで、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
- 2 (略)
- 3 対象者
本事業の支給対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び寡婦福祉法第17条に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 事前相談の実施
受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておくこと。
事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を把握し、自立が効果的に図られると認められる場合、自立が効果的に図られると認められることにより、自立が効果的に図られることにより、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握すること。
- 7 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続
(1) 受給要件の審査、対象講座の指定
訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座

自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

- 1 事業の目的
母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職に就いていた者ばかりでなく、結婚、出産により離職し、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備がないまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。
そこで、個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
- 2 (略)
- 3 対象者
本事業の支給対象者は、母子家庭の母であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 事前相談の実施
受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておくこと。
事前相談においては、当該母子家庭の母の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母の職業経験、技能、取得資格等を把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合のみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握すること。
- 7 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続
(1) 受給要件の審査、対象講座の指定
訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座

について別紙参考様式1「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」(以下「受講対象講座指定申請書」という。)を提出し、受講開始前にかからじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。

(2) 都道府県等は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をすること。

(3) 都道府県等は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、当該母子家庭の母又は父子家庭の父は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、当該母子家庭の母又は父子家庭の父は父子家庭の父に通知を行った場合には、別紙参考様式2「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該母子家庭の母に通知すること。

(4) 受講対象講座指定申請書の添付書類
受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。

い。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないこと。

ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合)又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額等についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(回法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができ書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

(5) 受講対象講座指定申請書の提出期限
訓練給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。

(6) 受給要件の審査方法

受給要件の審査にあつては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門家、母子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定すること。

(7) 受給要件の審査に係る留意事項

ア 過去に訓練給付金を受給している者の取扱いについて

について別紙参考様式1「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」(以下「受講対象講座指定申請書」という。)を提出し、受講開始前にかからじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。

(2) 都道府県等は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をすること。

(3) 都道府県等は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母に通知しなければならない。なお、当該母子家庭の母に当該母子家庭の母に通知を行った場合には、別紙参考様式2「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該母子家庭の母に通知すること。

(4) 受講対象講座指定申請書の添付書類

受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。

い。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないこと。

ア 当該母子家庭の母及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該母子家庭の母に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母が児童扶養手当受給者の場合)又は当該母子家庭の母の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額等についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書

(5) 受講対象講座指定申請書の提出期限
訓練給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。

(6) 受給要件の審査方法

受給要件の審査にあつては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門家、母子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定すること。

(7) 受給要件の審査に係る留意事項

ア 過去に訓練給付金を受給している者の取扱いについて

訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認すること。

イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて

過去に雇用保険制度の教育訓練給付金を受給した者、高等技能訓練促進費を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受給給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと思われられる場合は、支給することとして差し支えない。

ウ 訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合等には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認すること。

(8) 対象講座について

対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うこと。

また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。

8 訓練給付金の支給等

(1)～(2) (略)

(3) 支給申請書の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければなら

い。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。

ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合）又は当該母子家庭の母の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額等についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族の数を明らかにする者がある者については、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることのできる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所

訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認すること。

イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて

過去に雇用保険制度の教育訓練給付金を受給した者、高等技能訓練促進費を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受給給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと思われられる場合は、支給することとして差し支えない。

ウ 訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合等には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認すること。

(8) 対象講座について

対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該母子家庭の母が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うこと。

また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。

8 訓練給付金の支給等

(1)～(2) (略)

(3) 支給申請書の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければなら

い。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。

ア 当該母子家庭の母及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該母子家庭の母に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母が児童扶養手当受給者の場合）又は当該母子家庭の母の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額等についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る）がある者については、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることのできる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明

得の額についての市町村長の証明書を含む。) ウ～オ (略)

9 周知・広報等

- (1) 都道府県等においては、必要に応じ、本制度について周知・広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、母子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じ受講勸奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援すること。
- (2) (略)

10 (略)

(別添2)

高等技能訓練促進費等事業実施要綱

1 目的

就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関は、一定期間のキャリアプログラムを受講する必要があるが、母子家庭の経済的自立に効果が高いものであるが、受講に際してその期間中の生活の不安から意欲はあってもそこで足踏みせざるを得ない状況にあることから、受講に際してその期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供することが必要である。また、父子家庭においても、所得の状況や、就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。

そこで、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等技能訓練促進費を支給するとともに、養成機関への入学時ににおける負担を考慮し入学支援修了一時金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2～3 (略)

4 対象者

訓練促進費の対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、一時金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)及び当該養成機関におけるキャリアキ

書を含む。) ウ～オ (略)

9 周知・広報等

- (1) 都道府県等においては、必要に応じ、本制度について周知・広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、母子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じ受講勸奨を行うなど母子家庭の母の就業を支援すること。
- (2) (略)

10 (略)

(別添2)

高等技能訓練促進費等事業実施要綱

1 目的

就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関は、一定期間のキャリアプログラムを受講する必要があるが、母子家庭の経済的自立に効果が高いものであるが、受講に際してその期間中の生活の不安から意欲はあってもそこで足踏みせざるを得ない状況にあることから、受講に際してその期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供することが必要である。

そこで、母子家庭の母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等技能訓練促進費を支給するとともに、養成機関への入学時ににおける負担を考慮し入学支援修了一時金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2～3 (略)

4 対象者

訓練促進費の対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、一時金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)及び当該養成機関におけるキャリアキ

ラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び寡婦福祉法第17条に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。）とする。なお、この事業において、「児童」とは、二十歳に満たないものをいう。

(1)～(3) (略)

5 (略)

6 支給期間等

(1) 訓練促進費

ア 訓練促進費の支給の対象となる期間は、修業する期間の全期間（上限2年）とする。（平成24年3月31日までに修業を開始した者については、修業する期間の全期間とし、平成25年3月31日までに修業を開始した者については、修業する期間の全期間（上限3年）とする。）

イ 訓練促進費は、月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。

ただし、平成25年度における父子家庭の父に係る訓練促進費の支給は、都道府県等が別に定める日又は平成25年9月30日のいずれか早い日までの間において申請があった場合は、4の対象者に該当するに至った日の属する月以降の各月において支給できるものとする。

7 (略)

8 事前相談の実施

(1) 養成機関において2年以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努めること。

(2) 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査すること。

(3) (略)

9 給付金の支給等

を修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母とする。

(1)～(3) (略)

5 (略)

6 支給期間等

(1) 訓練促進費

ア 訓練促進費の支給の対象となる期間は、修業する期間の全期間（上限3年）とする。（平成24年3月31日までに修業を開始した者については、修業する期間の全期間とする。）

イ 訓練促進費は、月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。

7 (略)

8 事前相談の実施

(1) 養成期間において2年以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努めること。

(2) 事前相談においては、当該母子家庭の母の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査すること。

(3) (略)

9 給付金の支給等

(1) (略)

(2) 支給の決定

都道府県等は、支給申請があつた場合は、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対して通知しなければならない。

(3) (略)

10 修業期間中の受給者等の状況の確認等

(1) 修業期間中の在籍状況の確認等

ア 都道府県等は、訓練促進費の支給を受けている対象者並びに支給期間の上限を超えて修学を継続している者（以下「受給者等」という。）に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めるとともに、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求め、職等の状況の把握に努めること。

イ 都道府県等は、受給者等に対し、アの他、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができること。

(2) 受給資格喪失の届出等

受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなつたこと、当該都道府県等に住所を有しなくなつたこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなつたとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わつたとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があつたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に、都道府県等に届出なければならぬ。このため、都道府県等は、事前相談や支給決定通知に際しては、その旨周知すること。

11 (略)

12 関係機関等との連携等

資格取得養成機関、就学関係機関、母子自立支援員、母子自立支援プログラム策定員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勸奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援すること。

(1) (略)

(2) 支給の決定

都道府県等は、支給申請があつた場合は、当該母子家庭の母が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母に対して通知しなければならない。

(3) (略)

10 修業期間中の受給者等の状況の確認等

(1) 修業期間中の在籍状況の確認等

ア 都道府県等は、訓練促進費の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めるとともに、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めると。

イ 都道府県等は、受給者に対し、アの他、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができること。

(2) 受給資格喪失の届出等

受給者は、母子家庭の母でなくなつたこと、当該都道府県等に住所を有しなくなつたこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなつたとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わつたとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があつたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に、都道府県等に届出なければならぬ。このため、都道府県等は、事前相談や支給決定通知に際しては、その旨周知すること。

11 (略)

12 関係機関等との連携等

資格取得養成機関、就学関係機関、母子自立支援員、母子自立支援プログラム策定員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勸奨を行うなど母子家庭の母の就業を支援すること。

また、制度について広報等を活用して周知を図ること。

13 (略)

別紙参考様式
(略)

また、制度について広報等を活用して周知を図ること。

13 (略)

別紙参考様式
(略)

「母子家庭自立支援給付金事業の円滑な運営について」改正新旧対照表（案）

○「母子家庭自立支援給付金事業の円滑な運営について」（平成25年度予算成立日発出：平成15年6月30日雇児福発0630002号を全部改正）

改正後	現行
<p>都道府県 民生主管部（局）長 殿 指定都市 中核市</p> <p>雇児福発第XXXXXXX号 平成25年度予算成立日発出</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p>母子家庭等自立支援給付金事業の円滑な運営について</p> <p>母子家庭等自立支援給付金事業については、「母子家庭等自立支援給付金事業の実施について」（平成25年●月●日雇児発第●号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下、「局長通知」という。）により通知されたところであるが、事業の実施に当たっては、下記の事項に留意のうえ、平成25年4月1日より適用することとしたので、事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>なお、貴管内市（特別区含む。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。</p> <p>また、本通知の施行に伴い、平成15年6月30日雇児福発第0630002号本職通知「母子家庭自立支援給付金事業の円滑な運営について」は廃止する。</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 高等技能訓練促進費等事業の実施について</p> <p>1 支給に係る留意事項について</p> <p>(1) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第</p>	<p>都道府県 民生主管部（局）長 殿 指定都市 中核市</p> <p>雇児福発第0630002号 平成15年6月30日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p>母子家庭自立支援給付金事業の円滑な実施について</p> <p>母子家庭自立支援給付金事業については、「母子自立支援給付金事業の実施について」（平成15年6月30日雇児発第0630009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下、「局長通知」という。）により通知されたところであるが、事業の実施に当たっては、下記の事項に留意のうえ、事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>なお、貴管内市（特別区含む。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 高等技能訓練促進費事業の実施について</p> <p>1 支給に係る留意事項について</p> <p>了 求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第</p>

24条に定める訓練延長給付等、高等技能訓練促進費等事業と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、高等技能訓練促進費等事業の対象とならないこと。

(2) 事前相談の際には、相談者の生活設計等を踏まえ、高等技能訓練促進費等事業の利用の可否についての相談のみならず、他の給付制度や一定の要件を備えれば償還免除となる貸付制度等の活用についても説明したうえで、相談者の意思を確認すること。

なお、具体的な他制度（対象資格）の例としては、求職者支援制度（保育士及び介護福祉士）や、制度の趣旨は高等技能訓練促進費等事業と異なるものではあるが、保育士修学資金貸付事業（保育士）、介護福祉士等修学資金貸付制度（介護福祉士）、地方自治体が独自に実施している看護師等に係る修学資金の貸付（看護師及び准看護師）などが想定される。

(3) 夏期休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由以外に、より、月の初日から末日まで1日も出席しなかった月がある場合は、当該月については支給しないこと。

(4) 通信教育によるものは、通学制を原則とする観点から、養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等、特にやむを得ない場合に限ること。ただし、平成24年3月31日までに修業を開始した者については、この限りではない。

(5) 高等技能訓練促進費の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときの取扱いについては、次のとおりとすること。

ア 高等技能訓練促進費の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときは、その休学を始めた日の属する月の翌月（休学を始めた日が月の初日の場合は、その日の属する月）から、復学の日の属する月の前月（復学の日が月の末日である場合は、その日の属する月）までの間につき、高等技能訓練促進費を支給しないこと。

イ 休学した者が復学した場合には、受給資格等の支給要件を確認の上、高等技能訓練促進費の支給を再開することができるとする。この場合において、休学により高等技能訓練促進費を支給しなかった期間は、母子及び寡婦福祉法施行令第30条第4項の規定に定める「修業する期間」に含めないものとする。

(6) 過去に高等技能訓練促進費の給付を受けた者には支給しないこととするため、支給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認すること。

2 (略)

24条に定める訓練延長給付等、高等技能訓練促進費等事業と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、高等技能訓練促進費等事業の対象とならないこと。

イ 保育士及び介護福祉士については、求職者支援制度の活用を促すこと。

ウ 夏期休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由以外に、より、月の初日から末日まで1日も出席しなかった月がある場合は、当該月については支給しないこと。

エ 通信教育によるものは、通学制を原則とする観点から、養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等、特にやむを得ない場合に限ること。ただし、平成24年3月31日までに修業を開始した者については、この限りではない。

2 (略)

「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>別紙 母子自立支援プログラム策定等事業実施要綱</p> <p>第1 目的 児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置し、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定し、これに基づき、生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年●月●日職発第●●●号職業安定局長通知。以下「職業安定局長通知」という。）及び生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年●月●日雇児発第●●●号雇用均等・児童家庭局長及び平成25年●月●日社援発第●●●号社会・援護局長連名通知。）や母子家庭等就業・自立支援事業等を活用することで、児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかな継続的な自立・就業支援を実施することを目的とする。</p> <p>第2～第5 （略）</p> <p>第6 母子自立支援プログラム策定等事業の内容等 1 母子自立支援プログラム策定事業について (1) 面接の実施 児童扶養手当受給者に対し、児童扶養手当の受給資格認定時・現況届提出時や保育所の申込み時等あらゆる機会を捉え、リーフレット等により母子自立支援プログラム策定等事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業を周知するとともに、母子自立支援員、センター等相談窓口へ来所した相談者のうち自立・就業に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）に対し、意向を十分に確認した上で、順次個別に面接を実施すること。 面接に当たっては、策定員が置かれている福祉事務所等の場所に限らず、相談者の希望に応じて出張相談等を行うこと。 (2) (略) (3) プログラムに基づく支援について 策定したプログラムに基づく支援を行うに当たっては、安定所との連携による就労支援事業や母子家庭等就業・自立支援事業、就職準備支援コース事業等を活用し、きめ細かな自立・就業支援</p>	<p>別紙 母子自立支援プログラム策定等事業実施要綱</p> <p>第1 目的 児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置し、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定し、これに基づき、「福祉から就労」支援事業（福祉から就労）支援事業実施要領（平成23年4月1日付け職発0401第21号職業安定局長通知。以下「職業安定局通知」という。）及び「福祉から就労」支援事業の実施について（平成23年4月1日付け雇児発0401第20号雇用均等・児童家庭局長及び社援発0401第27号社会・援護局長連名通知。）や母子家庭等就業・自立支援事業等を活用することで、児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかな継続的な自立・就業支援を実施することを目的とする。</p> <p>第2～第5 （略）</p> <p>第6 母子自立支援プログラム策定等事業の内容等 1 母子自立支援プログラム策定事業について (1) 面接の実施 児童扶養手当受給者に対し、児童扶養手当の受給資格認定時・現況届提出時や保育所の申込み時等あらゆる機会を捉え、リーフレット等により母子自立支援プログラム策定等事業及び「福祉から就労」支援事業を周知するとともに、母子自立支援員、センター等相談窓口へ来所した相談者のうち自立・就業に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）に対し、意向を十分に確認した上で、順次個別に面接を実施すること。 面接に当たっては、策定員が置かれている福祉事務所等の場所に限らず、相談者の希望に応じて出張相談等を行うこと。 (2) (略) (3) プログラムに基づく支援について 策定したプログラムに基づく支援を行うに当たっては、安定所との連携による就労支援事業や母子家庭等就業・自立支援事業、就職準備支援コース事業等を活用し、きめ細かな自立・就業支援</p>

を行うこととする。また、就労支援事業を活用することが望ましいと考えられる相談者（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領（職業安定局長通知別添。）の●に該当する者。以下「就労支援事業対象者」という。）については、次に掲げる事項について留意すること。

ア 就労支援事業対象者については、生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領に従い就労支援事業についての説明や意向の確認を十分行い、福祉事務所総括コーディネーターと事前に相談・調整の上、要請書、個人票 A（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添●から別添●）を別に作成することとする。

なお、安定所に対する支援要請に際しては、個人情報の提供について就労支援事業対象者の同意を得るものとする。

イ 策定員は、生活保護受給者等就労支援チーム（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添●参照。）の構成員として、安定所の生活保護受給者等就労自立促進事業に対し、安定所又はビギーターとともに、就労支援事業対象者に対し、安定所又は福祉事務所等において面接を実施することとする。

面接終了後、就労支援チームはケース会議を実施し、就労支援事業対象者に最も適した支援方針を決定することとする。

ウ (略)

2～5 (略)

第7～第8 (略)

を行うこととする。また、就労支援事業を活用することが望ましいと考えられる相談者（福祉から就労」支援事業実施要領（職業安定局長通知別添。）の6に該当する者。以下「就労支援事業対象者」という。）については、次に掲げる事項について留意すること。

ア 支援対象者については、「福祉から就労」支援事業実施要領に従い就労支援事業についての説明や意向の確認を十分行い、福祉事務所総括コーディネーターと事前に相談・調整の上、要請書、個人票 A（福祉から就労」支援事業実施要領別添3から別添6参照。）を別に作成することとする。

なお、安定所に対する支援要請に際しては、個人情報の提供について就労支援事業対象者の同意を得るものとする。

イ 策定員は、生活保護受給者等就労支援チーム（福祉から就労」支援事業実施要領別添1参照。）の構成員として、安定所の「福祉から就労」支援事業担当責任者及びビギーターとともに、就労支援事業対象者に対し、安定所又は福祉事務所等において面接を実施することとする。

面接終了後、就労支援チームはケース会議を実施し、就労支援事業対象者に最も適した支援方針を決定することとする。

ウ (略)

2～5 (略)

第7～第8 (略)

